Disclosure

2014

朝日火災の現状

平成26年版／平成25年度決算

朝日火災海上保険株式会社

The Asahi Fire and Marine Insurance Company, Limited

はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「朝日火災の現状2014（平成26年版／平成25年度決算）」を作成しました。平成25年度の業績を中心に当社の経営方針、事業概況、財務状況などをわかりやすくご説明したものです。本誌が当社をより深くご理解いただくうえで、皆様のお役に立てれば幸いです。

なお、本誌は保険業法第111条、保険業法施行規則第59条に基づいて作成しています。

目　次

ごあいさつ 1

Ⅰ 当社の概況および組織 2

1. 代表的な経営指標等 …… 2
2. 経営理念・行動指針・モットー …… 4
3. 会社の沿革 …… 6
4. 会社の組織・店舗網一覧 …… 9
5. 株主・株式の状況 …… 13
6. 役員の状況 …… 17
7. 従業員の状況 …… 20
8. 関連会社 …… 20
9. トピックス …… 21

Ⅱ 当社の運営 22

1. 内部統制システムの基本方針 …… 22
2. リスク管理の体制 …… 25
3. 健全な保険数理に基づく第三分野保険に係る責任準備金の確認についての合理性および妥当性 …… 27
4. 法令等遵守の体制と勧誘方針 …… 28
5. 社内・社外の監査体制 …… 30
6. 個人情報保護 …… 31
7. 反社会的勢力への対応に関する基本方針 …… 36
8. 利益相反管理方針の概要 …… 37
9. CSR（企業の社会的責任）と社会貢献活動 …… 38
10. 地震保険の普及・啓発 …… 40

Ⅲ 当社の主要な業務の内容 41

1. 取扱い商品（主なもの） …… 41
2. 新商品の開発状況 …… 46
3. 一般的な損害保険の仕組み …… 48
4. 約款 …… 48
5. 保険料 …… 51
6. 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス …… 52
7. 保険募集について …… 62

Ⅳ 損害保険用語の解説（50音順） 67

Ⅴ 業績データ 71

1. 当社の主要な業務に関する事項 …… 72
   - 【1】当期の業績概況 …… 72
   - 【2】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移 …… 73
   - 【3】業務の状況を示す指標 …… 74
   - 【4】経理に関する指標 …… 79
   - 【5】資産運用に関する方針と指標等 …… 85
   - 【6】特別勘定に関する指標等 …… 94
   - 【7】責任準備金の残高の内訳 …… 95
   - 【8】期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト） …… 95
   - 【9】事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移 …… 96
2. 財産の状況 …… 97
   - 【1】計算書類 …… 97
   - 【2】リスク管理債権 …… 111
   - 【3】元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 111
   - 【4】債務者区分に基づいて区分された債権 …… 112
   - 【5】保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率） …… 113
   - 【6】時価情報等 …… 114
   - 【7】その他 …… 117
3. 当社およびその子会社等の概況 …… 118
   - 【1】当社およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成 …… 118
   - 【2】子会社に関する事項 …… 118
4. 当社およびその子会社等の主要な業務 …… 119
   - 【1】当期の事業の概況（連結） …… 119
   - 【2】連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 119
5. 当社およびその子会社等の財産の状況 …… 120
   - 【1】連結財務諸表 …… 120
   - 【2】リスク管理債権 …… 135
   - 【3】当社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率） …… 136
   - 【4】連結決算セグメント情報 …… 137
   - 【5】その他 …… 138

ごあいさつ

取締役社長
（代表取締役）添田智則

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、野村グループの損害保険会社として、「お客様が心から満足し感動するサービスの提供」、「社員の人材育成に努め、創造性をもって成長」、「より信頼される企業として誠実に行動し、社会に貢献」という3つの経営理念を実現させるべく、日々取り組んでいます。

平成25年度の日本経済は、政府の「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を基本方針とする「三本の矢」による一体的な取組や日銀の金融緩和政策が進められたことから、株価の回復や円安傾向が継続し緩やかな回復基調を辿りました。これに伴い、企業業績の伸展、家計における消費マインドの改善が見られるなど、設備投資や家計消費等の内需を中心とした景気回復の動きが広がりました。

こうした中、当社は平成25年4月から3ヶ年の中期経営計画をスタートさせました。中期経営計画初年度はコンパクトかつ効率的な組織の実現、営業オペレーション改革、代理店網の再構築などの体制整備を行う一方、システム費用等の経費削減を実行しました。また、資産運用においても、責任準備金対応債券による運用、保有株式の売却等を行い、一層のリスクの低減に努めました。今年度も引き続き中期経営計画の基本方針に則り、改革を実行することで、継続的に保険引受利益を黒字化し、より一層強固な財務基盤を構築します。

当社は、大手損害保険会社とは一線を画した戦略を行います。国内の損害保険事業に特化し、その中でもニッチな市場を開拓していきます。また、優先して販売する保険商品を絞り込み、ここに経営資源を集中させます。こうした独自の戦略により差別化を図り、存在価値をアピールしていきます。その結果、お客様に対して今まで以上に質の高いサービスを提供できると考えています。さらに、当社は代理店の皆様をイコールパートナーと位置付け、どうしたらお客様に満足していただけるかを代理店の皆様と一緒に考え、共に成長することを目指しています。金融サービス業として、ご契約に至るまでの過程やご契約後における付加価値をいかに高め、お客様にご提供できるかを常に考え実践していくことで「オンリーワン」の損害保険会社を目指していきます。

皆様の日ごろのご愛顧に感謝申し上げるとともに、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成26年7月

Ⅰ 当社の概況および組織

1 代表的な経営指標等

(単位:百万円)

項目＼年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	36,804 (△2.27%)	36,762 (△0.11%)	38,141 (3.75%)	34,011 (△10.83%)	31,703 (△6.79%)
経常収益	90,331	97,605	109,234	91,104	84,000
保険引受利益	△1,414	△1,921	△6,341	△5,176	△1,973
経常利益 (対前期増減率)	1,101 (―)	△1,191 (△208.18%)	△1,433 (―)	1,096 (―)	3,288 (200.06%)
当期純利益 (対前期増減率)	107 (―)	△867 (△908.72%)	△1,952 (―)	448 (―)	313 (△30.22%)
正味損害率	56.12%	57.52%	64.82%	64.69%	64.96%
正味事業費率	48.47%	48.88%	47.58%	47.78%	48.27%
資本金の額 (発行済株式総数)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)
純資産額	23,672	18,376	17,163	29,175	31,578
総資産額	391,086	390,585	397,678	403,437	396,062
積立勘定資産額	33,218	30,779	30,340	25,881	22,853
責任準備金残高	346,606	351,855	360,279	351,596	336,194
貸付金残高	10,004	8,727	8,238	7,230	7,234
有価証券残高	323,068	284,200	249,565	297,137	337,331
単体ソルベンシー・マージン比率	567.5%	500.8%	361.9%	519.6%	588.4%
その他有価証券評価差額金	5,764	1,499	2,410	14,140	16,578
リスク管理債権の合計額	―	―	―	―	―
配当性向	755.77%	―	―	15.63%	25.37%
従業員数	674名	674名	652名	601名	552名

(注1) **正味収入保険料**：保険契約者（お客様）から引き受けた保険料（元受保険料）から積立保険料を控除し、他の保険会社から引き受けた保険料（受再保険料）を加え、当社から他の保険会社に支払った保険料（再保険料）を控除した正味の保険料のことで、一般事業会社の売上高に相当するものです。

(注2) **正味損害率**：正味収入保険料に対して支払った「保険金+損害調査費」の割合を示す比率です。

(注3) **正味事業費率**：正味収入保険料に対して支払った保険会社の事業上の経費の割合を示す比率です。経費の内訳としては、人件費、物件費、税金、各種拠出金、代理店手数料、集金費などが含まれ、損害調査に係る経費は除かれます。

(注4) **保険引受利益**：正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費、満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した残余（利益）です。

(注5) **経常利益**：正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取り引きから生じた損益を示すものです。

(注6) **当期純利益**：税引前当期純利益から法人税及び住民税および法人税等調整額を控除した残与（利益）です。

(注7) **単体ソルベンシー・マージン比率**：ソルベンシー・マージンは日本語では「支払余力」と訳されます。ソルベンシー・マージン比率は損害保険会社が通常の予測を超える危険の発生に対して通常の準備金を超えて持っている支払余力の割合を示す指標です。平成11年4月から導入された早期是正措置では、この指標を一つの基準として行政当局は損害保険会社に対して経営の改善命令等を出すことになっています。リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末（平成24年3月31日）から算出にかかる法令等が改正されています。この改正された内容を平成22年度に適用した場合、500.8%は316.0%になります。

(注8) **総資産額**：保険会社が保有する現金・預金、有価証券、貸付金、固定資産等の資産の合計であり、貸借対照表の資産の部合計の値です。

(注9) **純資産額**：総資産額から、保険契約準備金や各種引当金等の負債を控除した保険会社の正味の資産額のことで、貸借対照表の純資産の部合計の値です。

(注10) **その他有価証券評価差額金**：「その他有価証券」の時価評価により生じた評価差額から税相当額を控除した金額です。

(注11) **リスク管理債権**：リスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分けられており、「回収の可能性に注意を必要とする債権」のことをいいます。

■正味収入保険料の推移

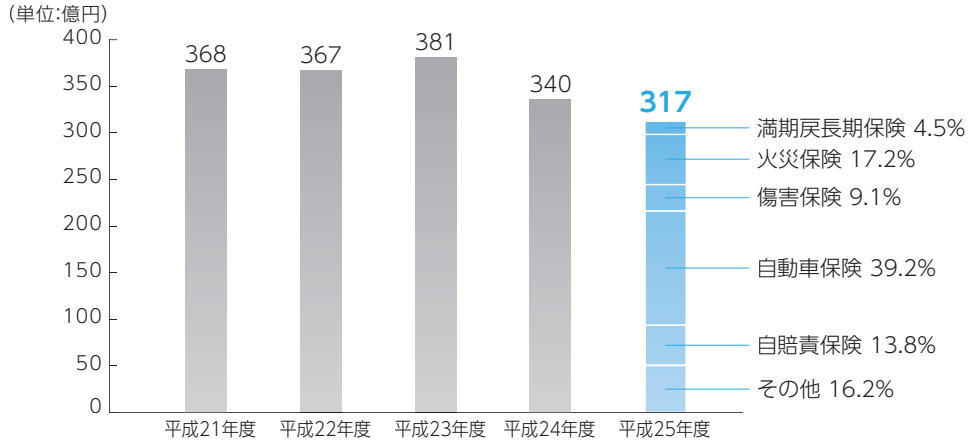

■総資産の推移

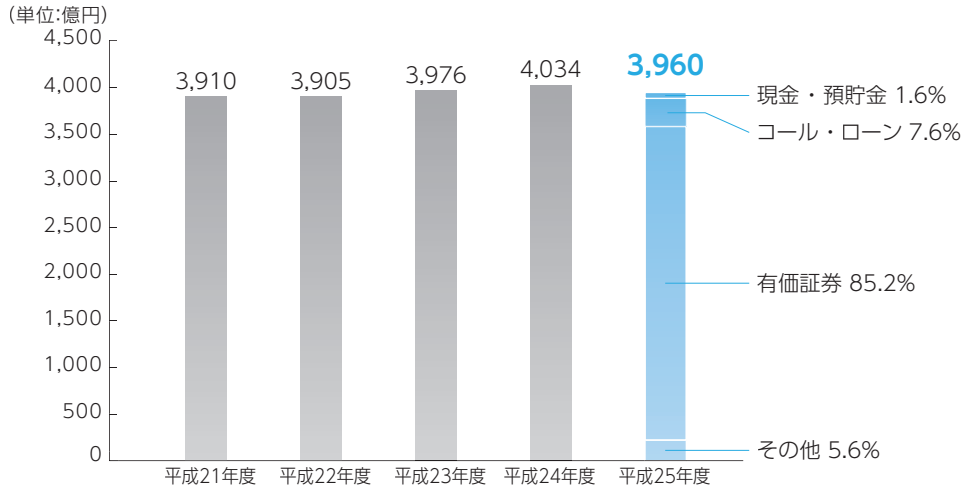

■利息および配当金収入の推移

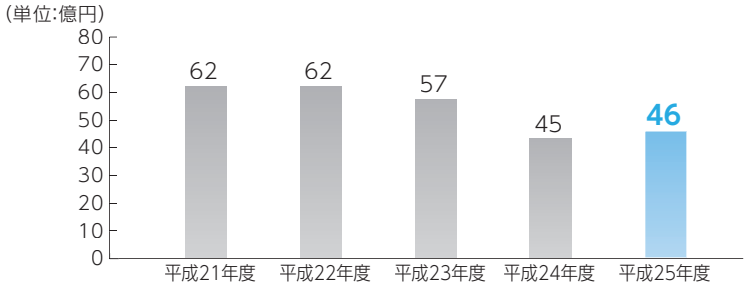

■責任準備金の推移

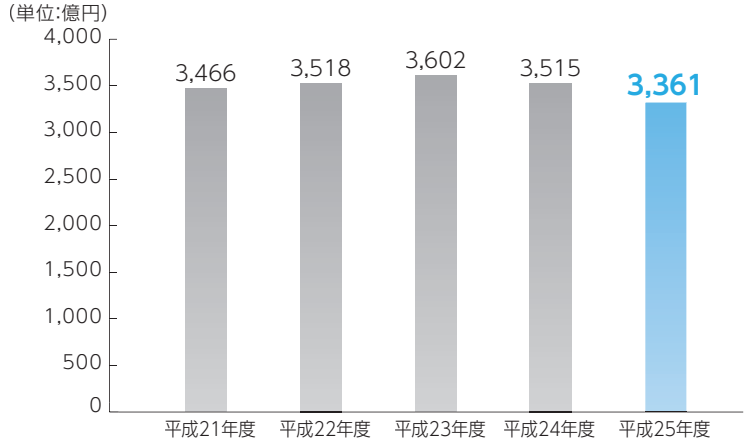

2 経営理念・行動指針・モットー

【1】経営理念

当社は、損害保険のプロフェッショナルとして、お客様へ良質なサービスをご提供することで、お客様からより信頼される企業として成長し、社会の発展に貢献するために、「経営理念」を定めています。

■ 私たちは損害保険事業を通じて、
お客様が心から満足し感動するサービスを提供します。

■ 私たちは損害保険事業を通じて、
社員の人材育成に努め、創造性をもって成長します。

■ 私たちは損害保険事業を通じて、
より信頼される企業として誠実に行動し、社会に貢献します。

【2】行動指針

当社は、「経営理念」を実現するための行動のあり方を指し示すものとして、「行動指針」を定めています。

■ 「わかりやすい説明」「真心のこもった事故対応」を実践し、「お客様の声は宝物」と受け止め、質の高いサービスをお客様に提供します。

■ 自由闊達な企業風土のなかで、人格と個性を尊重し、品格と教養を高め、高い倫理観と創造性をもって行動します。
また、代理店の皆様の良きパートナーとして、互いに信頼し相互の発展を図ります。

■ 損害保険事業の社会的責任と公共的使命を踏まえ、個人情報保護、反社会的勢力への対処、情報開示などコンプライアンスを尊重し、適正な企業活動を行います。

【3】モットー

当社は、行動すべきことを一言で象徴的に表す言葉として、「モットー」を定めています。

■ 私たちのモットーは「FACE TO FACE」です。

3 会社の沿革

当社は、昭和26年2月28日、野村證券、大和銀行（現りそな銀行）、第一銀行（現みずほ銀行）、そのほか財界人および有力各社の発起により、資本金5,000万円をもって設立、登記されました。同年3月17日、火災、海上および運送保険の事業免許をうけ、営業を開始しました。

以後当社は、積極的活動と経営の効率化により着実な発展を続け、平成23年5月24日、野村ホールディングス株式会社の連結子会社となり、現在に至っています。

■当社の現状（平成26年3月末日現在）

本店の所在地 **（平成26年7月1日現在）**		東京都千代田区神田美土代町7番地
設立年月日		昭和26年2月28日
営業拠点数 **（平成26年7月1日現在）**	本支店 サービスセンター	34ヶ所 9ヶ所
代理店		3,240店
従業員		552名
資本金		51億5,315万円
総資産		3,960億円
発行済株式総数	普通株式 甲種優先株式	897万264株 208万4千株
株主数	普通株式 甲種優先株式	278名 1名

■マークの由来

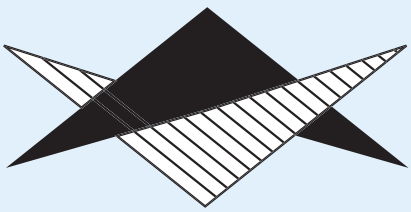

このマークは、朝日の「A」と火災の「火」とを組み合せたもので、朝日火災のお客様とともに社員、代理店の全員の一致協力の言動を表し、「常に新しく、上昇する朝日の勢い」を象徴しています。

昭和26年 2月	創立総会を日本工業倶楽部で開催 尾上登太郎、初代社長に就任。発行済株式総数100万株、資本金5,000万円。本社を東京都千代田区大手町2-2 野村ビル6階に設置（2月28日登記）
3月	火災・海上・運送保険事業免許取得
3月	営業開始（3月17日）
昭和27年 3月	本社を東京都千代田区神田鍛冶町2-10 上野ビルへ移転
昭和28年12月	新資本金1億円に（100万株を増資、発行済株式総数200万株）
昭和29年 3月	自動車保険事業免許取得
3月	傷害保険・信用保険事業免許取得
昭和30年12月	自動車損害賠償責任保険事業免許取得
昭和36年 3月	創立10周年を迎える
昭和40年 1月	新資本金2億5,000万円に（300万株を増資、発行済株式総数500万株）
2月	鉄道保険部と合体
昭和43年 8月	飛騨川事故（観光バス2台飛騨川に転落、104名死亡。乗客1名につき傷害保険50万円当社に付保）発生。当社全額支払い
昭和44年11月	満期戻長期保険事業免許取得、ペットネーム「朝日の貯蓄保険」として発売
昭和46年 3月	創立20周年を迎える
7月	全日空機、自衛隊機と空中接触事故（旅客・乗員全員死亡。旅客155名中125名が当社契約者）発生。当社1億2,500万円支払い
昭和48年 4月	新代理店制度発足にともない、代理店講習の自社教育体制を確立・実施
昭和50年12月	創立25周年を記念して朝日火災代理店企業共済組合設立
12月	自家用自動車保険「PAP」認可

昭和56年 3月	創立30周年を迎える
昭和62年10月	新資本金13億3,000万円に（第三者割り当てにより100万株を増資、発行済株式総数600万株）
昭和63年 9月	関連子会社 「朝日火災ビジネス・サービス㈱」設立
10月	新資本金24億500万円に（第三者割り当てにより100万株を増資、発行済株式総数700万株）
平成 元年 4月	オンラインネットワーク完成
平成 3年 3月	創立40周年を迎える
平成 5年 3月	朝日火災富士研修センター完成
平成 6年 4月	満期戻総合保険 「スーパージャンプ」 発売開始
平成 9年11月	新資本金25億235万円に（第三者割り当てにより33万株を増資、発行済株式総数869万株）
平成11年11月	ホームページ開設
平成12年 7月	ロードアシスタンスサービス開始
9月	代理店専用ホームページ「AG−NET」開設
平成13年 3月	創立50周年を迎える
4月	新代理店制度実施
4月	申込書の代理店オンライン計上開始
4月	「コンプライアンス推進室」設置
平成14年 7月	満期戻総合保険「スーパージャンプ W30型」発売開始
平成15年 1月	「医療総合保険」「がん保険」発売開始
6月	「お客様相談センター」設置
8月	「勧誘方針」改定
平成16年 1月	ホームサポートサービス「生活救急車」開始

	7月	「行動規範」作成
	9月	リスク細分型自動車総合保険「ASAP（アサップ）」発売開始
	10月	「e−JIBAI」稼働開始
平成17年	4月	家庭総合保険「ホームアシスト」発売開始
	4月	「プライバシーポリシー」作成
	11月	「業法第一条の誓い」制定
平成18年	5月	「内部統制システムの基本方針」決定
	5月	次期システム構築プロジェクト開始
	6月	本社を東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビルに移転
	12月	「保険金等支払管理委員会」設置
平成19年	4月	次世代育成支援対策法認定マーク「くるみん」取得
	9月	意向確認書面制度開始
平成20年	4月	「朝日コンシェルジュサービス」開始
	10月	「ALM委員会」設置
	11月	商品専門試験制度開始
平成21年	3月	事業者総合賠償責任保険「CGL」発売開始
	3月	「海外旅行保険」発売開始
	3月	新資本金50億315万円に（第三者割り当てにより208万4千株を増資、発行済株式総数:普通株式869万株、甲種優先株式208万4千株）
	4月	「勧誘方針」改定
	4月	「反社会的勢力対応マニュアル」策定
	6月	新資本金51億5,315万円に（第三者割り当てにより60万株を増資、発行済株式総数:普通株式929万株、甲種優先株式208万4千株）
	7月	「利益相反管理方針」策定
	10月	「経営理念」「行動指針」改定、「モットー」制定
平成22年	2月	ホームページで自動車保険Web約款の掲載開始
	4月	自動車保険において保険料後払い方式の導入
	9月	自動車保険フリート契約者向けドライブレコーダー特約発売
平成23年	3月	創立60周年を迎える
	3月	「地震保険相談ダイヤル」開設（東日本大震災被災者支援）
	4月	火災保険において保険料後払い方式の導入
	4月	「朝日火災安心コールセンター」開設（東日本大震災被災者支援）
	5月	野村ホールディングス株式会社の連結子会社となる
	10月	「損害保険募集人一般試験」開始
平成24年	4月	「建築ものがたり」発売開始
	8月	ビジネス総合補償特約付普通火災保険「ビジネス総合保険」発売開始
	11月	事業者総合賠償責任保険「ビジバイ」、「BGL」発売開始
平成25年	10月	傷害総合保険「天使のお守り」発売開始
	10月	自己株式31万9,736株を消却（発行済株式総数:普通株式897万264株、甲種優先株式208万4千株）
平成26年	4月	全保険種目で24時間365日の事故受付開始
	4月	ホームページ全面リニューアル

4 会社の組織・店舗網一覧

【1】当社の組織（平成26年7月1日現在）

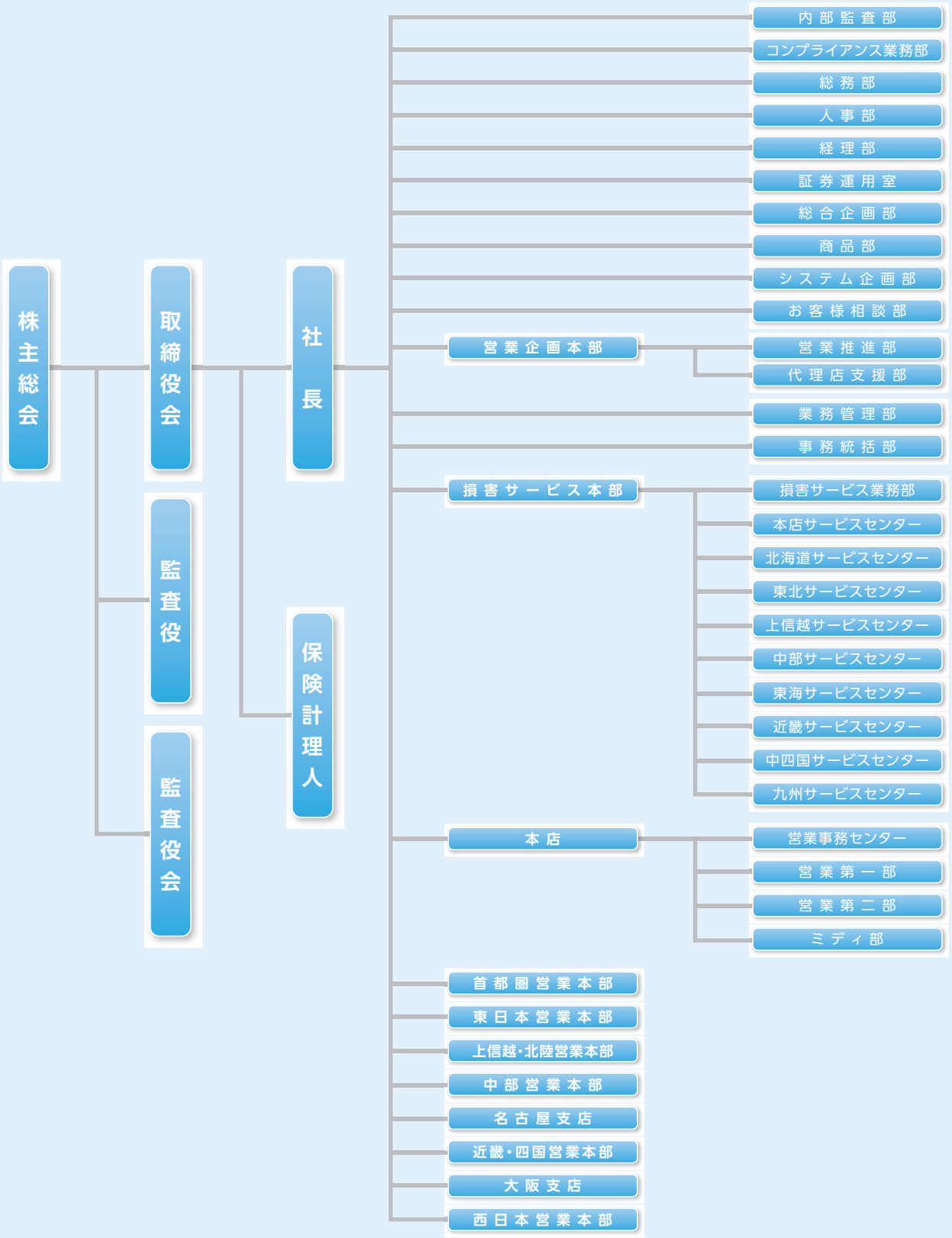

【2】営業体制（平成26年7月1日現在）

営業ネットワーク

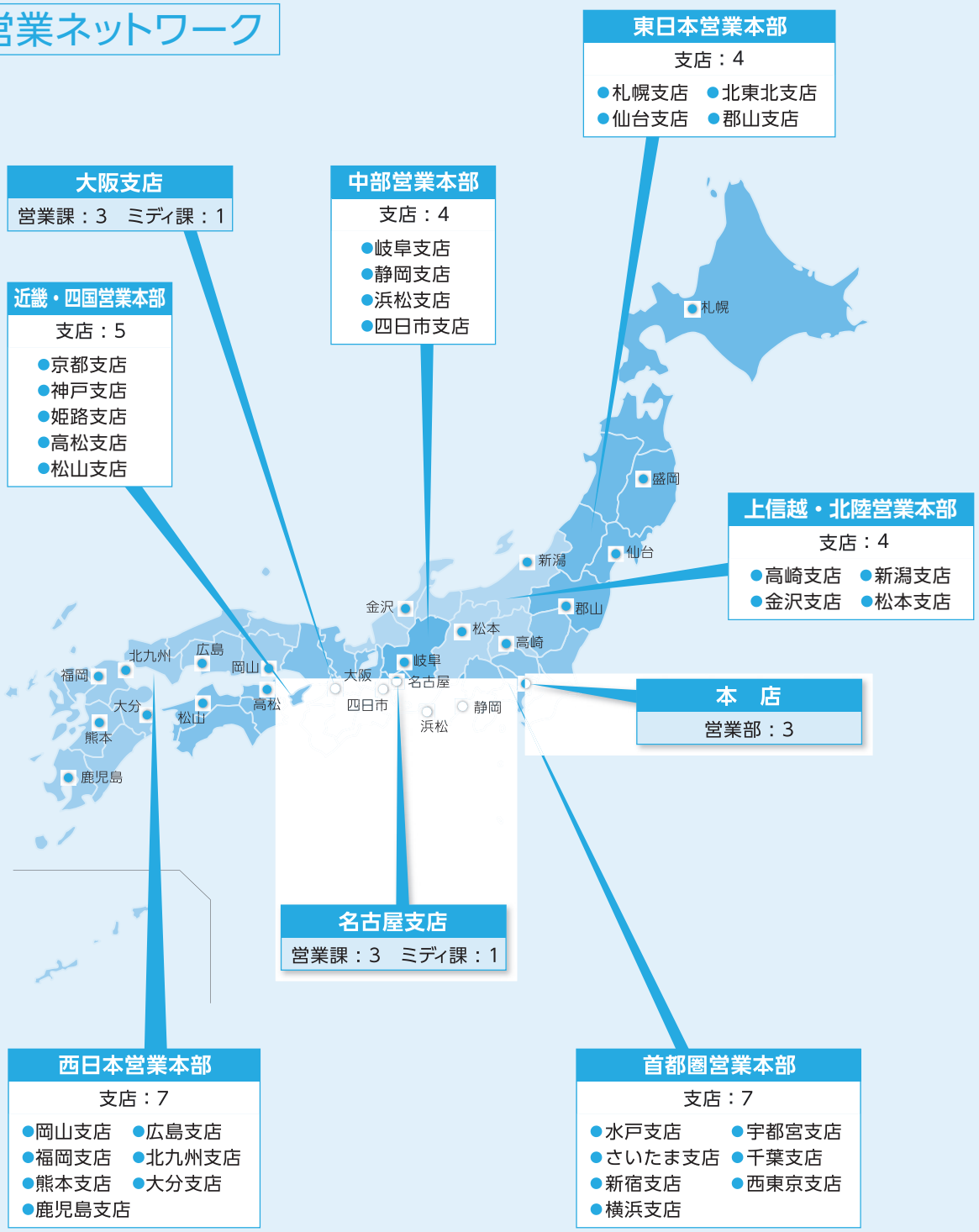

【3】店舗網一覧

※サービスセンター併設店

■国内営業店舗数本支店34

（平成26年7月1日現在）

本 店※

営業第一部　営業第二部　ミディ部
〒101−8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL.03（3294）2111

首都圏営業本部

水戸支店
〒310−0021 茨城県水戸市南町2−6−18 日本生命水戸南町ビル
TEL.029（231）1991

宇都宮支店
〒320−0811 栃木県宇都宮市大通り1−4−22 MSC第2ビル
TEL.028（624）8581

さいたま支店
〒330−0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町2−35 大宮MTビル
TEL.048（644）7744

千葉支店
〒260−0028 千葉県千葉市中央区新町3−13 千葉TNビル
TEL.043（246）6236

新宿支店
〒163−0536 東京都新宿区西新宿1−26−2 新宿野村ビル
TEL.03（3343）4576

西東京支店
〒190−0022 東京都立川市錦町1−7−18 立川エフビル
TEL.042（524）8205

横浜支店
〒231−0015 神奈川県横浜市中区尾上町4−52 横浜野村證券ビル
TEL.045（641）8612

東日本営業本部

札幌支店※
〒060−0003 北海道札幌市中央区北三条西4丁目1−1 日本生命札幌ビル
TEL.011（231）7321

北東北支店
〒020−0034 岩手県盛岡市盛岡駅前通8−17 小岩井・明治安田ビル
TEL.019（653）3051

仙台支店※
〒980−0014 宮城県仙台市青葉区本町2−3−10 仙台本町ビル
TEL.022（221）7621

郡山支店
〒963−8002 福島県郡山市駅前2−5−12 郡山野村證券ビル
TEL.024（923）4065

上信越・北陸営業本部

高崎支店※
〒370−0052 群馬県高崎市旭町44−2 旭町ビル
TEL.027（322）3739

新潟支店
〒951−8068 新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215−7 新潟野村證券ビル
TEL.025（225）1700

金沢支店
〒920−0031 石川県金沢市広岡1−1−35 金沢第二ビル
TEL.076（233）2884

松本支店
〒390−0815 長野県松本市深志2−5−2 県信松本深志ビル
TEL.0263（32）9374

中部営業本部

岐阜支店
〒500−8813 岐阜県岐阜市明徳町10 杉山ビル
TEL.058（263）3191

静岡支店※
〒420−0857 静岡県静岡市葵区御幸町4−1 アーバンネット静岡ビル
TEL.054（253）3151

浜松支店
〒430−0936 静岡県浜松市中区大工町125 大発地所ビルディング
TEL.053（454）8396

四日市支店
〒510−0067 三重県四日市市浜田町5−27 第三加藤ビル
TEL.059（351）7215

名古屋支店※

〒460−0003 愛知県名古屋市中区錦2−19−6 名古屋野村證券第二ビル
TEL.052（231）4461

※サービスセンター併設店

近畿・四国営業本部

京都支店
〒600−8411 京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612 四条烏丸ビル
TEL.075 (211) 4221

神戸支店
〒650−0034 兵庫県神戸市中央区京町71 山本ビル
TEL.078 (321) 0701

姫路支店
〒670−0902 兵庫県姫路市白銀町24 みなと銀行第一生命共同ビルディング
TEL.079 (281) 3535

高松支店
〒760−0023 香川県高松市寿町1−1−12 パシフィックシティ高松
TEL.087 (821) 5581

松山支店
〒790−0003 愛媛県松山市三番町6−8−1 太陽生命松山ビル
TEL.089 (943) 7605

大阪支店※

〒541−8508 大阪府大阪市中央区本町3−4−10 本町野村ビル
TEL.06 (6265) 2800

西日本営業本部

岡山支店
〒700−0901 岡山県岡山市北区本町6−36 第一セントラルビル
TEL.086 (225) 0505

広島支店※
〒730−0031 広島県広島市中区紙屋町2−1−22 広島興銀ビル
TEL.082 (247) 2431

福岡支店※
〒810−0001 福岡県福岡市中央区天神2−14−8 福岡天神センタービル
TEL.092 (712) 3311

北九州支店
〒802−0081 福岡県北九州市小倉北区紺屋町4−6 北九州ビル
TEL.093 (551) 5881

熊本支店
〒860−0803 熊本県熊本市中央区新市街11−18 熊本第一生命ビルディング
TEL.096 (324) 2332

大分支店
〒870−0034 大分県大分市都町1−2−1 大分中央通りビル
TEL.097 (534) 6011

鹿児島支店
〒892−0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1−10 鹿児島中央ビル
TEL.099 (222) 8141

【4】海外ネットワーク

該当ありません。

5 株主・株式の状況

【1】基本事項

① 定時株主総会開催時期	毎年6月中
② 決算期日	毎年3月31日
③ 株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
④ 基準日	毎年3月31日
⑤ 公告掲載新聞	日本経済新聞
⑥ 上場取引所名	非 上 場

【2】定時株主総会議案等

① 第64回定時株主総会

第64回定時株主総会が、平成26年6月27日に開催され、以下のとおり報告ならびに決議されました。

ア　報告事項

第64期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、計算書類の内容を報告しました。

イ　決議事項

第1号議案　自己株式取得の件

本件は原案のとおり、会社法第156条および第160条の規定に基づき、本総会終結の時から、1年を超えない時までに、買取の申し出のあった方より普通株式20万株、取得価額の総額100百万円を限度として自己株式を取得することが承認可決されました。

第2号議案　取締役9名選任の件

本件は原案のとおり、大家一穂、添田智則、内尾博、松下春喜、本田泰章、浜田裕彦、八尋富士夫、岸本圭司、鈴木守の9名が選任され、就任しました。

第3号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は原案のとおり、承認可決されました。

【3】株式分布状況

①所有者別状況

ア. 普通株式

(平成26年3月31日現在)

所有者区分	株主数（人）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
政府・地方公共団体	0	0	0.00
金融機関	5	852,720	9.51
証券会社	4	498,040	5.55
その他の法人	32	6,913,499	77.07
外国法人	0	0	0.00
個人その他	237	706,005	7.87
合　計	278	8,970,264	100.00

イ. 甲種優先株式

(平成26年3月31日現在)

所有者区分	株主数（人）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
その他の法人	1	2,084,000	100.00
合　計	1	2,084,000	100.00

②所有数別状況

ア. 普通株式

(平成26年3月31日現在)

所有数区分	株主数（人）	株主総数に対する割合（%）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
1単元未満	87	31.29	27,995	0.31
1単元以上5単元未満	146	52.52	321,619	3.58
5単元以上10単元未満	13	4.68	81,730	0.91
10単元以上50単元未満	15	5.40	280,740	3.13
50単元以上100単元未満	1	0.36	60,000	0.67
100単元以上500単元未満	12	4.31	2,636,880	29.40
500単元以上1000単元未満	2	0.72	1,316,500	14.68
1000単元以上	2	0.72	4,244,800	47.32
合　計	278	100.00	8,970,264	100.00

イ. 甲種優先株式

(平成26年3月31日現在)

所有数区分	株主数（人）	株主総数に対する割合（%）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
1000単元以上	1	100.00	2,084,000	100.00
合　計	1	100.00	2,084,000	100.00

①地域別状況

ア. 普通株式

(平成26年3月31日現在)

地域区分	株主数（人）	株主総数に対する割合（%）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
北海道	5	1.80	14,121	0.16
東　北	6	2.16	5,630	0.06
関　東	168	60.43	7,505,963	83.68
中　部	37	13.31	85,041	0.95
近　畿	45	16.19	1,332,913	14.86
中　国	7	2.51	10,329	0.12
四　国	1	0.36	4,000	0.04
九　州	9	3.24	12,267	0.13
外　国	0	0.00	0	0.00
合　計	278	100.00	8,970,264	100.00

イ. 甲種優先株式

(平成26年3月31日現在)

地域区分	株主数（人）	株主総数に対する割合（%）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
関　東	1	100.00	2,084,000	100.00
合　計	1	100.00	2,084,000	100.00

【4】上位10名の株主

①普通株式

(平成26年3月31日現在)

株主の氏名または名称	住　所	各株主の持株数（千株）	発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合（%）
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号	3,126	34.85
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,118	12.46
株式会社ジャフコ	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	673	7.50
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	643	7.16
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	418	4.65
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	405	4.52
野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	286	3.18
髙木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1−400号	258	2.88
朝日火災従業員持株会	東京都千代田区神田美土代町7番地	250	2.79
野村殖産株式会社	大阪市中央区高麗橋二丁目1番2号	244	2.72

②甲種優先株式

(平成26年3月31日現在)

株主の氏名または名称	住　所	各株主の持株数（千株）	発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合（%）
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号	2,084	100.00

【5】配当政策

当社は、長期安定的な経営基盤を確立するため、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対して安定した配当を行うことを基本方針としています。

以上の方針に基づき、平成26年3月期の株主配当金については、普通株式1株につき6円、優先株式1株につき48円としました。

【6】資本金の推移

(単位:百万円)

年月日	増資額	増資後資本金	摘　要
昭和26年　2月26日	―	50	設立
昭和28年 12月16日	50	100	有償　第三者割当
昭和40年　1月 1日	150	250	有償　第三者割当
昭和62年 10月 1日	1,080	1,330	有償　第三者割当
昭和63年 10月 1日	1,075	2,405	有償　第三者割当
平成 9年 11月 7日	97	2,502	有償　第三者割当
平成21年　3月26日	2,500	5,003	有償　第三者割当
平成21年　6月19日	150	5,153	有償　第三者割当

【7】最近の新株発行状況

種　類	発行年月日	発行株式数(千株)	発行総額(百万円)	摘　要
普通株式	昭和62年 10月 1日	1,000	2,160	有償 第三者割当（14人） 1,000,000株 発行価額2,160円　資本組入額1,080円
普通株式	昭和63年 10月 1日	1,000	2,150	有償 第三者割当（28人） 1,000,000株 発行価額2,150円　資本組入額1,075円
普通株式	昭和63年 11月 1日	600	30	無償 株主割当（1:0.1）　600,000株
普通株式	平成 2年 2月 1日	760	38	無償 株主割当（1:0.1）　760,000株
普通株式	平成 9年 11月 7日	330	194	有償 第三者割当（1人）　330,000株 発行価額590円　資本組入額295円
甲種優先株式	平成21年　3月26日	2,084	5,001	有償 第三者割当（1人）　2,084,000株 発行価額2,400円　資本組入額1,200円
普通株式	平成21年　6月19日	600	300	有償 第三者割当（2人）　600,000株 発行価額500円　資本組入額250円

【8】最近の社債発行

該当はありません。

6 役員の状況

■取締役および監査役

（平成26年7月1日現在）

役　名	氏　名 （生年月日）	略　歴	担　当
取締役会長 （代表取締役）	大家（おおや）　一穂（かずほ） （昭和24年7月26日生）	平成 6年 6月 野村證券株式会社取締役 平成10年 6月 野村ファイナンス株式会社常務取締役 平成12年12月 野村土地建物株式会社顧問 平成13年 6月 当社取締役社長 平成23年 6月 取締役会長（現職）	—
取締役社長 （代表取締役）	添田（そえだ）　智則（とものり） （昭和32年8月4日生）	平成17年 4月 野村證券株式会社執行役公共法人部長 平成20年10月 同社執行役員 平成22年 6月 当社取締役副社長 平成23年 6月 取締役社長（現職）	人材開発 内部監査部
専務取締役	内尾（うちお）　博（ひろし） （昭和24年10月28日生）	昭和48年 4月 当社入社 平成13年 2月 本店営業第二部長 平成14年 4月 本店長兼本店営業第二部長 平成14年 6月 取締役本店長 平成18年 6月 常務取締役本店長 平成23年 6月 常務取締役営業企画本部長 平成25年 4月 専務取締役営業企画本部長（現職）	業務管理部 事務統括部 お客様相談部（共管）
常務取締役	松下（まつした）　春喜（はるき） （昭和34年2月2日生）	平成16年 9月 野村證券株式会社研修部長 平成23年 3月 当社執行役員 平成23年 5月 執行役員総合企画部長 平成23年 6月 取締役総合企画部長 平成25年 4月 常務取締役リスク管理部長兼総合企画部長 平成26年 4月 常務取締役（現職）	商品部 システム企画部
常務取締役	本田（ほんだ）　泰章（ひろあき） （昭和37年7月18日生）	平成21年 4月 野村證券株式会社執行役員 平成23年 4月 同社執行役員営業企画部長 平成24年 9月 野村ヘルスケア・サポート&アドバイザリー株式会社取締役兼務 平成25年 4月 当社常務執行役員首都圏営業本部長 平成25年 6月 常務取締役首都圏営業本部長 平成26年 4月 常務取締役首都圏営業本部長兼東日本営業本部長（現職）	—
取締役	浜田（はまだ）　裕彦（ひろひこ） （昭和29年12月4日生）	昭和52年 4月 当社入社 平成10年 6月 広島支店長 平成15年 6月 名古屋支店長 平成17年 4月 総合企画部長 平成17年 6月 取締役総合企画本部長兼総合企画部長兼広報室長 平成18年 3月 取締役総合企画部長 平成19年 6月 取締役損害サービス本部長、総合企画部長 平成21年 6月 取締役損害サービス本部長 平成23年 6月 取締役北海道営業本部長兼東北営業本部長 平成24年 4月 取締役北海道営業本部長兼東北営業本部長兼上信越営業本部長 平成25年 4月 取締役東日本営業本部長 平成26年 4月 取締役上信越・北陸営業本部長（現職）	—

役　名	氏　名 (生年月日)	略　歴	担　当
取締役	八尋（やひろ）　富士夫（ふじお） (昭和27年1月18日生)	平成14年　7月 当社入社 平成16年　4月 九州営業本部長 平成17年　6月 執行役員九州営業本部長 平成19年　3月 執行役員中国営業本部長兼九州営業本部長 平成19年　6月 取締役中国営業本部長兼九州営業本部長 平成24年　4月 取締役九州営業本部長 平成25年　4月 取締役西日本営業本部長(現職)	—
取締役	岸本（きしもと）　圭司（けいじ） (昭和30年8月17日生)	平成14年10月 当社入社 平成17年　4月 人事部長 平成19年　6月 取締役管理本部長兼人事部長 平成21年　4月 取締役管理本部長兼人事部長兼システム企画部長 平成21年　6月 取締役管理本部長兼人事部長 平成23年　5月 取締役管理本部長 平成23年　6月 取締役(現職)	人事部 総務部
取締役	鈴木（すずき）　守（まもる） (昭和37年11月7日生)	平成22年　4月 野村證券株式会社宮崎支店長 平成24年　7月 同社証券業務サポート部担当部長 平成24年10月 当社執行役員 平成25年　4月 執行役員本店長 平成25年　6月 取締役本店長(現職)	—
常勤監査役	三浦（みうら）　義範（よしのり） (昭和31年5月20日生)	平成12年　6月 株式会社ジャフコ取締役 平成14年　4月 同社常務取締役 平成19年　3月 ジャフコベン株式会社取締役社長 平成21年　1月 当社執行役員 平成21年　6月 常務取締役法人本部長、名古屋法人部長兼九州法人部長 平成23年　4月 常務取締役近畿営業本部長兼四国営業本部長 平成24年　4月 常務取締役近畿営業本部長 平成25年　6月 常勤監査役(現職)	—
監査役	伊藤（いとう）　俊明（としあき） (昭和23年8月31日生)	平成12年　6月 野村證券株式会社取締役副社長 平成13年10月 同社取締役副社長兼野村ホールディングス株式会社取締役副社長 平成14年　6月 株式会社ジャフコ取締役社長 平成22年　1月 同社取締役会長 平成23年　6月 当社監査役(現職) 平成25年　6月 株式会社ジャフコ相談役(現職)	—
監査役	三浦（みうら）　敏男（としお） (昭和24年9月29日生)	平成16年10月 野村不動産ホールディングス株式会社監査役 平成17年　6月 野村土地建物株式会社専務取締役 平成23年　3月 当社仮監査役 平成23年　6月 監査役(現職)	—

（注）監査役伊藤俊明および三浦敏男は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」です。

当社は執行役員制度を導入しています。 執行役員は次のとおりです。

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
執行役員	土岐沢（ときさわ） 寿 明（としあき） (昭和28年8月1日生)	平成16年 7月 当社入社 平成19年 6月 損害サービス業務部長 平成23年 6月 執行役員損害サービス本部長、損害サービス業務部長 平成24年 4月 執行役員損害サービス本部長(現職)	—
執行役員	角谷（すみや） 洋一（よういち） (昭和37年1月5日生)	平成 4年12月 当社入社 平成18年 6月 経理部長 平成24年 4月 執行役員経理部長(現職)	経理部 証券運用室
執行役員	平野（ひらの） 雅一（まさかず） (昭和36年5月29日生)	昭和61年 4月 当社入社 平成19年 3月 本店営業第一部長 平成24年 4月 執行役員中部営業本部長(現職)	名古屋支店
執行役員	植田（うえだ） 紘之（こうじ） (昭和42年1月6日生)	平成元年 4月 当社入社 平成22年 4月 名古屋支店長 平成25年 4月 執行役員近畿営業本部長(現職)	大阪支店
執行役員	山田（やまだ） 貴好（きよし） (昭和31年11月2日生)	昭和56年 4月 朝日生命保険相互会社入社 平成14年10月 同社保険金部長 平成17年 4月 同社検査部長 平成24年 6月 キャリアビジネス株式会社常務取締役業務部長 平成26年 4月 当社執行役員総合企画部長(現職)	総合企画部 コンプライアンス業務部 お客様相談部(共管)

7 従業員の状況

【1】従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与

（平成26年3月31日現在）

区分	従業員
従業員数	552名
平均年齢	41.0歳
平均勤続年数	12.7年
平均年間給与	6,025千円

（注1） 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、休職者および臨時従業員は含みません。
（注2） 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含みます。

【2】採用方針

優秀な人材の確保と育成が当社の発展の源であると位置づけ、次のような人材を求めています。

- 柔軟な発想を持ち、個性的で創造力を発揮する人材
- フロンティアスピリッツ、ベンチャースピリッツが旺盛な人材
- 知識を知恵に昇華することができる人材

【3】研修・教育制度

「自ら気づき、考え、学び、成果を出せる社員」の育成を目指し、入社後1ヶ月間の新入社員本社集中研修、OJT、集合研修を実施しています。また、さらなる人材強化を目指し、通信研修や資格取得制度の拡充を図っています。

さらに、平成24年4月より、人事部内に社員教育に特化した朝日インシュアランス・カレッジ（略称AIC:Asahi Insurance College）を新設しました。「お客様が心から満足し感動するサービス」を提供するため、朝日インシュアランス・カレッジは、社員教育の実働部隊として教育研修を実施し、社員一人ひとりのクオリティを上げるとともに、能力アップを図っていきます。

【4】福利厚生

法律で定められている社会保険などの福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

- 従業員持株制度
- 慶弔金・見舞金支給制度
- 財形貯蓄制度
- 各種休暇制度
- 会社所有・提携の保養施設
- スポーツクラブ（法人会員）
- 運動・文化活動補助（各種クラブ活動）
- 社員共助会融資制度
- 資格取得補助制度

8 関連会社

会社名	本店所在地	設立年月日	主な業務内容	資本金	当社出資比率
朝日火災ビジネス・サービス株式会社	東京都千代田区	昭和63年9月29日	事務代行、損害保険および生命保険代理業務	100百万円	100%

9 トピックス

【1】中期経営計画の開始

当社は「お客様が心から満足し感動するサービス」を提供することでお客様からの信頼を獲得するとともに、保険引受利益の拡大と堅実な資産運用を通じて安定的に利益を生む強固な財務基盤を持つ会社になるために、平成25年4月から中期経営計画をスタートさせました。

中期経営計画初年度は、中期経営計画の基本方針に則り、コンパクトかつ効率的な組織の実現、営業オペレーション改革、代理店網の再構築などの体制整備を行う一方、システム費用や社有車の削減等の経費削減を実行しました。また、資産運用においても、前年度に引き続き責任準備金対応債券による運用、保有株式の売却等を行い、リスクの低減に努めました。

【2】傷害保険リニューアル第1弾「天使のお守り」の発売

平成25年10月1日、「天使のお守り」を発売しました。

この保険は、少子高齢化が進行する中、平成25年4月から始まった「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」と同様、高齢者世代が保有する資産の若い世代への移転ニーズが高いとの判断から〝祖父母が孫のために孫の父母へ保険をプレゼントする〟というコンセプトで開発しました。

具体的には、傷害総合保険の死亡補償を外し、けがなどによる入・通院と後遺障害、それに父母などの扶養者に万が一のことがあった場合の育英費用を補償する商品です。また、従来オプションで付帯していた地震によるけがや、熱中症なども基本補償に含まれています。保険期間は、就学期間に合わせられるように1年1ヶ月から6年まで1ヶ月単位で設定が可能です。

「天使のお守り」は、高齢者世代の方でも簡単にお申込みができるようにしています。ご契約プランは、3つの契約タイプと保険期間を決めるだけのシンプルで分かりやすい構成となっています。商品チラシや申込書は、「天使のお守り」に係わる項目に絞り込むことで簡素化し、重要事項説明書の文字は、契約内容を誤解しないように当社の従来のものより大きくしています。

【3】一層便利になった事故受付と自動車保険のロードアシスタンスサービス

従来は自動車保険のみ24時間事故受付をしていましたが、平成26年4月1日から、全保険種目の事故受付を24時間・365日対応としました。また、事故受付と自動車保険のロードアシスタンスサービスのお問い合わせ先をわかりやすくするために、事故受付専用フリーダイヤルとロードサービス専用フリーダイヤルを一本化し、名称を「朝日火災あんしんダイヤル」(0120-120-555)としました。

あわせて、お客様が見知らぬ場所での事故やトラブルの際に、携帯電話のGPS機能を利用して正確な現在位置を当社へ連絡できる「朝日火災GPS位置情報サービス」を開始しました。これにより、事故報告やロードアシスタンスサービスを一層安心してご利用いただけるようになりました。

【4】ホームページを全面リニューアル

平成26年4月22日、当社ホームページを全面リニューアルしました。

新しいホームページでは、「簡単明瞭な表現(読む)」「洗練されたデザイン(見る)」「利便性(使う)」を重視し、分かりやすい保険を訴求することをコンセプトに画面を一新しました。具体的には、商品ページやパンフレットなどの画像を鮮明にするとともに、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、PC以外の端末の利用を視野に入れた画面構成にすることで、保険のご契約を検討いただく際にも利用しやすくしています。また、3クリック以内で目的のコンテンツを表示できるようなシンプルなサイト構造にしました。

これまでホームページの編集や更新は外部業者に委託していましたが、CMS(Content Management System)を導入し、社内で編集や更新を行うことにより、より一層スピーディーな情報発信を可能にしました。併せて、大震災などの災害発生時に短期間でサイトが復旧できるように、サーバを二重化し、設置拠点を東日本と西日本に分散するなどBCP(事業継続計画)も強化しました。

1 内部統制システムの基本方針

平成18年 5月　1日 制定
平成21年 4月　1日 改定
平成22年 4月 30日 改定
平成23年 4月 30日 改定
平成24年 4月 30日 改定
平成25年 4月　1日 改定
平成26年 5月 26日 改定

当社は、「内部統制システムの基本方針」について下記のとおり決定し、業務の適正を確保するための体制を構築しています。

経営理念の実現を目的として、下記の内部統制システムの基本方針（11項目）を定めています。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、コンプライアンスについて、経営の最重要課題と位置づけ、「法令等遵守に係る基本方針」「朝日火災の勧誘方針」を定めています。

コンプライアンス推進のための体制としては、コンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を、その下部組織として「コンプライアンス業務部会」を、また、各営業本部に「本部コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス業務部を設けています。

指針としては「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、「コンプライアンス・プログラム」を作成し、役職員に徹底しています。

社内通報制度（「コンプライアンス・ホットライン」）を設けて、社内の自浄作用を促しています。

役職員の職務について、内部監査部は、営業活動をはじめとする業務全般が、法令等および社内の諸規程に従い適切に行われているかを基本に、各部門に対して、内部監査実施要領に基づき監査を実施しています。その結果については、取締役社長、取締役会、監査役、コンプライアンス業務部会、コンプライアンス業務部に報告をしています。

内部統制のための組織体制概略図

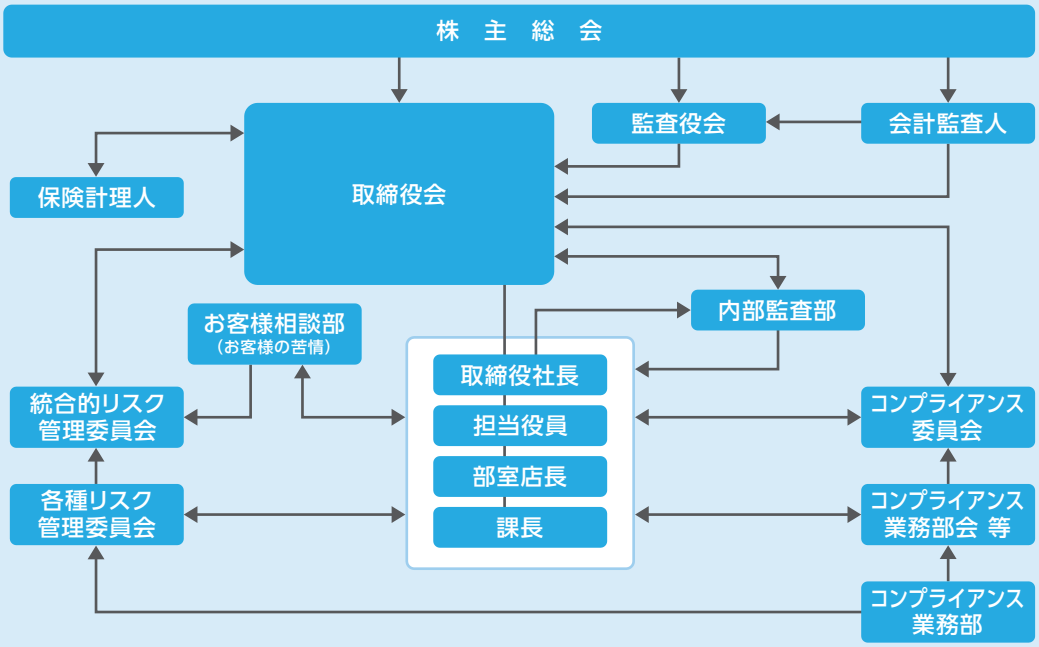

（注）上記体制図は概略図であり、上図に示すほか、「監査役会」は内部監査部と連携を図り、コンプライアンス委員会、統合的リスク管理委員会等重要な会議に出席（議事録の閲覧）する、業務部門を往査するなどして全体的連携をもつ。「内部監査部」は監査役会、コンプライアンス業務部会、統合的リスク管理委員会と連携をもつ。社内の自浄作用を促す「コンプライアンス・ホットライン」は、通報者の保護を絶対とし、コンプライアンス業務部で受ける通報内容は厳重に保管される。

2. 反社会的勢力等への体制

反社会的勢力等による不当要求等に対して、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」、「法令等遵守に係る基本方針」、社内マニュアル等に明文の根拠を設け、組織全体として対応しています。具体的には、市民社会の秩序や安全、役職員の安全を確保するために、警察等外部の専門機関との緊密な連携関係の構築を通じて、一切の不当要求の拒絶を行います。

3. 顧客保護等に関する体制

当社は、お客様の苦情（お客様の声）を宝物として受け止め、対応する組織としてお客様相談部を設置しています。お客様相談部は、日々の苦情（お客様の声）を毎日、全取締役にメール配信するほか、当該苦情の発生原因を分析し、速やかに対応を実施しています。苦情は、月毎に発生状況を部長会へ報告し、半期毎に発生、原因、対策を分析し取締役会、各種リスク管理委員会等へ報告される体制を構築しています。

また、ご契約のあったお客様、保険金支払いのあったお客様へアンケートを実施し、業務改善に役立てています。

保険金等の支払いやお客様からの苦情事例等については、外部の医師、弁護士を委員とする「保険金等支払管理委員会」で審議する体制を構築しています。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書保存規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存します。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できます。

5. 財務報告の適正性を確保する体制

財務報告については、「有価証券報告書等の適正性に関する規程」を制定し、財務文書の適正性を確保しています。

6. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク全般の把握とその管理体制の強化のために、リスク全般を統括する組織として、「統合的リスク管理委員会」を設置し、取締役会へ定期的に報告を行っています。取締役会は、その報告に基づき、経営に影響を与えるリスク情報を確認し、対応策等を検討しています。

統合的リスク管理委員会の下部組織として「保険引受リスク管理委員会」「資産運用リスク管理委員会」「事務リスク管理委員会」「システムリスク管理委員会」「その他リスク管理委員会」の5つの委員会を設置し、各種リスクの把握、分析、評価、管理を行っています。また、会社全体のリスク管理統括部署としてコンプライアンス業務部リスク管理課を設けています。リスク管理体制を具体的に推進するために、「リスク管理基本方針」および「統合的リスク管理方針」の下に「統合的リスク管理規程」を策定し、実行しています。

さらに、資産運用リスク、保険引受リスクなどのリスク管理の高度化を図るため、統合的リスク管理委員会内に「ALM（資産、負債の総合管理）分会」を設置しています。

7. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会では、内部監査結果、コンプライアンス委員会、統合的リスク管理委員会の審議結果を参考に重要事項の意思決定が速やかに行われる体制を構築しています。

取締役の職務の執行にあたっては、毎年度初めに、「業務方針」を定めるとともに、適正な予算の編成と執行を行い、全社的な業務の効率化を実施しています。

また、「職務権限規程」、「事務分掌規程」により取締役の権限および責任の範囲の明確化を行っています。

8. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社の内部統制に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えています。管理の実効性を高めるため、「朝日火災海上保険株式会社子会社管理規程」を定め、コンプライアンス業務部および総合企画部はこれらを横断的に推進し、管理しています。また、内部監査部は子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の有効性を検証しています。

9. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該役職員に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は配置していませんが、総務部が監査役の業務補助をすることとし、その人事については、担当取締役と監査役が意見交換を行ったうえで決定します。

10. 取締役および使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や統合的リスク管理委員会などの重要な会議に出席（または議事録を閲覧）するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。また、必要に応じて直接役職員より報告を受けます。

さらに、取締役は、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルール違反または会社へ著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告を行うこととしています。

11. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保する体制

監査役は、代表取締役と随時、監査上の重要課題等について意見交換会を設定します。

監査役は、内部監査部、会計監査人から監査内容等について報告を受けるとともに、緊密な連係を保ちます。

2 リスク管理の体制

保険事業をとり巻く経営環境の中で、様々なリスクを的確に把握、管理していくことが、経営の重要課題となっています。このため、リスク全般の把握とその管理体制を強化するために様々なリスクを統合して管理するコンプライアンス業務部リスク管理課を設置し、各「リスク管理委員会」とそれらを横断的に統括した「統合的リスク管理委員会」で実効性のあるリスク管理を行っています。

【1】リスクの種類とリスク管理の方法

当社では、保険事業に係るリスクを以下のように分類し、各々のリスクに係る業務を所管する統括部門を事務局とする各リスク管理委員会で、リスクの把握、分析、評価、管理を行っています。

委員会	リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取組み
保険引受リスク管理委員会	保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスク	保険事故の発生状況、金利動向、経済情勢などをふまえつつ、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測などを実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立、再保険手配を実施しています。 あわせて、保険引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。 なお、再保険に関する方針などは次ページに記載のとおりです。（※）
資産運用リスク管理委員会	市場リスク	①金利の変動により収益が減少したり、キャッシュフローが不安定化するリスク ②価格の変動により資産価値が減価するリスク ③外国為替相場の変動により損失を被るリスク	運用資産の残高・含み損益状況の把握に努めるとともに、リスク限度額を具体的に定め、バリュー・アット・リスク法によるリスク量の計測などを行うことにより、リスクの適切な管理に努めています。 また、通常の市場変化を超える動きが発生した場合の損失額の検証として、ストレステストを定期的に実施し、その結果と資本との比較を行っています。
	信用リスク	与信先の財政状況悪化などにより、資産の価値が減少ないし消滅し、当社が損失を被るリスク	個別取引に際しては、厳正に信用リスクを分析・審査を行ったうえ、投融資を実施しています。 また、厳格な資産の自己査定により適切な償却、引当を行っています。
	流動性リスク	予期せぬ資金流失により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより当社が損失を被るリスク	新契約、解約、満期などの資金移動に関する情報収集・分析に努め、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢に留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境などを注視しています。

委員会	リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取組み
事務リスク管理委員会	事務リスク	当社の役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当社が損失を被るリスク	各業務分野について、事務手順・ルールなどに関するマニュアルの整備を行うとともに、所属部署における自主点検・内部監査部による内部監査などを参考に事務の改善、事務水準の向上に努めています。
システムリスク管理委員会	システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備、ならびに不正使用などに起因して当社が損失を被るリスク	内部管理およびリスク管理の状況を把握し、また経営方針の戦略目標に沿ったシステムを稼働します。 また、顧客情報に関しては、「システムリスク管理規程」に基づき、厳正な取扱いを徹底しています。
その他リスク管理委員会	その他リスク	経営リスク、風評リスク、労務リスク、子会社リスク、パンデミックリスク等、当社経営に重大な影響を与える恐れのあるリスク	当社経営に重大な影響を与える恐れのあるリスクの発生状況等を把握し、リスクに応じた対策を策定しています。

(※)再保険について

(1) 再保険を付す際および再保険を引き受ける際の方針
再保険を手配する（これを「出再」といいます。）にあたっては、確実に回収出来ることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しており、再保険を引き受ける（これを「受再」といいます。）にあたっては、国内受再は慎重な判断のもとに引き受け、海外からの受再は引受リスクの精査が難しいことなどから原則として行っていません。

(2) 再保険カバーの入手方法
再保険者から直接取得する方法と再保険ブローカー経由で取得する方法を併用しています。

(3) 主要な集積リスクである地震災害リスクおよび台風災害リスクについて
①地震や台風などの集積リスクを軽減する仕組みとして再保険カバーがあり、取引内容・条件などを定めた再保険契約を再保険者との間で締結しています。これはあらかじめ再保険者との間で一定期間の再保険が円滑に履行されるよう取り交わされるもので、これにより多数の契約が継続的・自動的に再保険処理されます。
②地震災害リスクの再保険手当てとして、保険契約の一定割合を自動的に出再する形態や損害について一定の保有損害額に達するまでは当社が負担し、損害がこれを超過した場合にその超過損害を再保険者が負担する形態の再保険カバーを設定しています。出再上限額設定にあたって、個々のリスクの集積状況を地区別に把握・管理し、外部機関によるモデリングデータも勘案しつつ関東大震災クラスを想定した再保険カバーを設定しています。
③台風災害リスクの再保険形態や出再上限額設定についても地震災害リスクと同様に行っており、伊勢湾台風クラスを想定した再保険カバーを設定しています。

【2】リスク管理の体制

当社では前述のように各リスク管理委員会を設置するとともに、主要リスクごとに主管部署を定めて管理しています。そして、リスク全般を統括する組織として、コンプライアンス業務部を事務局とする「統合的リスク管理委員会」を設置し、取締役会へ定期的に報告を行います。

また、ALM（資産と負債の総合管理）を行う組織として、コンプライアンス業務部を事務局とする統合的リスク管理委員会（ALM分会）を設置し、取締役会へ定期的に報告を行います。

取締役会は、その報告に基づき、経営に影響を与えるリスク情報を確認し、対応などを検討することにしています。

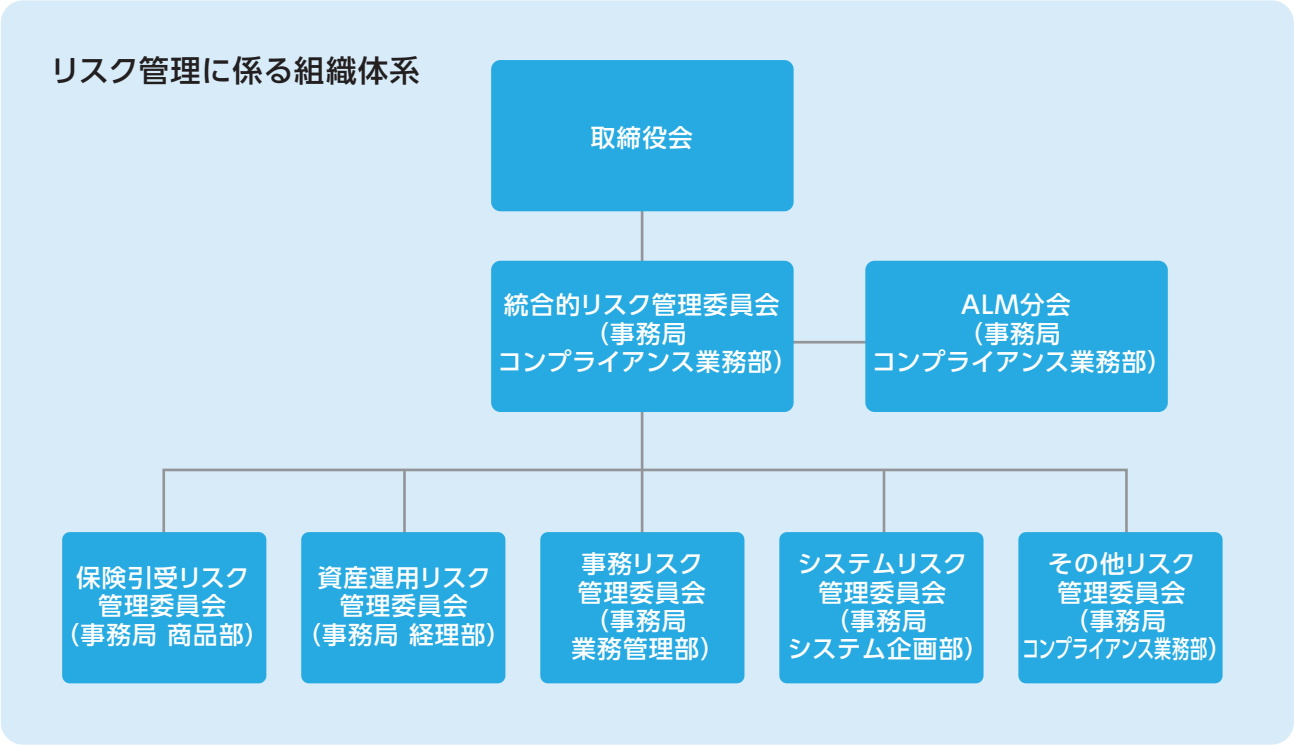

3 健全な保険数理に基づく第三分野保険に係る責任準備金の確認についての合理性および妥当性

【1】第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野に係る保険商品（注1）は医療政策などの外的要因の影響を受けやすく、保険期間が長期に亘ることから将来の保険事故の発生に関し不確実性を有しています。

この不確実性に対する適切な責任準備金を積み立てるため、保険事故の実績に応じた検証として、ストレステスト（注2）および負債十分性テスト（注3）を行っています。

（注1）第三分野に係る保険商品
第三分野に係る保険商品とは、一般的には医療保険やがん保険、介護保険のような疾病や傷害による保険金や治療のための給付金が支払われる保険商品をいいます。
当社においてストレステストおよび負債十分性テストの対象となる保険商品は、介護費用保険および長期所得補償保険となります。

（注2）ストレステスト
ストレステストとは、保険商品の販売に際し予め設定した事故発生率に基づく将来の支払保険金予測値と、販売後の支払保険金の実績に基づく将来の支払保険金予測値とを比較し、前者が後者を上回っているかを確認するテストをいいます。後者が前者を上回る場合は危険準備金Ⅳ（第三分野に係る保険商品の保険リスクに備える危険準備金）を積み立てることとしています。

（注3）負債十分性テスト
負債十分性テストとは、ストレステストにおいて危険準備金Ⅳを積み立てた場合に、支払保険金に加え、事業費なども考慮に入れた収支分析を行い、将来の資産が負債である保険料積立金を上回っているかを確認するテストをいいます。負債が資産を上回る場合は追加責任準備金を積み立てることとしています。

【2】ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性

ストレステストにおける危険発生率は、当社の支払保険金の実績に基づき、将来10年間に見込まれる支払保険金のリスクに関する99%をカバーできる水準とし、負債十分性テストにおける危険発生率は97.7%をカバーできる水準としています。また、負債十分性テストにおける事業費率および保険契約継続率などは当社の実績に基づき合理的かつ妥当なものとしています。

【3】テストの結果

平成25年度決算における検証の結果、危険準備金Ⅳ（第三分野に係る保険商品の保険リスクに備える危険準備金）5百万円、追加責任準備金793百万円を積み立てています。

4 法令等遵守の体制と勧誘方針

（1） 当社では、法令等遵守（コンプライアンス）について、経営の最重要課題と位置づけ、その課題を達成するために「法令等遵守に係る基本方針」として次のとおり定めています。

■ 法令等遵守に係る基本方針

1. 法令等を遵守します。

法令や社内規定、社会規範を厳格に遵守し、企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行います。

2. 公共的使命と社会的責任を認識し、信頼される企業となるよう努めます。

損害保険事業の公共性、社会性を十分認識し、健全かつお客様の立場に立った事業活動を展開し、社会からより信頼される企業となるよう努めます。

3. 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

また、企業として自覚と責任ある行動を徹底するため、「行動指針」を定めています。（4ページ参照）

(2)　当社では、「勧誘方針」を定めて、適正な金融商品の販売、勧誘に努めています。

【朝日火災の勧誘方針】

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、朝日火災海上保険の金融商品の勧誘方針をお知らせいたします。

1. 保険商品の販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な保険販売を心がけます。またお客様に重要な事項について正しくご理解していただけるように適切な説明を行うよう努めてまいります。

2. お客様の保険に関する知識、経験、保険加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品のご案内に努めてまいります。

3. 保険商品のご説明やご契約の際には、お客様の立場に立って、時間、場所等について十分に配慮するよう心がけます。

4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めてまいります。

5. 万が一保険事故が発生した場合の、保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速かつ的確に手続きが行われるよう努めてまいります。

6. お客様からのお問い合わせには、迅速、適切、丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては、商品の開発、販売方法等に活かしてまいります。

7. お客様へ適正な勧誘・販売を行うため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修・指導に取組みます。

8. お客様と直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客様にご理解いただけるよう努めてまいります。

9. 【お問い合わせ】ご相談・お問い合わせにつきましては、下記までご連絡いただきますようお願いします。

朝日火災海上保険株式会社（お客様相談センター）

0120-115-603
受付時間　平日　午前9:00～午後5:00
○年末年始は除きます。
○携帯電話・PHSからもご利用できます。

（平成21年4月1日改定）

（3） 当社では営業店、営業事務センター、サービスセンター、本社管理・業務部門に「コンプライアンス責任者」を配置し、コンプライアンスを徹底するとともに、社員のコンプライアンス・マインドを向上することに努めています。
　同時に、本部コンプライアンス委員会事務局長を「コンプライアンス推進担当者（コンプライアンス・オフィサー）」として、社員または所属する代理店に対し、コンプライアンスの教育・管理・指導を行うことにし、法令等遵守態勢を着実に確立するように努めています。

（4） 当社では、社内のコンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」とその下部組織として本社内に「コンプライアンス業務部会」を、また各営業本部に「本部コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署として「コンプライアンス業務部」を設けています。

コンプライアンス推進体制

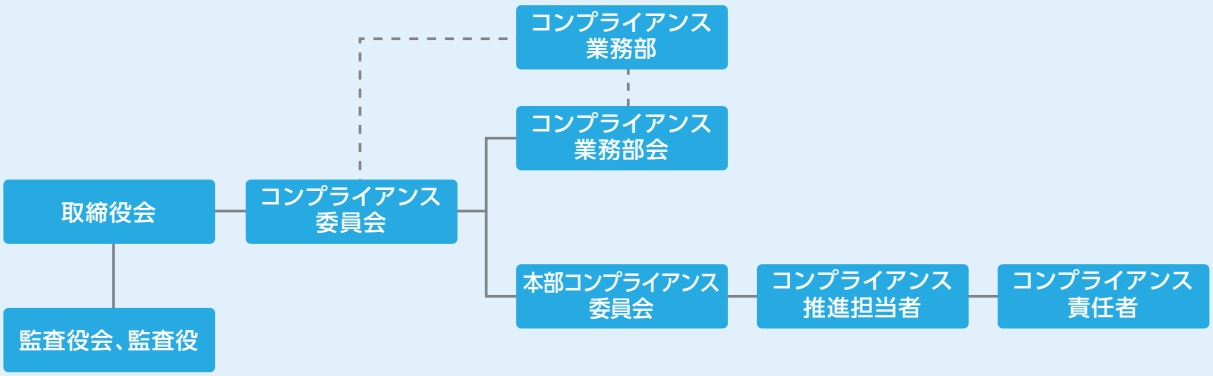

（5） コンプライアンス態勢を具体的に推進するために、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を柱とした当社の「行動指針」や遵守すべき法令、違法行為および不正行為を発見した場合の対処を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役職員へ徹底しています。

（6） 全社員対象の「コンプライアンス研修」や「コンプライアンス・Web学習」などの研修を実施しており、こうした研修を通して、コンプライアンスの実践の浸透に取り組んでいます。

5 社内・社外の監査体制

（1） 当社は、法令などに基づき業務全般に亘る監査体制を整えています。
　社内の監査役監査、および社外監査として「新日本有限責任監査法人」による会計監査、システム監査などを定期的に行っています。

（2） 当社は、社内監査を「内部監査部」が行っています。
　監査は、営業活動をはじめとする業務全般が、法令などおよび当社の諸規定に従い適切に行われているかを基本に、各部門および代理店に対して、原則として年1回行っています。その結果については、取締役社長、取締役会、監査役、コンプライアンス業務部会、コンプライアンス業務部に報告しています。
　監査の目的は、過誤の是正および不正の防止をはかり、また、業務の正常な運営・改善を指導して、経営方針を確実にかつ効率的に実現させることにあります。

6 個人情報保護

個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、下記のとおり「当社の個人情報に関する取扱いについて」を策定しました。
当社のホームページへ掲載するとともに、事務所の窓口で掲示・備え付けることにより、公表しています。
また、「個人情報保護マニュアル」を制定し、施行しています。

当社の個人情報に関する取扱いについて
（当社のプライバシーポリシー）
当社の個人情報保護に関する基本方針

平成25年4月1日

朝日火災海上保険株式会社

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者および当社代理店等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

（1）個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

（2） 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記（5）、（6）、（7）に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。
また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

①当社が取り扱う商品の販売・サービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については損害査定業務を含みます。）を行うため。当社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。

・損害保険およびこれらに付帯・関連するサービス

②当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。

③他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

④市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。

⑤その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

（3） 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

・法令に基づく場合
・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
・当社の提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記（5）提携先企業との共同利用をご覧ください。）
・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記（6）情報交換制度等をご覧ください。）
・国土交通省との間で共同利用を行う場合（下記（7）国土交通省への個人データ提供をご覧ください。）

（4） 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

・保険契約の募集・損害調査に関わる業務
・保険業務の事務処理、印刷・発送に関わる業務
・情報システムの保守・運用に関わる業務

（5） 提携先企業との共同利用（当社の提携先企業については、現在ありません。）

当社および提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

①個人データの項目：［例：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容］
②管理責任者：当社

（6） 情報交換制度等

①損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（http://www.sonpo.or.jp/）または損害保険料率算出機構のホームページ（http://www.nliro.or.jp/）をご覧ください。

②代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（損害保険会社が共同利用する制度について）をご覧ください。

（7） 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページ（http://www.jibai.jp/）をご覧ください。

（8） 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

（9）センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 法令等に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（10）ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの営業課店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口および取扱営業課店にお問い合わせください。当社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

（11）個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記（13）のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

（12） 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記（13）のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

（13） お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

［当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。］

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

■ お問い合わせ先

朝日火災海上保険株式会社　お客様相談センター

所 在 地：〒135-0047 東京都江東区富岡2-1-9 HF門前仲町ビルディング
電　　話：☎**0120-115-476（フリーダイヤル）**
受付時間：平日　午前9:00～午後5:00
○年末年始は除きます。
○携帯電話・PHSからもご利用できます。
ホームページアドレス：http://www.asahikasai.co.jp/

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

■ お問い合わせ先

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所 在 地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラス アネックス 7階
ナビダイヤル：**0570-022808（全国共通・通話料有料）**
受付時間：平日　午前9:15～午後5:00
○年末年始は除きます。
ホームページアドレス：http://www.sonpo.or.jp/

7 反社会的勢力への対応に関する基本方針

反社会的勢力への対応については「反社会的勢力への対応」に関する基本方針を次のとおり定めています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 方針の目的

行動指針および法令等遵守に係る基本方針に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断および不当要求等に対する拒絶を行い、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適正性かつ健全性を確保することを目的とする。

2. 基本方針

（1）組織としての対応
反社会的勢力への対応について、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役の下、組織として対応し、また、全役職員の安全を確保する。

（2）外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

（3）取引を含めた関係の遮断
反社会的勢力とは、業務上の取引関係（提携先を通じた取引を含む。）を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（4）有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面からの法的対応を行う。

（5）裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力からの不当要求が当社の不祥事を理由とするものであっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供などの利益供与は絶対に行わない。

8 利益相反管理方針の概要

平成21年7月に「利益相反管理方針」を策定し、公表しています。

［ 利 益 相 反 管 理 方 針 ］

朝日火災海上保険株式会社（以下「当社」といいます。）は健全かつ適切な損害保険業務を行うにあたり、次のとおり利益相反管理方針を定め、これを遵守することによりお客様の利益を不当に害することのないように、利益相反取引の管理に努めてまいります。

1. 利益相反取引

「利益相反取引」とは、（1）当社または当社のグループ会社（以下「当グループ」といいます。）とお客様の間、または（2）当グループのお客様相互間において、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型と特定方法

対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、以下のような管理方法により当該お客様を保護します。

・情報遮断措置の実施
・取引条件または方法の変更、取引の中止
・利益相反に係るお客様への開示

4. 利益相反管理体制

当社はコンプライアンス業務部担当役員を利益相反管理統括者とし、コンプライアンス業務部を利益相反管理部署とします。

本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施し、その有効性の検証を定期的に行います。

また、役職員に対し本方針に基づいた研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

9 CSR（企業の社会的責任）と社会貢献活動

【1】西アフリカの人達を支援する会を応援

社会貢献活動の一環として、特定非営利活動法人サパ=西アフリカの人達を支援する会に加入し、毎年カレンダーの購入などを通して支援活動を行っています。

サパ=西アフリカの人達を支援する会とは、砂漠化の進む西アフリカの農村に住む人々が自立し、平和で健康な暮らしが実現できるよう、相互協力することを目的として設立し、①西アフリカの農村自立実現のための諸プロジェクト企画、研究および実施、②①の実施に必要な資金の調達、③会員募集および国内外での広報活動、④その他、会の目的達成に必要な活動を行っています。

【2】日本損害保険協会の一員としての社会貢献活動

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取組みは以下のとおりです。

ア　交通安全対策

①交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

・自動車事故防止対策
　飲酒運転根絶事業支援、病気を原因とする交通事故防止策の検討等
・自動車事故被害者支援
　高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
・救急医療体制の整備
　高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
・自動車事故の医療に関する研究支援
・適正な保険金支払のための医療研修等

②交通安全啓発活動

（ア）交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5ヶ所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会のホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

（イ）自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

（ウ）シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーによる交通事故の増加という状況を踏まえ、自動車保険データの分析結果を踏まえて啓発チラシを作成し、シニアドライバーに安全運転を呼びかけています。

（エ）飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

イ　防災・自然災害対策

①地域の安全意識の啓発

（ア）実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

（イ）幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

②地域の防災力・消防力強化への取組み

（ア）軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

（イ）防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚を目的として防火標語の募集を行い、入選作品を「全国統一防火標語」として使用した防火ポスターを全国の消防署をはじめとする公共機関等に提示していただくとともに、全国各地の防火意識の啓発・PR等に活用いただいております。

（ウ）ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップを活用いただき、日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、消費者向けの副読本を作成するとともに、eラーニングコンテンツを損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

ウ　犯罪防止対策

①盗難防止の日（10月7日）の取組み

自動車盗難等に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、2003年から毎年、47都道府県の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

②自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、盗難対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行っています。

③啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

エ　環境問題への取組み

①自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO_2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時における リサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

②エコ安全ドライブの推進

環境にやさしいだけでなく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、チラシやビデオを作成し、その普及に取り組んでいます。

③環境問題に関する目標

地球温暖化対策として、CO_2排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

10　地震保険の普及・啓発

日本は世界の0.25%の国土面積であるにもかかわらず、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が日本周辺で発生しています（出典：内閣府「防災白書」）。このことからも「日本は地震大国」と言えます。

地震への備えとして、2012年度に火災保険を契約された方の2人に1人の方が地震保険に加入されています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与するという、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進および普及促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどを通じて、地震保険の理解促進および普及促進を図っています。

Ⅲ 当社の主要な業務の内容

当社は、損害保険業として、損害保険の引受、保険料の収納、保険金の支払、損害保険の再保険事業、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

1 取扱い商品（主なもの）

【1】万一の際の充実補償と、満期返れい金の楽しみがある積立型火災保険

スーパージャンプ（満期戻総合保険）

充実の補償に加え、満期返れい金が楽しみな積立型火災保険です。

[スーパージャンプの特長]

1. 建物や家財などを対象に、火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、水災などの災害リスクを幅広く補償します。
2. 1回の災害でお受け取りになる保険金が、災害発生時のご契約金額に満たない限り、何度でも保険金をお受け取りになれます。
3. スーパージャンプは全国一律の保険料率で、かつ建物と家財が同じ保険料率のため、お客様にわかりやすい火災保険です。
4. 保険期間は5年間または6年間で、ご契約の方法はお客様のニーズに合わせて各種タイプをご用意しています。

【2】建物や家財に対する損害を補償する火災保険と地震保険

①ホームアシスト（家庭総合保険）

建物や家財を対象に幅広い補償内容を備えた住宅専用の火災保険です。

[ホームアシストの特長]

1. 火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、水災などの自然災害リスクから、盗難や破損、汚損などの日常災害リスクまで、お住まいのリスクを幅広く補償します。
2. 建物をご契約の場合は、建物罹災時の仮住まい、水道管凍結時の修理、盗難によるカギの交換なども補償します。
3. ご契約方法は、お客様のニーズに合わせて「ワイド」、「ベーシック」、「エコノミー」の3つのプランから補償内容をお選びいただけます。
4. ご自宅が失火元になった場合に備える類焼損害補償特約など、更なる充実補償もご希望により追加できます。

②地震保険

地震保険は、火災保険で補償されない地震、噴火、津波による損害（火災、損壊、埋没、流失）に対して保険金をお支払いします。

専用住宅、店舗併用住宅などの居住用の建物およびその収容家財を対象に、前記のスーパージャンプ（満期戻総合保険）やホームアシスト（家庭総合保険）などに付帯してご契約いただけます。

【3】安全なクルマ社会とドライバーのための自動車保険

①ASAP（アサップ）（個人用自動車保険）

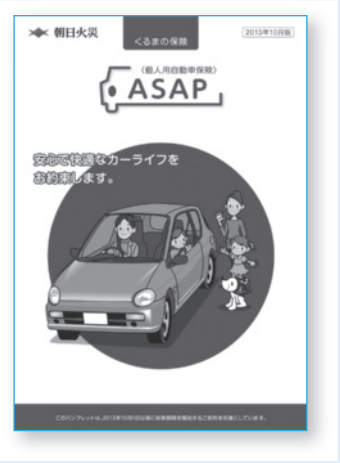

～補償で安心!サービスで安心!
朝日火災のASAPは皆様に安心をご提供します。～

ASAPは個人のお客様専用の自動車保険です。

自動車を運転される際に必要な対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険を基本補償とし、ご希望に応じて搭乗者傷害保険および車両保険を追加することもできます。

また、すべてのご契約でロードアシスタンスサービスをご利用いただくことができます。

[ASAPの特長]

1. ASAPにはゴールド免許割引、ASAP安心プラン割引の2つの専用割引があり、適用条件を満たしたお客様は、割安な保険料でご契約いただくことができます。
2. ASAPはお車の使用目的によってリスクを細分化し、お客様に最適な保険料をご提供します。
   ※お車の使用目的には「日常・レジャー使用」、「通勤・通学使用」、「業務使用」の3区分がございます。
3. 車両保険に車両地震特約（注）を追加することで、通常の車両保険では補償されない地震、噴火、津波による車両損害を補償することができます。
4. ロードアシスタンスサービスの「レッカー現場急行サービス」が60kmまで無料です。さらに、「故障時緊急修理サービス」がご利用になれます。

（注）「車両地震特約」の正式名称は『地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約』といいます。

②PAP（総合自動車保険）

～お客様の様々なニーズに幅広く対応できる自動車保険～

PAPは自動車を運転される際に必要な補償を組み合わせてご契約いただくことができる自動車保険です。ご契約をされる方（個人・法人）やお車の種類（用途・車種）に関わらずご契約いただくことができます。

[PAPの特長]

1. 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、搭乗者傷害保険および車両保険の5つの保険を組み合わせてご契約いただくことができます。
2. 車両保険に車両地震特約（注）を追加することで、通常の車両保険では補償されない地震、噴火、津波による車両損害を補償することができます。
3. 対人賠償事故、対物賠償事故の場合は、原則として被害者との示談交渉を含め、当社が事故の解決までお手伝いします。

（注）「車両地震特約」の正式名称は『地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約』といいます。

③自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

自賠法により原則としてすべての自動車が加入する強制保険です。
対人賠償事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

【4】暮らしに大きな安心とゆとりを補償する保険

①傷害総合保険

日本国内・国外を問わず、事故によるケガを幅広く補償する傷害保険です。

[傷害総合保険の特長]

1. 入院は、日帰り入院から1,000日まで補償、通院も1日目から補償します。
2. 傷害事故で介護が必要になった場合は、介護保険金をお支払いします。
3. 犯罪被害に遭って死亡した場合や重度の後遺障害が生じた場合は、被害事故補償保険金を上乗せしてお支払いします。
4. 天災危険補償特約を追加することで、地震、噴火、津波によるケガも補償します。
5. 個人賠償責任危険補償特約を追加することで、日本国内・国外を問わず、他人にケガをさせた場合や他人の物を壊した場合など法律上の損害賠償責任を負った場合も補償します。

②天使のお守り（傷害総合保険+育英費用補償特約）

お子さまやお孫さまの笑顔を守るため、ケガの補償に加え、扶養者の方に万一のことがあった場合の育英費用も補償する傷害保険です。

[天使のお守りの特長]

1. ケガによる後遺障害、入院および通院を補償します。
   ※　この保険では、死亡による保険金はお支払いの対象外となりますのでご注意ください。
2. 地震、噴火、津波によるケガや熱中症も補償されます。
3. 扶養者の方に万が一のことがあった場合は、育英費用保険金をお支払いします。

③国内旅行傷害保険

国内を旅行中の思わぬケガ、盗難、賠償責任などを補償します。

④海外旅行保険

海外旅行でのケガや病気、盗難など、さまざまなトラブルを補償します。

〔5〕ビジネスの発展を支える保険

①ビジネス総合保険（普通火災保険+ビジネス総合補償特約）

店舗、事務所などに使用される建物とこれらに収容される商品、製品、設備、什器などの動産を対象とする火災保険です。従来の商品では水災事故の際、損害の割合に応じて保険金のお支払い条件が異なっていましたが、この保険では損害額の100%を補償することができます。また、すべての偶然な事故によるガラス損害や、従来補償していなかった不測かつ突発的な事故による損害も補償します。なお、ご希望により水災危険を対象外とすることもできます。

また、空調設備やエレベーターなどの建物付属設備に生じた電気的事故、機械的事故による損害を補償するなど各種特約をセットできます。なお、ご契約の前に建物のリスク診断をさせていただき、周囲の環境や管理状況が良好であれば、最大15%まで保険料の割引が可能です。

②BGL／ビジバイ（事業者総合賠償責任保険）

製造業、販売業、飲食業を営む事業者を対象とする賠償責任保険です。仕事の遂行や所有、使用または管理する施設によって、もしくは、製造または販売した製品などの欠陥によって、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

③企業総合保険

企業向けの火災保険です。火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、水災、不測かつ突発的な事故による損害をはじめ、罹災によって営業が休止または阻害されたために生じた損失（逸失利益）まで、企業の抱えるさまざまなリスクにより生じた事故による損害に対して保険金をお支払いします。

また、企業のリスク実態に応じて補償内容を限定するなど、リスクを細分化して効率的に補償することを可能とし、企業の所有するすべての物件について包括して補償することができます。

④建築ものがたり

年間完成工事高が「30億円以内」の建設事業者を対象とする建設工事保険です。ご契約期間中に工事現場で発生する不測かつ突発的な事故によって工事対象物などに生じた損害に対して保険金をお支払いします。また、第三者に対する法律上の損害賠償責任に対して保険金をお支払いするプランもございます。

⑤テナント総合保険

ショッピングセンターや賃貸ビルなどに入居して営業しているテナントの抱えるリスクを総合的に補償する保険です。商品や什器・備品などの動産に生じた火災や盗難をはじめとした偶然な事故による損害、火災などの事故による休業損失、施設内での事故や販売した商品の欠陥により他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害、および火災などの事故により借用施設が損壊した場合に貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

⑥労働災害総合保険

政府労災に対する上乗せ保険です。従業員が業務上または通勤途上において被った労働災害について、事業主が法定外の補償をする場合や法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

⑦店舗総合保険／普通火災保険

店舗や事務所などに使用される建物とこれらに収容される商品、製品、設備、什器などの動産を対象とする火災保険です。普通火災保険は、火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災の事故による損害に対して保険金をお支払いします。店舗総合保険は、普通火災保険の補償内容に加えて、水災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突、給排水設備の事故による水濡れ、盗難などの損害に対しても保険金をお支払いします。

⑧各種賠償責任保険（施設所有管理者、請負業者、生産物、受託者）

法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【6】貨物の安全な輸送を守る運送保険

運送保険

日本国内を自動車、鉄道、航空機などによって輸送される貨物が、輸送中の偶然な事故（火災または輸送用具の衝突、脱線など）によって被る損害に対して保険金をお支払いします。

2 新商品の開発状況

【1】平成25年4月以降

①新商品の開発状況

実施・販売年月		保険種目	内容
平成25年	10月	傷害保険	**天使のお守り販売開始**

②現行商品の改定状況

実施・販売年月		保険種目	内容
平成25年	4月	火災保険	**ビジネス総合保険改定** 1. ビジネス総合補償特約(水災危険補償対象外型)の新設 2. 借家人賠償責任補償特約および修理費用補償特約を付帯可能に改定
		満期戻総合保険	**満期戻総合保険改定** 満期戻総合保険の保険料率を改定
	10月	自動車保険	**ASAP、PAP改定** 1. 暴力団排除条項の導入 2. 直近の損害率を反映させた保険料率に改定
		傷害保険	**傷害保険改定** 1. 傷害保険の保険料率を改定 2. 普通傷害保険、家族傷害保険、交通傷害保険、ファミリー交通傷害保険を傷害総合保険へ一本化
		新種保険	**BGL、ビジバイ改定** 初回保険料口座振替特約の販売開始
		火災保険 傷害保険 新種保険	**商品ラインナップの見直し** 1. 商品の整理統廃合を実施 2. 森林火災保険、こども総合保険、コンピューター総合保険などの販売中止
平成26年	1月	新種保険	**ビジバイ改定** 最低保険料規定の改定
	4月	傷害保険	**傷害総合保険、自転車総合保険、国内旅行傷害保険改定** 個人賠償責任を補償する場合の示談交渉サービスを導入
		傷害保険 新種保険 運送保険	暴力団排除条項の導入
	6月	火災保険	**商品ラインナップの見直し** 住宅火災保険、住宅総合保険の販売中止

【2】平成23年4月～平成25年3月　新商品の開発状況、料率などの改定

実施・販売年月		保険種目	内　容
平成23年	4月	自動車保険	損害保険料率算出機構の自動車保険参考純率の改定に伴い改定
	12月	自動車保険	『地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約』の販売を再開
平成24年	3月	満期戻総合保険	予定利率改定（1.50%→1.20%）
	4月	火災保険	長期保険保険料年払特約改定
		自動車保険	個人用自動車保険（ASAP）、総合自動車保険（PAP）保険料率改定
	7月	火災保険	家庭総合保険保険料率改定
			保険料分割払特約（一般）規定改定
	8月	火災保険	一般物件料率改定
			ビル総合補償特約改定
			ビル付帯機械設備包括契約特約改定
	9月	火災保険	マンション総合保険改定
		満期戻総合保険	予定利率改定（1.20%→0.80%）
	10月	自動車保険	損害保険料率算出機構の自動車保険参考純率の改定に伴い改定
		新種保険	ビジバイ販売開始
	11月	火災保険	ビジネス総合保険販売開始
			マンション総合保険保険料率改定

3 一般的な損害保険の仕組み

【1】保険制度

私達の身の回りには、偶発的な事故や災害によって個人生活や企業活動が阻害され、安定した社会生活が脅されるという危険が常に潜んでいます。さらに、私達の経済社会が発展すればするほど、その環境変化に応じて新しい多種多様な危険が発生します。

これらの危険や事故による損害から私達の生活を守るために考えられたのが損害保険制度です。すなわち、同じような危険を感じている人々が多数集まって、あらかじめ所定の金額（保険料）を拠出し、実際に事故が発生し被害を受けた人に対し一定の給付（保険金）を行うことを約束するもので、大数の法則に基づく統計的確率をもとにした経済的救済制度です。

保険会社はこの制度の健全な運営と発展を業とすることによって、個人生活と企業経営の安定に寄与することを目的としています。

【2】保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。（保険法第2条）

したがって、損害保険契約は双務・有償契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。しかし、多数の契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券または保険引受証を作成交付します。これには保険の対象、補償危険、保険金額、保険期間などが記載されています。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

【3】再保険

①再保険の仕組みについて

再保険とは、「保険会社が引受けた危険の一部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約です。

保険会社は保険契約者のために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに充分に備える必要があります。しかし、非常に多数の契約を引き受けることにより、数多くの危険を抱えることになり、特に航空機・大型船舶・石油化学コンビナートなどの巨額な物件や台風・地震などの自然災害による大きな危険も予測しなければなりません。

このために、保険会社は引き受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に移転し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化をはかっています。この仕組みを再保険といいます。

②再保険についての当社の方針

（ア） 再保険を手配する（これを「出再」といいます。）にあたっては、確実に回収できることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しています。

（イ） 再保険を引き受ける（これを「受再」といいます。）にあたっては、国内受再は慎重な判断のもとに引き受け、海外からの受再は引き受けリスクの精査が難しいことなどから原則として行っていません。

4 約款

【1】約款の位置づけ

保険契約の内容は、すべて約款および特約に基づいて契約され、さらに保険契約申込書に記載された内容は、個々の保険契約の具体的な内容として保険契約者および保険会社の双方を拘束するものです。

【2】契約時の留意事項

保険のご契約に際しては、事前に約款および特約の内容について代理店もしくは社員から十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても確認のうえご契約いただくことが大切です。

【3】約款に関する情報提供方法（「ご契約のしおり」、「パンフレット」の役割）

保険契約の内容について事前にお客様が十分理解したうえでご契約できるように、主に一般消費者の方がご契約されることが多い商品（満期戻総合、火災、自動車、傷害、地震、自賠責、積立傷害などの各保険）について、「ご契約のしおり」を用意しています。

また、各保険商品についても、その保険の内容の主な部分について説明した「パンフレット」の他に、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を用意し、告知義務、通知義務、免責事項、保険金の支払い方、失効、解除、解約、比例配分による保険金支払い、積立型保険における価格変動リスク、損害保険契約者保護機構などのご契約の概要およびご注意いただきたい事項についてご理解いただけるよう努めています。

なお、これらの内容のうち主なものは次のとおりです。

① 告知義務（保険契約者および被保険者が、契約時に保険会社が告知を求めた危険に関する重要な事項（告知事項）について正確に告げる義務）

保険契約締結の際、保険契約者は保険会社が求める保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項に対し、事実を告げなかったり、重要な事項について不実なことを告げてはならないという保険法上の義務をいいます。各保険約款では、保険契約者および被保険者は保険契約締結の際、告知事項について事実を正確に告げなければならない旨を定めています。

② 通知義務（保険契約者または被保険者が、契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）

保険契約の締結後、危険が著しく変更または増加したことを保険契約者または被保険者が知ったときは、保険会社に通知しなければならないという保険法上の義務をいいます。例えば火災保険の約款では、建物の譲渡、建物の構造または用途の変更などの事実が発生した場合には通知が必要である旨を定めています。

③ 免責条項

保険金支払いの対象とならない危険や事由について定めた条項のことです。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」、「てん補しない損害」などの見出しがつけられています。

④ 積立型保険における価格変動リスク

積立型保険において、満期返れい金の額が確定している場合には価格変動リスクは生じません。なお、契約者配当金については剰余が生じた場合に支払われるものであり、その金額も予め確定しているものではありません。

⑤ 損害保険契約者保護機構

保険会社の経営が破たんした場合に、破たん保険会社の保険契約者を保護するため、保険業法に基づいて設立された組織です。日本国内において損害保険業を営む免許を受けた全保険会社が加入しています。

保険契約者が個人・小規模法人※1・マンション管理組合※2である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象になります。補償（保険金・満期返れい金・解約返れい金）割合は保険種類によって異なります。（次ページの表を参照）

●補償割合は保険契約毎に異なります。

		保険金支払い	解約返れい金・満期返れい金など
損害保険（下記以外）	**自賠責保険、家計地震保険** ★	**補償割合 100%**	
	自動車保険 ★	**破綻後3ヶ月間は保険金を全額支払（補償割合100%）** 3ヶ月経過後は補償割合80%	**補償割合 80%**
	火災保険		
	その他の損害保険 賠償責任保険、動産総合保険、海上保険、運送保険、信用保険、労働者災害補償責任保険　など		
疾病・傷害に関する保険	**短期傷害※3 特定海旅※4** ★		
	年金払型積立傷害保険※5 **財産形成貯蓄傷害保険** **確定拠出年金傷害保険** ★	**補償割合 90%※6**	**補償割合 90%※6**
	その他の疾病・傷害保険 ★ 上記以外の傷害保険、所得補償保険、医療・介護（費用）保険　など		**補償割合 90%※6** 積立型保険の場合、積立部分は80%となります。

（注1）★印の保険は保険契約者を問わず補償の対象となります。

（注2）保険契約の区分は、主契約（基本的に普通保険約款）の保険金支払事由に従うことになります。

※1**「小規模法人」**とは、破綻時において、常時使用する従業員または常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含みます）をいいます。
①日本法人
②その日本における営業所または事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

※2**「マンション管理組合」**とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

※3・4・5**「短期傷害」**とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。**「特定海旅」**とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。**「年金払型積立傷害保険」**とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られるなど、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

※6**「高予定利率契約」**に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率（平成18年4月時点では3%）を常に超えていた保険契約をいいます（保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります）。

【追加引下げ後の補償割合の例】
〔計算式〕90%－（予定利率－基準利率）×5年分×1/2で求められた値となります。
〔計算例〕予定利率5%、基準利率3%の場合…90%－（5%－3%）×5年分×1/2＝補償割合85%（弁済率が下限です。）

（注3）「火災保険」および「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合（以下「個人など」といいます。）以外の者であっても、その被保険者である個人などがその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（注4）破綻保険会社の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。

（注5）いわゆる共済契約や少額短期保険業者の引き受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ（http://www.sonpohogo.or.jp/）をご覧ください。

5 保険料

【1】保険料の収受・返還

保険料は、原則として保険契約締結と同時にその全額を領収しますが、保険商品によっては分割払などをご利用いただくことができます。

保険期間の途中で契約が失効したり解除されたりした場合には、規定にしたがって保険料の一部を返還しますが、すでに保険金をお支払いする事故が発生しているときなど、返還できない場合もあります。

積立型保険では、保険契約の満期時に満期返れい金および契約者配当金（運用利回りが予定利率を超えた場合のみ）をお支払いします。

【2】保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可取得または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は純保険料（保険金の支払に充当する部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充当する部分）で構成されています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険などについては純保険料率（保険料率のうち将来の保険金の支払に充当されると見込まれる部分）を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

6 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス

【1】保険金のお支払いについて

万一事故が起きた場合に、的確な事故処理のアドバイスを行い、ご契約者に保険金をスピーディーにお支払いすることが当社の使命であると考え、全国に9ヶ所のサービスセンターを設置し、きめ細かな事故処理サービスに努めています。

保険金のお支払いの仕組み

事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、概ね次のようになっています。

①ご契約内容の確認

ご契約者、代理店から事故のご連絡を受けますと、保険契約が保険金支払いの対象となる有効なものであるかどうかを確認します。

②支払い責任の調査

サービスセンターは、必要に応じ事故現場や罹災現場、警察署などへ赴き、また、事故当事者から詳細な事故状況の聴取を行うなどして正確な事故原因の把握に努め、保険金支払いの対象となる事故かどうか、ご契約者側の賠償責任の有無や責任割合についての調査を行います。

③損害額、保険金の算出

被害物件、事故車両の立会調査、修理見積書、診断書、診療報酬明細書などの書類により適正な損害額を算出し、関係当事者（ご契約者、被害者、修理業者、病院など）と打ち合わせを行い保険金の支払い額を決定します。

④保険金のお支払い

あらかじめご提出いただいた保険金請求書類に不備がないかどうかを確認し、上記③で決定した保険金をすみやかにお支払いします。原則的には安全で迅速な銀行口座振り込みにてお支払いしています。なお、お支払い上で疑義が生じた場合は、当社内に設置しております「保険金等支払管理委員会」において社外弁護士・社外医師を交え審査し、適切な保険金のお支払いを行う体制を整えています。

事故発生からお支払いまで

事故のご連絡 → ①ご契約内容の確認 → ②支払い責任の調査 → ③損害額、保険金の算出 → ④保険金のお支払い

【2】事故にかかわるご相談について

時を選ばず発生する事故に対応するため、「朝日火災あんしんダイヤル」では、フリーダイヤルで、24時間365日全国各地のお客様からの事故に関するご連絡・ご相談をお受けしています。

また、サービスセンターの専門スタッフが皆様の不安を解消し信頼にお応えできるよう、誠意ある対応を行い、丁寧で迅速な事故解決に努めています。人身事故等で相手の方との交渉が難航し法律上の知識が必要な場合は、顧問弁護士に相談し解決を図ります。なお、サービスセンターは次ページをご参照ください。

事故のご連絡は
「朝日火災あんしんダイヤル」へ **0120-120-555**

【3】サービスセンター一覧（平成26年7月1日現在）

朝日火災ならいつでも、どこでも安心。
万全のサービスを提供します。

北海道

北海道サービスセンター
〒060−0003 北海道札幌市中央区北三条西4丁目1−1 日本生命札幌ビル
TEL.011（231）7631

青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島

東北サービスセンター
〒980−0014 宮城県仙台市青葉区本町2−3−10 仙台本町ビル
TEL.022（261）9430

群馬・新潟・長野

上信越サービスセンター
〒370−0052 群馬県高崎市旭町44−2 旭町ビル
TEL.027（320）7505

茨城・栃木・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨

本店サービスセンター
〒101−8655 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル
TEL.03（3294）2142

富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・三重

中部サービスセンター
〒460−0003 愛知県名古屋市中区錦2−19−6 名古屋野村證券第二ビル
TEL.052（231）4525

東海サービスセンター
〒420−0857 静岡県静岡市葵区御幸町4−1 アーバンネット静岡ビル
TEL.054（652）2561

滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山

近畿サービスセンター
〒541−8508 大阪府大阪市中央区本町3−4−10 本町野村ビル
TEL.06（6265）2805

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知

中四国サービスセンター
〒730−0031 広島県広島市中区紙屋町2−1−22 広島興銀ビル
TEL.082（247）2451

福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

九州サービスセンター
〒810−0001 福岡県福岡市中央区天神2−14−8 福岡天神センタービル
TEL.092（712）3356

【4】各種サービス

①24時間・365日事故の受付と事故相談サービス

「朝日火災あんしんダイヤル」で、事故の受付とご相談をお受けしています。

朝日火災あんしんダイヤル
0120-120-555
受付時間：24時間365日
○携帯電話・PHSからもご利用できます。

※当社ホームページからでも自動車事故の事故受付をしています。(24時間365日受付)
https://www.asahikasai.co.jp/contact/tabid/265/Default.aspx

②お客様相談サービス

本社内に「お客様相談センター」を設置し、保険商品のご案内やご契約・事故の手続きなどお客様からのお問い合わせやご相談に当社スタッフが直接お応えしています。

また、ご相談、ご要望をいただいた際は、本支店の関連部門と連携を密にし、現地の当社担当者に必要な指示をして、お客様のご要望にお応えできる体制をとっています。

お客様相談センター
0120-115-603
受付時間：平日　午前9:00～午後5:00
○年末年始は除きます。　○携帯電話・PHSからもご利用できます。

※当社ホームページからでもお客様からのお問い合わせやご相談を受け付けています。(24時間365日受付)
当社ホームページ「お問い合わせ窓口」内にある「その他のお問い合わせ」にご連絡フォームがございます。
https://www.asahikasai.co.jp/contact/tabid/233/Default.aspx

■ 平成25年度お客様相談センターの受付状況

自動車保険	火災保険	積立型保険	その他	合計
3,488件 (305)	2,638件 (131)	488件 (39)	5,128件 (46)	11,742件 (521)

※(　) 内は受付件数のうち、苦情件数

なお、「お客様相談センター」で受付けた苦情の521件の内訳は以下のとおりです。

(単位:件)

項目＼年度	平成25年 4～6月 第1四半期	平成25年 7～9月 第2四半期	平成25年 10～12月 第3四半期	平成26年 1～3月 第4四半期	平成25年度 合計	平成24年度
契約・募集	25	25	31	28	109	94
契約の管理	87	49	66	54	256	148
保険金支払	30	41	36	39	146	152
個人情報	1	0	1	1	3	2
その他	3	2	1	1	7	3
合計	146	117	135	123	521	399

③ご契約者サービス

ご契約の種類によりお車に関する情報提供やロードアシスタンスサービス、生活トラブル緊急対応サービスなど、ご契約いただいているお客様へ、親身なサービスをご紹介します。

※ご契約者サービスは、平成26年7月1日現在、当社がご提供させていただいているものです。ご契約後あるいはご契約の保険期間中であっても、当社の都合により各種サービスの追加・変更・廃止をさせて頂く場合もございますので、あらかじめご了承ください。

■ご契約いただいている保険によって以下のサービスをご用意しています。

※各サービスの詳細については保険証券郵送時に同封しましたご案内をご覧ください。
※各サービスは、当社提携業者が実施しています。ご利用時には、お名前・証券番号をお知らせください。
※取得した個人情報は、サービス提供を行う目的の範囲内でのみ利用します。

A.カーライフサービス

すべての自動車保険契約が対象です。

0120-120-555(24時間・365日　携帯電話・PHSもご利用いただけます。)

- 緊急時の24時間営業ガソリンスタンド、宿泊設備のご案内
- 緊急時のタクシー・レンタカー・整備工場のご案内
- 代替交通手段のご案内

※ご利用料金は、ご利用者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

B.ロードアシスタンスサービス

以下のいずれかに該当する契約が対象です。

- ASAPのご契約車両
- PAPで車両保険（一般または車対車+A）+対人賠償責任保険+対物賠償責任保険+人身傷害保険をご契約の車両（記名被保険者が法人でご契約車両が自家用8車種に限ります）
- フリート契約のご契約車両
- 大口団体割引適用のご契約車両

※フリート契約については、ご契約内容により、サービスの内容が異なります。詳細は、当社または取扱代理店へご照会ください。

0120-120-555(24時間365日　携帯電話・PHSもご利用いただけます。)

●事故・故障時レッカー急行サービス

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能の場合に、レッカー手配とレッカーけん引をご契約条件による所定の距離を限度に無料で行います。

●故障時緊急修理サービス

ご契約のお車が故障・トラブルの場合、修理業者を手配し、現場にて30分程度の応急修理軽作業を無料で行います。

<対象となる無料サービス>

①キーの閉じ込み時の鍵開け　②バッテリーあがり時のジャンピング　③パンク時のスペアタイヤ交換（チェーンの脱着は対象外）　④各種オイル漏れ時の補充　⑤冷却水補給　⑥管球、ヒューズ類の取替　⑦ボルトの締め付け　⑧サイドブレーキの固着　⑨ロープ使用程度による落輪引上げ作業（1m以内）⑩高速道路上（サービスエリア内を除きます。）でのガス欠の際、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料で現場へお届け（1日1回のみ）

※燃料代（高速道路上のガス欠時を除く）、オイル代、セキュリティ装置つき車両の鍵開け、部品代はお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※雪道、泥道、砂浜などで単にスリップする状態で走行できない場合は無料サービスの対象外となります。

ご注意

a 原因が次の事項に該当する場合はロードアシスタンスサービスの対象となりません。
①故意
②無免許・無資格・酒酔い・酒気帯び・麻薬等道路交通法上禁止されている状態で運転していた場合
③地震・噴火・津波等の天災事故
④戦争・暴動・原子力・公権力行使等
⑤その他無料サービスが適切でないと判断される場合

b 事前にサービス専用フリーダイヤルにご連絡がなく、お客様がレッカー車によるけん引や修理の手配をされた場合は無料サービスの対象となりません。

c 当社が緊急性に欠けると判断した場合は無料サービスの対象となりません。

d 事故で車両保険金が支払われる場合に実施したサービスで、サービスにかかった費用の一部または全部が車両保険金、事故付随費用保険金の対象となる場合、保険金としてお支払いします。

e 対象はご契約車両ごととなります。

f ファミリーバイク特約における二輪自動車・原付自動車は対象外となります。

C.ホームサポートサービス“生活救急車”

スーパージャンプ・ホームアシスト・住宅総合保険・住宅火災保険・セーフティ家財総合保険・家財の味方のご契約が対象です。

0120-456-365（24時間365日　携帯電話・PHSもご利用いただけます。）

●「水廻り」、「カギ」、「ガラス」の生活トラブルの緊急対応サービス

ご連絡いただければ早急にお客様のもとへお伺いし、修理、部品交換、カギ開錠などに対応いたします。なお、作業代・部品代・ガラス代などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

例：蛇口水漏れ、トイレのタンク故障、排水・下水のつまり、ガラスの販売・取付、ドア・シャッター・倉庫・トイレ・ロッカー・物置などのカギ紛失時の開錠など

※対象となるのは保険期間内に保険の目的所在地で発生したトラブルです。

④海外旅行保険アシスタンスサービス

ジェイアイ傷害火災保険株式会社との提携により下記サービスをご提供します。

《日本語による現地対応サービス》

海外主要55都市に配置されている「Jiデスク」でご旅行中の病気やケガ、盗難などの様々なトラブルに対し、スタッフが日本語でご相談に応じます。

また、「Jiデスク」に連絡がとれない場合または直接日本に連絡されたい場合に、オペレーターを通さず、無料で「Ji24時間緊急ダイレクトコール」へご連絡いただけます。

《キャッシュレスメディカルサービス》

海外300ヶ所を超えるJiキャッシュレス提携病院では、キャッシュレスで病気やケガの治療を受けられますので、現金のお持ち合わせがない場合や治療費がクレジットカードの限度額を超える場合でも、安心して治療を受けられます。

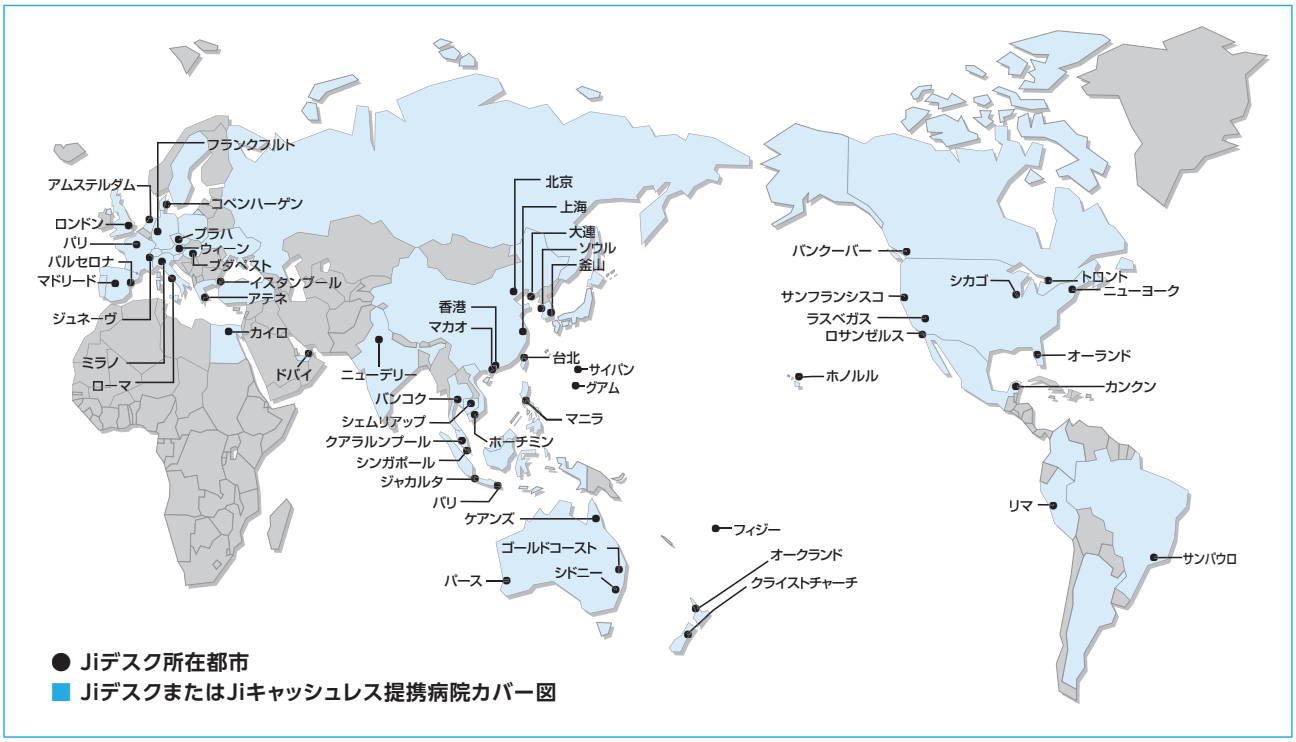

Ji24時間緊急ダイレクトコールサービス

ヨーロッパ・アフリカ・中東地区	
イギリス	00-800-08082008
フランス	
イタリア	
スイス	
ドイツ	
オーストリア	
スペイン	
ギリシャ	00-800-8113-0109
オランダ	00-800-08082008
アイルランド	
ポルトガル	
ベルギー	
ルクセンブルグ	
デンマーク	
ノルウェー	
スウェーデン	
フィンランド	0800-9-196-80
チェコ	800-143-710
ハンガリー	00-800-08082008
ルーマニア	08008-96995
ロシア	810-800-20101081
バミューダ	1-800-623-0045
イスラエル	00-800-08082008
UAE	800-081-0-0116
バーレーン	80004-457
エジプト	0800-0000-235
南アフリカ	0800-98-1918

アメリカ・カナダ・中南米地区	
アメリカ合衆国	1-866-312-8223
カナダ	1-866-902-9689
メキシコ	01-800-123-3435
ブラジル	0800-761-0483
ペルー	0800-53-961
チリ	1230-020-2521
アルゼンチン	00-800-08082008

アジア・オセアニア・ミクロネシア地区	
中国（北部）	10800-811-0779
中国（南部）	10800-281-2638
香港	001-800-08082008
マカオ	00-800-08082008
韓国	00798-81-1-0749
台湾	00-800-08082008
シンガポール	800-8110-749
マレーシア	00-800-08082008
タイ	001-800-08082008
ベトナム	120-81-005
インドネシア	001-803-81-0295
フィリピン	00-800-08082008
インド	000800-810-1175
オーストラリア	0011-800-08082008
ニュージーランド	00-800-08082008
グアム	1-866-410-7694
サイパン	1-866-999-0840

リストにない国からはコレクトコールをご利用ください。 ジェイアイ東京本社　03-3237-1591（コレクトコール24時間受付）

事故発生時のサービス内容

※本サービス内容は平成26年7月現在のものです。各「Jiデスク」等はやむを得ず変更される場合がございますので、予めご了承ください。
※記載内容は一般的に実施しているサービスをご案内するものであり、加入する保険の内容・事故発生地域・状況・環境・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。

⑤適性診断サービス（個人向け）

ペーパーテストによりお客様の自動車運転適性を診断するなど、安全運転のためのアドバイスをご提供しています。

⑥運転適性検査機器等のご提供（法人向け）

安全運転管理に関するサポートとして、屋内型運転適性検査機器やペーパーテストによりドライバーの自動車運転適性を診断するサービスや、車載型運転適性検査機器（セーフティレコーダー）や車載用映像記録装置（ドライブレコーダー）により車両運行データを分析するサービスをご提供しています。

⑦契約者に付保内容一覧の配布

毎年1回、個人のご契約者（自賠責保険、旅行保険を除く）に、ご契約状況をご確認していただくための「ご契約のお知らせ」をご提供しています。

★中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関をご紹介します。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）**0570−022808**

※IP電話・PHSからは、以下の直通電話へおかけください。
（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

名称	直通電話	名称	直通電話
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031	そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター東北	022-745-1171	そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581	そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター中部	052-308-3081	そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人　自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）のお支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。

同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）のお支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ（http://www.jibai-adr.or.jp/）をご参照ください。

公益財団法人　交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10ヶ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ（http://www.jcstad.or.jp/）をご参照ください。

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。

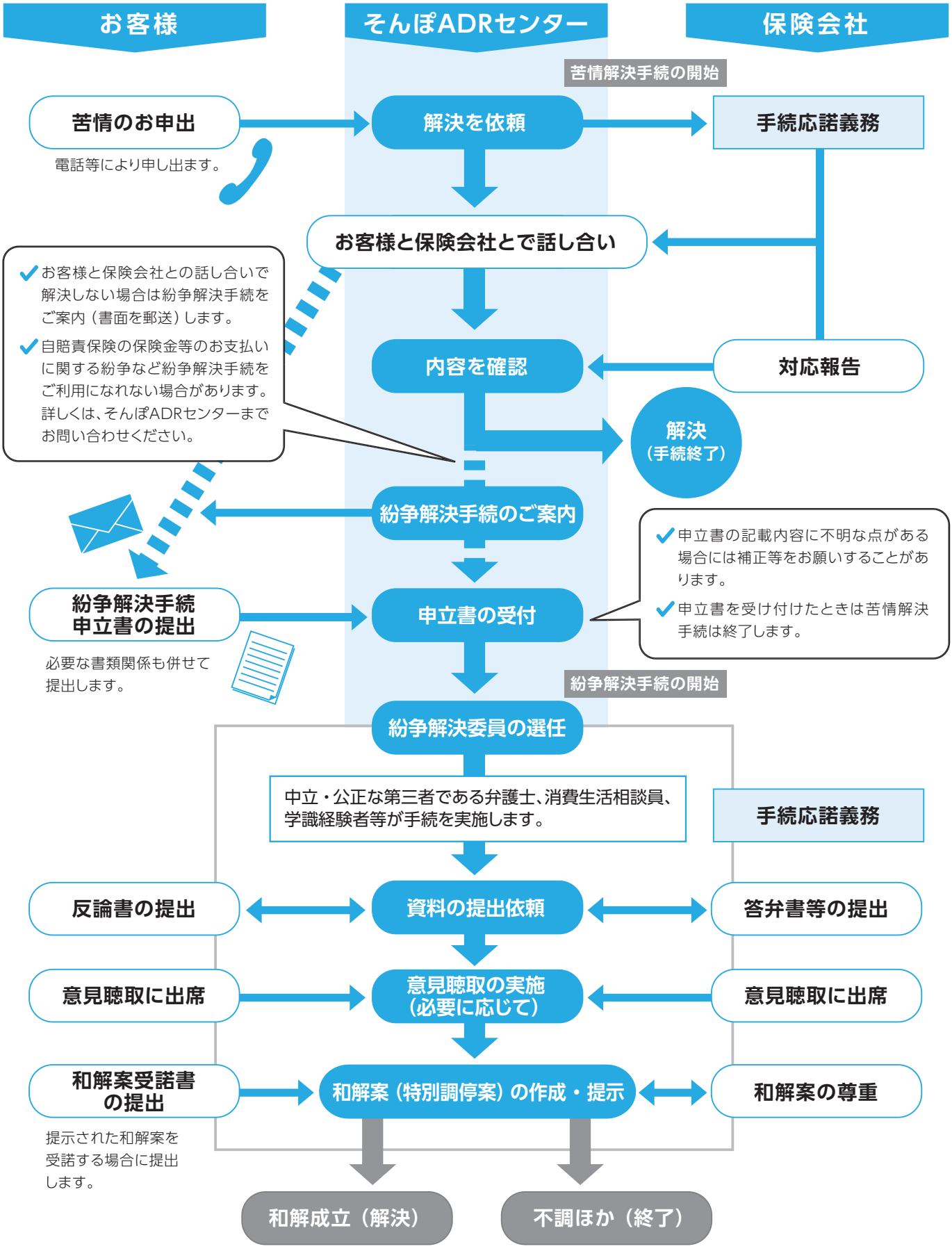

7 保険募集について

【1】契約締結のしくみ

①加入の申込み

損害保険契約の募集を行うことができるのは、保険会社の役員もしくは社員または保険業法による登録を受けた損害保険代理店またはそこで募集に従事する役員もしくは社員に限られています。当社の損害保険契約の大部分は当社と損害保険代理店委託契約を結んだ損害保険代理店によって取扱われています。

損害保険代理店は契約募集にあたって、あらかじめ「代理店の商号、名称または氏名」を名乗り、朝日火災の代理店であることを明らかにした上で保険会社を代理してお客様との間で保険契約の加入申込みを受け、契約を締結します。したがいまして、当社代理店とご締結いただいて有効に成立した契約につきましては、当社と直接ご契約されたものとなります。

②ご契約手続きについて

当社社員、代理店は、お客様への保険商品の勧誘にあたって、金融商品販売法に基づく「勧誘方針」により、各種法令等を遵守し適正な保険販売を心がけるとともに、保険商品の内容をお客様に正しくご理解いただけるようにパンフレット等を活用し説明を行います。ご加入はお客様のご判断でお決めいただき、その際に「契約概要」と「注意喚起情報」の書面をお渡しして重要事項をご説明します。この書面は、お客様に知っていただくべき特に重要な事項が記載されているものですので、必ずお読みいただくよう口頭で説明します。その後、ご契約の締結前には確認用のチェックシートなどを利用して、保険商品がお客様のニーズに沿ったものであるかご確認いただきます。なお、医療系の商品の場合は被保険者と面談し告知の重要性を説明し、ご本人から告知をいただきます。申込書に「申込人印」、「重要事項説明書（兼クーリングオフ説明書）受領印」、「個人情報取扱同意印」をご捺印いただきます。お客様の保険料のお支払いと引換えに、原則として当社所定の保険料領収証を発行します。後日保険証券が届きましたら、ご契約内容をお確かめいただきます。万一記載内容が事実と相違している場合は当社の代理店または社員にご連絡願います。

また、1ヶ月経過しても保険証券が届かない場合は最寄りの当社営業店または取扱代理店へご連絡ください。

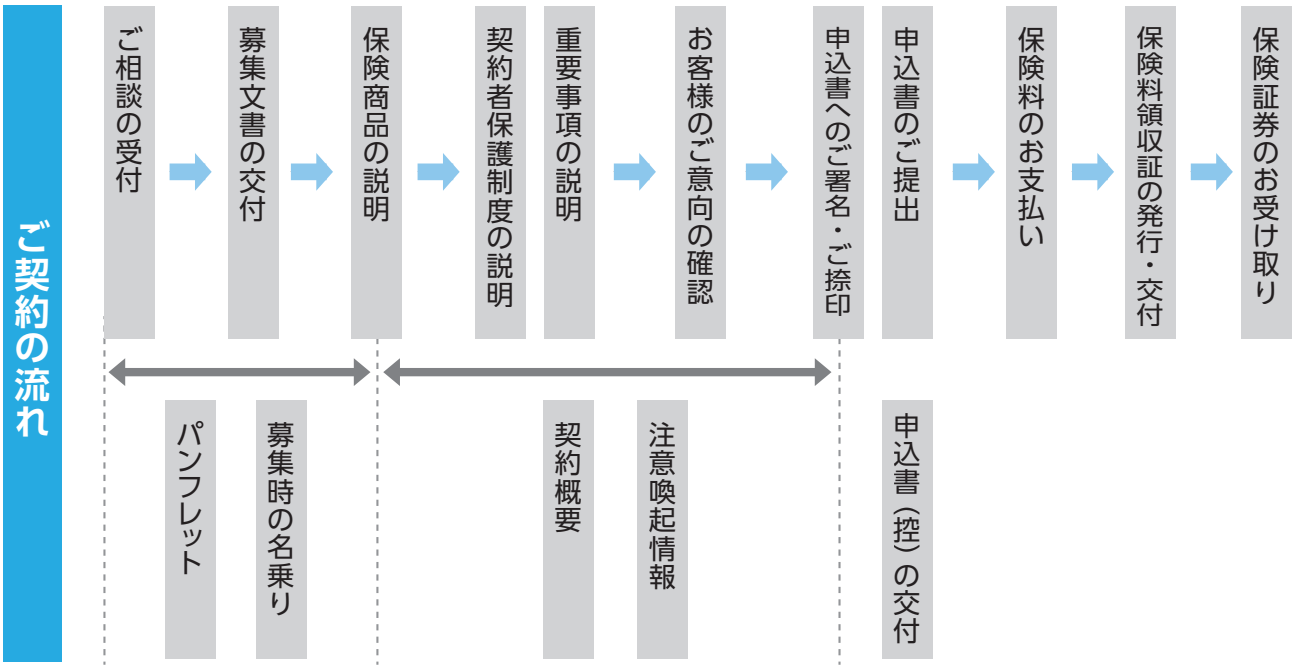

③クーリングオフ制度

「クーリングオフ制度」とは、契約者保護の観点から保険契約を締結した後であっても、一定の期間内であれば、**契約者より当社宛に書面で通知することにより、**契約申込み撤回または契約解除を行うことができる制度です。

保険の場合、「クーリングオフ制度」が適用されるのは、保険の申し込み日から8日以内で、保険期間が1年を超える個人を対象とした長期保険契約等、一定の条件を備えた保険契約が対象となります。（法人を対象とした契約、自賠責保険などにはこの制度は適用されません。）

【2】契約内容の確認に関する取組みの概要

平成19年9月募集分より、お客様と保険会社（代理店）が書面でご契約内容を確認しあう制度「意向確認書面の制度」を導入しました。

保険契約を締結する前に、申込みを行おうとする保険商品がお客様のご意向に合致しているものかどうかについて確認しあい、《ご契約内容確認シート》書面（保険契約申込書と一体化したものもございます。）を作成し、交付します。

また、適正な契約募集のため代理店教育教材として、「火災・自動車・傷害保険の個社教育テキスト」を作成し、eラーニングによる代理店の教育研修を実施しています。

【3】代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約書」にもとづき、保険会社に代わって、契約者と保険契約を締結し、保険料を領収することを基本的業務としています。

最も重要な仕事は、多様化するご契約者のニーズに的確に対応して充実した保険サービスを提供し、あらゆる危険からご契約者を守ることにあります。

当社では的確なお客様対応ができる代理店づくり、育成に力を入れており、代理店の質の向上、代理店網の拡充を積極的に推進しています。代理店の主な業務は次のとおりです。

◆保険相談（コンサルタントの役割）
◆保険契約の勧誘（商品設計）、重要事項の説明、お客様のご意向確認、告知の受領、契約の締結
◆保険料の算出、申込書の受付、保険会社への契約報告
◆保険料の領収、領収証の発行・交付
◆保険料の保管、保険会社への精算
◆保険契約の維持、管理（保険契約内容の異動および解約の手続きを含む）
◆契約者からの事故通知の受付、保険会社への報告（保険金請求のための書類の取付）
◆その他の保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

【4】代理店登録と代理店制度（区分、資格）

①代理店の登録・届出

損害保険の募集を行うためには、財務局に「損害保険代理店」として登録を受けるか、登録を受けた代理店において「保険募集に従事する役員・使用人」として届出することが義務づけられています。（保険業法 第276条、第302条）

※登録を受けた損害保険代理店またはその役員もしくは社員を「損害保険募集人」といいます。

②代理店の区分

登録を受けた代理店は、損害保険のうち、火災・自動車・傷害・その他の新種保険の各保険を取扱う一般代理店および一般代理店以外の準一般代理店、特別代理店とに区分されます。

③募集に要する資格

ア 必須資格

損害保険募集人は所定の資格を取得する必要があります。募集に要する資格は次のように分かれていますが、資格を取得するには試験に合格することが必要です。

a 損害保険募集人一般基礎単位
b 損害保険募集人一般商品単位

イ その他上位資格

a 商品1級資格
b 損害保険大学課程　専門コース
c 損害保険大学課程　コンサルティングコース

※損害保険大学課程は、損害保険募集人一般試験に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す取組みとして、平成24年7月より導入されました。

④代理店の基準要件

保険業法、関係法令等による保険会社の代理店に対する教育義務に基づき、代理店の質の向上を図り、お客様の利益を保護するため、代理店に次の基準要件を設けています。

ア 代理店基準要件

a 専属・自社代理申請代理店の代理店基準要件

<table>
<tr><th></th><th>資格者状況</th><th>挙績状況
(自己・特定保険料を含む)</th><th>機械化状況</th><th>法令等遵守状況</th><th>内部事務監査状況</th></tr>
<tr><td>一般代理店
火災・自動車・傷害・その他の新種保険を取扱う代理店</td><td>損害保険募集人一般基礎単位と委託種目に応じた損害保険募集人一般商品単位を取得した募集人を1名以上要する。</td><td>300万円</td><td rowspan="3">代理店オンライン接続（海上運送保険のみを取扱う出先代理店を除く）</td><td rowspan="3">法令等を遵守し公正かつ適正であること。</td><td rowspan="3">監査の状況がB以上であること。</td></tr>
<tr><td>準一般代理店
①満期戻総合保険を取扱う代理店
②①に自賠責保険、海上運送保険を取扱う代理店</td><td>損害保険募集人一般基礎単位と損害保険募集人一般商品単位（火災）を取得した募集人を1名以上要する。</td><td>300万円</td></tr>
<tr><td>特別代理店
①自賠責保険のみを取扱う代理店
②海上運送保険のみを取扱う代理店
③①・②をあわせて取扱う代理店</td><td>募集従事者は所定の講習の修了を要する。</td><td>——</td></tr>
</table>

b 他社代理申請代理店の代理店基準要件

	資格者（募集従事者届出）状況	法令等遵守状況	内部事務監査状況
一般代理店 火災・自動車・傷害・その他の新種保険を取扱う代理店	資格については代申社の規定に準拠する。 募集従事者の届出状況について年1回確認を行う。	法令等を遵守し公正かつ適正であること。	当社専用口座のある場合は、監査の状況がB以上であること。専用口座のない場合は計上遅延・精算遅延のないこと。
準一般代理店 ①満期戻総合保険を取扱う代理店 ②①に自賠責保険、海上運送保険を取扱う代理店			
特別代理店 ①自賠責保険のみを取扱う代理店 ②海上運送保険のみを取扱う代理店 ③①・②をあわせて取扱う代理店			

イ 一般・準一般代理店の育成基準（専属・自社代理申請代理店）

一般・準一般代理店は、代理店新設から1年経過後の月の末日をもって、資格状況の審査日とし、その他の状況は、2年経過後の月の末日をもって存続要件の審査日とし、前記の基準要件を充足する必要があります。

要件を充足できない場合は、代理店委託契約を解約することとなります。

【5】代理店教育

当社は、代理店が保険商品に関する知識を確実に身につけ、お客様のニーズに応じたわかりやすい説明が行えるよう、様々な教育を実施しています。

①資格取得のための講習
②業務能力、商品知識の向上を目的とした研修会（eラーニング研修も実施）
③通信講座（FPコース、コンプライアンス）

【6】代理店数

平成26年3月末現在の当社代理店数は専属代理店1,624店、自社代理申請代理店417店、他社代理申請代理店1,199店、合計3,240店で、今後も新設、育成を促進します。

代理店数の推移

年　度	年度末代理店数	専属代理店	自社代理申請代理店	他社代理申請代理店
平成25年度	3,240	1,624	417	1,199
平成24年度	3,566	1,919	465	1,182
平成23年度	4,526	2,610	515	1,401
平成22年度	4,786	2,834	516	1,436
平成21年度	4,931	2,958	531	1,442

（注）専属代理店：当社が代理店登録申請手続きを行い、当社1社と代理店委託契約を締結している代理店。
自社代理申請代理店：当社が代理店登録申請手続きを行い、当社以外の他社とも代理店委託契約を締結している代理店。
他社代理申請代理店：他社が代理店登録申請手続きを行い、当社とも代理店委託契約を締結している代理店。

【7】外務社員

当社では、損害保険の契約募集に従事することを職能とする外務社員の制度は無く、これによる契約募集は行っていません。

【8】代理店研修生制度

将来の当社専属プロ代理店を養成するため、一定期間（最長36ヶ月）研修社員として採用し、代理店を経営するために必要な商品知識、販売技術、経営管理手法などを習得する制度です。

代理店研修生制度のコース…… ①特別　②一般　③NANA

【9】代理店共済制度

代理店の皆様に日々安心して業務に専念していただけるように、代理店企業共済組合をつくっています。これは月々の掛金に応じて退職金や慶弔金の支給を受けられる任意加入の制度です。

Ⅳ 損害保険用語の解説（50音順）

ア行

意向確認
保険契約者のニーズに合致した保険商品販売の体制強化のための取り組みです。保険契約募集時には各種の募集文書を用いて多岐にわたる商品説明や重要事項説明等を行い、保険契約者が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項を、再度ご確認いただくための取り組みのことです。

意向確認書面
購入しようとする保険商品が保険契約者のニーズに合致しているかを確認する書面のことです。

異常危険準備金
大きな災害など巨額な支払いに備えて、毎決算期に地震・自賠責を除くすべての保険種類ごとに収入保険料の一定割合を責任準備金の一つとして積み立てるものです。

カ行

価格変動準備金
保険業法第115条で規定されている準備金で、株式などの資産の価格変動による損失に備えるため、その残高の一定割合を決算期末に積み立てます。

過失相殺
損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故
突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲、骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などがあげられます。

クーリングオフ
「契約の取り消し請求権」のことです。損害保険の場合、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日またはクーリングオフ説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に保険会社へ郵送にて通知すれば、保険契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。ただし、営業または事業のための契約等、対象外となる場合もあります。

契約者貸付
積立保険にご加入の場合に、保険契約を解約せずに保険契約者の皆様に一定の限度額内で一時的に資金を融資する制度です。

契約者配当金
積立保険の積立保険料を満期時まで運用し、その成果が予定利率を上回り、剰余が生じた場合に、満期返れい金とあわせて保険契約者に支払われる配当金をいいます。従って、その配当金の金額は予め確定されているものではありません。

告知義務
保険を契約する際に、保険契約者または被保険者は保険会社に対し告知事項について事実を正確に申し出る義務、あるいは不実のことを申し出てはならないという義務のことをいいます。

ご契約のしおり
保険契約に際して、契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続を行えるよう、契約時に配布するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故

サ行

再調達価額
時価に対する言葉で、保険契約の対象である物（保険をつけた物）と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。火災保険の新価保険や当社の満期戻総合保険（スーパージャンプ）においては、再調達価額を基準にして保険金を算出します。

再保険
保険会社が、その引き受けた保険契約上の責任の全部または一部を危険分散などのために他の保険会社に転嫁することをいいます。

時価（額）
同様の物を新たに建築または購入するのに必要な金額（再調達価額）から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

事業費
保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、営業費および一般管理費、諸手数料および集金費を総称していいます。

自己負担額
一定金額以下の小損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額。自己負担額を超える損害については、自己負担額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。免責金額ともいいます。

地震保険料控除制度
地震保険を契約して保険料を支払うと、所得税法および地方税法上、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の保険契約者（保険料負担者）の所得から差し引かれる制度で、平成19年1月より創設されました。なお、これに伴い火災保険等の既存の損害保険料控除制度は、一部の経過措置を除き、廃止されました。

質権設定
保険金請求権の質入れのことを略して「質権設定」といいます。火災保険において多く行われており、保険の対象（例えば、火災保険における建物）の上に担保をもつ者（例えば、抵当権者）の債権保全の手段の一つです。

指定紛争解決機関
平成21年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

支払備金
決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

重要事項
保険契約者が保険契約締結の際に合理的な判断をなすために必要な事項をいい、保険商品の内容を理解するために必要な情報（契約概要）と保険会社が保険契約者に対して注意喚起すべき情報のことです。

正味収入保険料
一般の会社の売上げ金額に相当するもので、お客様からいただいた保険料に、再保険に要した保険料を加減し、積立保険の積立部分の保険料を控除したものです。

責任準備金
将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金をいいます。
これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と、大火や航空機の墜落など異常な大災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」のほか、積立保険（貯蓄型保険）の満期返れい金、契約者配当金の支払いに備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」があります。

全損
保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合をいいます。

ソルベンシー・マージン比率
巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落などの「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金など保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

損害てん補
保険事故によって被保険者に生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険契約者保護機構
損害保険会社の経営が破綻した場合、保険契約者の保護を破綻保険会社に代わって引受ける制度。平成8年に創設された「保険契約者保護基金制度」をさらに一歩進めたもので、平成10年12月1日に発足。保険契約者保護機構は、保険業法に基づく認可法人として、生保・損保別に設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられています。

損害保険大学課程
「損害保険募集人一般試験」に合格した募集人が、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを目指すために創設された制度です。専門知識を習得するための「専門コース」と、専門コースの認定取得者が、実践的な知識・業務スキルを習得するための「コンサルティングコース」の2種類の学習コースがあります。

損害保険募集人一般試験
保険会社から委託を受けた代理店およびその役員・使用人の方が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明を行えるよう、平成23年10月から「損害保険募集人試験」と「商品専門試験（研修含む）」の2つの試験が統合し、新たに「損害保険募集人一般試験」として実施しております。
これから代理店登録または募集人届出をされる方、既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に実施する試験です。

損害保険料率算出機構
「損害保険料算出団体に関する法律」に基づき、設立された「自動車保険料率算定会」と「損害料率算定会」が、契約者および会員などに対して、より質の高いサービスをより低コストで提供できる体制を実施するために、平成14年7月1日に組織統合し、「損害保険料率算出機構」として発足しました。業務としては（1）火災、傷害、自動車、介護費用の各保険の参考純率の算出と提供、（2）自賠責保険と地震保険の基準料率の算出と公告、（3）自賠責保険（共済含む）に係る損害調査、（4）政府保障事業請求事案に関する損害調査の再委託の受託等があげられます。

損害率
損害保険会社が受領した保険料に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したもので保険会社の収益性がわかります。

タ行

第三分野
第三分野とは、生命保険固有の分野と損害保険固有の分野の、いずれにも属さないその中間に位置する傷害・疾病・介護に関する保険商品の分野をいいます。

大数の法則
サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を極めて多くすれば、6分の1に近づきます。このように、個々に見れば偶然な事柄でも、多数について見れば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。この法則は保険料算出上の統計的基礎になっています。

超過保険・一部保険
保険金額（契約金額）が、保険の対象である物の実際の価値（保険価額）を超過する保険のことを超過保険といいます。
また、保険金額が保険価額を下回る保険のことを一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。（後段部分については「比例配分による保険金支払い」の項をご参照ください。）

重複保険
一つの保険の対象物（同一の被保険利益に限る）について、保険期間の全部または一部を共通とする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務
保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。例えば、火災保険約款では建物の種類・性能、用法、面積の変更や家財等を他の場所に移転するなどの事実が発生した場合には、通知するように定めています。

積立勘定
積立保険（貯蓄型保険）および財形傷害保険において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険
火災保険、傷害保険等の補償機能に加え、満期時に満期返れい金が支払われる長期の保険です。

特約
普通保険約款の規定に追加、補充、変更等をする約款のことをいいます。

ハ行

被保険者
保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益
ある物（例えば建物）に偶然な事故が発生することにより、ある人（例えば建物の所有者）が損害を被る恐れがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係（この例では所有者利益）を被保険利益といいます。損害保険契約が有効に成立するためには被保険利益の存在が前提となります。

比例配分による保険金支払い
損害が発生したとき、保険金額（保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う金額の最高限度額）が保険価額（保険の対象としたものの評価額）を下回っている場合には、その不足している割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。例えば、5,000万円をかけて新築した建物に4,000万円の保険をかけましたが、火災が起こり、1,000万円の損害を受けました。
この場合に支払われる保険金は

$$1{,}000\text{万円} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}\ (注)}$$

$$=1{,}000\text{万円} \times \frac{4{,}000\text{万円}}{5{,}000\text{万円}} = 800\text{万円になります。}$$

(注) 住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険、ビジネス総合保険の場合は、保険価額×80%で計算します。
従って、支払われる保険金は

$$1{,}000\text{万円} \times \frac{4{,}000\text{万円}}{5{,}000\text{万円} \times 0.8} = 1{,}000\text{万円になります。}$$

分損
保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務付けられている保険
「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険、強制保険）があります。

保険価額
保険の対象である物の実際の価値で、通常は時価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額）をいいますが、保険種目によっては、再調達価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額）を基準として保険価額を評価することもあります。

保険期間
保険の契約期間で、保険会社が責任を負う期間のことです。その期間中に保険事故が発生した場合に保険会社は保険金を支払います。ただし、一般的には、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われません。

保険金
保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者に支払われます。

保険金額
保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額で、保険契約に際して保険会社と保険契約者との間で定めた金額をいいます。

保険契約者
保険会社に保険の申し込みをする人のことです。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする契約もあります。

保険契約準備金
保険契約に基づき保険金支払いなどの責任を果たすため、保険業法および同施行規則によって決算期末に積み立てる準備金で、責任準備金および支払備金があります。

保険契約の解除
法律上、保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。なお、重大事由による解除の場合、重大事由が生じた時から解除された時までに発生した保険事故について、保険金は支払われません。

保険契約の失効
すでに有効に成立している契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故（戦争、暴動など）によって保険を付けていたものが滅失した場合は契約は失効となります。

保険契約申込書
保険を契約する際に保険契約者が記入・捺印し、保険会社に提出する所定の書類のことです。保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険申込書を用意しています。

保険事故
保険契約により、保険会社は偶然な一定の事故によって生じた損害に対して保険金を支払うことを保険契約者に約束しますが、この保険金支払いを約定している事故を保険事故といいます。具体的には火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険証券
保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する文書です。

保険の目的（保険の対象）
保険をつける対象のことをいいます。例えば、火災保険の場合の建物や家財、自動車保険の場合の自動車がこれにあたります。

保険引受利益
正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査に要した費用、満期返れい金などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。

保険約款
保険契約者が保険会社と結ぶ保険契約の内容を定めたもので、同一種類の保険契約に共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約においてそれを変更、補充するための特別約款、特約条項があります。

保険料
被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭をいいます。

保険料即収の原則
保険契約時に保険料の全額を保険会社が領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率
保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの保険料の金額で表されています。例えば保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」または「1パーミル(‰)」と表現されることがあります。

マ行

マリン・ノンマリン
マリンは「マリン・インシュアランス」の略で海上保険（船舶保険と貨物海上保険）をいいますが、通常、運送保険も含まれています。ノンマリンは「ノンマリン・インシュアランス」の略で、マリン以外の保険、すなわち火災保険・自動車保険・傷害保険などをいいます。

満期返れい金
満期戻総合保険（スーパージャンプ）などの積立保険において、保険期間が終了し、保険料全額の払い込みが完了している場合に、保険会社が保険契約者に支払う金銭をいい、その金額は契約時に定められています。

免責
保険金をお支払いできない場合です。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払義務を負いますが、特定の事柄が生じた時は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故です。（「地震保険」等、商品により担保される場合があります。）

免責金額
保険契約者の自己負担額のことをいいます。保険会社は一定金額以下の小損害については保険金を支払わないと定めることがありますが、一定の金額に達した損害については、免責金額（自己負担額）を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式とがあります。

免責条項
保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しがつけられています。

元受保険
再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する全ての保険をさす場合があります。

元受保険料
元受保険契約により、保険会社が領収する保険料をいいます。

ヤ行

予定利率
積立保険の積立保険料部分については、満期返れい金を一定の率で割り引いて保険料を算出しています。この割引に用いられる計算利率を予定利率といいます。なお、実際の運用利回りが予定利率を上回った場合には契約者配当金として満期返れい金に上乗せして支払われることがあります。

Ⅴ 業績データ

1.当社の主要な業務に関する事項

【1】当期の業績概況 …… 72
【2】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移 … 73
【3】業務の状況を示す指標 ……74
① 保険料・1人当たり保険料 ……74
② 解約返戻金 …… 74
③ 保険引受利益 ……75
④ 保険金・損害率 …… 75
⑤ 再保険 …… 76
⑥ 未収再保険金 ……77
⑦ 事業費率 …… 77
⑧ 保険契約に関する指標等－契約者配当金 …… 78
⑨ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合 … 78
【4】経理に関する指標 …… 79
① 支払備金の額および責任準備金の額 …… 79
② 責任準備金積立水準 ……79
③ 損害率の上昇に対する経常利益
または経常損失の変動 …… 80
④ 貸倒引当金およびその他の引当金の
期末残高および期中の増減額 ……81
⑤ 貸付金償却の額 …… 81
⑥ 資本金等明細表
（含む利益準備金および任意積立金）……82
⑦ 事業費（含む損害調査費）……83
⑧ 有価証券売却損益および評価損 …… 83
⑨ 減価償却費明細表 …… 84
⑩ 不動産動産等処分損益明細表 …… 84
⑪ リース取引 ……85
【5】資産運用に関する方針と指標等 ……85
① 資産運用方針 ……85
② 預貯金 …… 85
③ 資産運用の概況 ……85
④ 利息配当収入の額および運用利回り
（インカム利回り）…… 86
⑤ 資産運用利回り（実現利回り）……86
⑥（参考）時価総合利回り ……87
⑦ 海外投融資残高・構成比および利回り …… 87
⑧ 商品有価証券 ……87
⑨ 保有有価証券の種類別の残高
および合計に対する構成比 ……88
⑩ 保有有価証券利回り ……88
⑪ 有価証券の種類別の残存期間別残高 ……89
⑫ 業種別保有株式の額 ……90
⑬ 貸付金の残存期間別の残高 ……90
⑭ 担保別貸付金残高 ……90
⑮ 使途別の貸付金残高および構成比 …… 91
⑯ 業種別の貸付残高および貸付残高の
合計に対する割合 ……91
⑰ 規模別の貸付金残高および貸付残高の
合計に対する割合 ……91
⑱ 貸付金地域別内訳 ……92
⑲ 国内企業向け貸付金残存期間別残高 ……92
⑳ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高 ……92
㉑ 支払承諾の残高内訳 ……93
㉒ 支払承諾見返の担保別内訳 ……93
㉓ 長期性資産 …… 93
㉔ 公共関係投融資（新規引受ベース）…… 93
㉕ 住宅関連融資 …… 94
㉖ 各種ローン金利（一般貸付標準金利…
長期プライムレート）…… 94
【6】特別勘定に関する指標等 ……94
【7】責任準備金の残高の内訳 ……95
【8】期首時点支払備金（見積り額）の
当期末状況（ラン・オフ・リザルト）…… 95
【9】事故発生からの期間経過に伴う
最終損害見積り額の推移表 ……96
① 自動車 ……96
② 傷害 ……96
③ 賠責 ……96

2. 財産の状況

【1】計算書類 ……97
① 貸借対照表 …… 97
② 損益計算書 …… 103
③ 株主資本等変動計算書 ……106
④ キャッシュ・フロー計算書 ……109
⑤ 1株当たり配当等 ……110
⑥ 1株当たり純資産額 ……110
⑦ 従業員1人当たり総資産 ……110
【2】リスク管理債権 ……111
【3】元本補てん契約のある信託に係る
貸出金の状況 ……111
【4】債務者区分に基づいて区分された債権 ……112
【5】保険金等の支払能力の充実の状況
（単体ソルベンシー・マージン比率）……113
【6】時価情報等 …… 114
① 有価証券 ……114
② 金銭の信託 ……116
③ デリバティブ取引関係 ……117
【7】その他 ……117

3. 当社およびその子会社等の概況

【1】当社およびその子会社等の主要な事業の内容
および組織の構成 ……118
【2】子会社に関する事項 …… 118

4. 当社およびその子会社等の主要な業務

【1】当期の事業の概況（連結）……119
【2】連結会計年度における主要な
業務の状況を示す指標 ……119

5. 当社およびその子会社等の財産の状況

【1】連結財務諸表 ……120
① 連結貸借対照表 ……120
② 連結損益計算書 ……122
③ 連結包括利益計算書 ……123
④ 連結キャッシュ・フロー計算書 …… 124
⑤ 連結株主資本等変動計算書 …… 125
【2】リスク管理債権 ……135
【3】当社およびその子会社等に係る
保険金等の支払能力の充実の状況
（連結ソルベンシー・マージン比率）……136
【4】連結決算セグメント情報 ……137
【5】その他 ……138

1 当社の主要な業務に関する事項

【1】当期の業績概況

当会計年度の日本経済は、政府の「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を基本方針とする「三本の矢」による一体的な取組や日銀の金融緩和政策が進められたことから、株価の回復や円安傾向が継続し緩やかな回復基調を辿りました。これに伴い、企業業績の伸展、家計における消費マインドの改善が見られるなど、設備投資や家計消費等の内需を中心とした景気回復の動きが広がりました。

損害保険業界においては、高い水準で推移していた自動車保険の損害率を改善すべく、各社が保険料の改定を行ったものの、台風や大気不安定による大雨、竜巻、大雪等の自然災害が頻発したことにより保険金の支払いが増加し、依然、厳しい経営環境となりました。

こうした環境下、当社は「お客様が心から満足し感動するサービス」を提供することでお客様からの信頼を獲得するとともに、保険引受利益の拡大と堅実な資産運用を通じて安定的に利益を生む強固な財務基盤を持つ会社になるために、平成25年4月から中期経営計画をスタートさせました。

当会計年度においては、中期経営計画の基本方針に則り、コンパクトかつ効率的な組織の実現、営業オペレーション改革、代理店網の再構築などの体制整備を行う一方、システム費用や社有車の削減等の経費削減を実行しました。また、資産運用においても、前会計年度に引き続き、責任準備金対応債券による運用、保有株式の売却等を行い、リスクの低減に努めました。

この結果、当会計年度における業績は以下のとおりとなりました。

正味収入保険料は、代理店網の再構築に伴う既存契約の見直し等の影響で前期比2,307百万円減の31,703百万円となりましたが、堅実なアンダーライティングが実を結び、正味支払保険金は前期比1,494百万円減の19,148百万円となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は前期比78百万円減の9,252百万円となりました。この結果、正味収入保険料から正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除した収支残高は、前期比46百万円増の4,196百万円の損失となりました。これに収入積立保険料、満期返戻金、支払備金戻入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受利益は、前期比3,203百万円増の1,973百万円の損失となりました。

利息及び配当金収入は前期比97百万円増の4,675百万円となりました。有価証券売却益は前期比5,989百万円減の5,411百万円となりました。また、有価証券評価損は前期比1,046百万円減の29百万円となりました。

以上の結果、当会計年度の経常収益は前期比7,104百万円減の84,000百万円、経常費用は前期比9,296百万円減の80,711百万円、経常利益は3,288百万円となりました。これに特別損失として資産価格が下落するリスクに備えるために価格変動準備金へ2,278百万円繰り入れ、その他法人税及び住民税、法人税等調整額を減じた当期純利益は313百万円となりました。また、ソルベンシー・マージン比率は、前期の519.6%から588.4%に改善することができました。

なお、連結損益は、経常利益が3,280百万円、当期純利益が304百万円となりました。

当社は、社員一同厳粛な気持ちで、中期経営計画の達成に向けて邁進します。野村グループの損害保険会社として、株主の皆様、保険契約者および代理店の方々と「FACE　TO　FACE」をモットーとして心を通わせ、社会的責任を果たすとともに、企業価値の更なる向上を実現していく所存です。

(注) 本報告(以下の諸表を含みます。)における各計数の表示および計算は、次のとおりです。
(1) 保険料等の金額および株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。
(2) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
(3) 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

決算のしくみ (単位:百万円)

保険引受収益	**78,540**
正味収入保険料	31,703
収入積立保険料	26,624
積立保険料等運用益	4,810
その他	15,401

資産運用収益	**5,353**
利息及び配当金収入	4,675
有価証券売却益	5,411
積立保険料等運用益振替	△4,810
その他	77
その他経常収益	**106**

保険引受費用	**71,178**
正味支払保険金	19,148
損害調査費	1,447
諸手数料及び集金費	6,051
満期返戻金	41,845
その他	2,685

資産運用費用	**178**
有価証券売却損	84
有価証券評価損	29
その他	64
営業費及び一般管理費	**9,313**
(うち保険引受に係る営業費及び一般管理費)	9,252
その他経常費用	**41**

経常収益	**84,000**
−	
経常費用	**80,711**
=	
経常利益	**3,288**
+	
特別損益	**△3,187**
−	
法人税等	**△211**
=	
当期純利益	**313**

保険引受収益 78,540 − **保険引受費用 71,178** − **保険引受に係る営業費及び一般管理費 9,252** + **その他収支 △83** = **保険引受利益 △1,973**

【2】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目＼年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	36,804 (△2.27%)	36,762 (△0.11%)	38,141 (3.75%)	34,011 (△10.83%)	31,703 (△6.79%)
経常収益	90,331	97,605	109,234	91,104	84,000
経常利益 (対前期増減率)	1,101 (―)	△1,191 (△208.18%)	△1,433 (―)	1,096 (―)	3,288 (200.06%)
当期純利益 (対前期増減率)	107 (―)	△867 (△908.72%)	△1,952 (―)	448 (―)	313 (△30.22%)
正味損害率	56.12%	57.52%	64.82%	64.69%	64.96%
正味事業費率	48.47%	48.88%	47.58%	47.78%	48.27%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	6,270 (△17.25%)	6,275 (0.08%)	5,717 (△8.89%)	4,577 (△19.94%)	4,675 (2.14%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.73%	1.73%	1.57%	1.26%	1.30%
資産運用利回り (実現利回り)	2.44%	1.77%	2.68%	3.20%	2.78%
信託報酬	―	―	―	―	―
信託勘定貸出金残高	―	―	―	―	―
信託勘定有価証券残高	―	―	―	―	―
信託財産額	―	―	―	―	―
資本金の額 (発行済株式総数)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)
純資産額	23,672	18,376	17,163	29,175	31,578
総資産額	391,086	390,585	397,678	403,437	396,062
積立勘定資産額	33,218	30,779	30,340	25,881	22,853
責任準備金残高	346,606	351,855	360,279	351,596	336,194
貸付金残高	10,004	8,727	8,238	7,230	7,234
有価証券残高	323,068	284,200	249,565	297,137	337,331
単体ソルベンシー・マージン比率	567.5%	500.8%	361.9%	519.6%	588.4%
自己資本比率	6.05%	4.70%	4.32%	7.23%	7.97%
1株当たり純資産額	2,022.03円	1,499.15円	1,323.25円	2,652.61円	2,952.74円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	6.00円(普通株式) (―) 48.00円(甲種優先株式) (―)	6.00円(普通株式) (―) 48.00円(甲種優先株式) (―)	6.00円(普通株式) (―) 48.00円(甲種優先株式) (―)	6.00円(普通株式) (―) 48.00円(甲種優先株式) (―)	6.00円(普通株式) (―) 48.00円(甲種優先株式) (―)
1株当たり当期純利益	0.79円	△105.49円	△224.74円	38.38円	23.65円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	―円	―円	―円	25.76円	18.05円
配当性向	755.77%	―	―	15.63%	25.37%
従業員数	674名	674名	652名	601名	552名

(注) ソルベンシー・マージン比率はリスク計測の厳格化を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。この改正された内容を平成22年度末に適用した場合、500.8%は316.0%になります。

【3】業務の状況を示す指標

① 保険料・1人当たり保険料

a.正味収入保険料

(単位:百万円)

種目＼年度	平成23年度	構成比(%)	増収率(%)	平成24年度	構成比(%)	増収率(%)	平成25年度	構成比(%)	増収率(%)
火　災	9,152	24.0	12.5	6,696	19.7	△26.8	5,446	17.2	△18.7
傷　害	2,788	7.3	△6.2	2,803	8.2	0.6	2,877	9.1	2.6
自動車	13,214	34.6	3.6	13,011	38.3	△1.5	12,418	39.2	△4.6
自動車損害賠償責任	3,965	10.4	4.0	4,190	12.3	5.7	4,383	13.8	4.6
満期戻長期	3,164	8.3	2.1	2,137	6.3	△32.5	1,420	4.5	△33.5
その他	5,856	15.4	△2.1	5,172	15.2	△11.7	5,156	16.2	△0.3
合　計	38,141	100.0	3.8	34,011	100.0	△10.8	31,703	100.0	△6.8

b.元受正味保険料（含む収入積立保険料）

(単位:百万円)

種目＼年度	平成23年度	構成比(%)	増収率(%)	平成24年度	構成比(%)	増収率(%)	平成25年度	構成比(%)	増収率(%)
火　災	12,044	13.1	10.6	11,046	15.5	△8.3	11,807	18.1	6.9
傷　害	3,790	4.1	△6.5	3,772	5.3	△0.5	3,789	5.8	0.5
自動車	13,459	14.6	3.7	13,292	18.7	△1.2	12,858	19.7	△3.3
自動車損害賠償責任	3,896	4.2	5.5	3,654	5.1	△6.2	3,736	5.7	2.3
満期戻長期	52,886	57.3	6.5	33,934	47.6	△35.8	27,610	42.2	△18.6
その他	6,198	6.7	△3.0	5,549	7.8	△10.5	5,585	8.5	0.6
合　計	92,276	100.0	5.3	71,250	100.0	△22.8	65,387	100.0	△8.2
従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料)	141		8.8	118		△16.2	118		△0.1

(注1) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。
(注2) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。（積立型保険の積立保険料部分を含みます。）
(注3) 従業員1人当たり元受正味保険料（含む収入積立保険料）=元受正味保険料（含む収入積立保険料）÷従業員数

② 解約返戻金

(単位:百万円)

種目＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
火　災	498	855	783
傷　害	488	417	371
自動車	271	236	221
自動車損害賠償責任	123	147	160
満期戻長期	4,282	4,690	2,305
その他	177	117	123
合　計	5,842	6,465	3,966

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

③ 保険引受利益

(単位:百万円)

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保険引受収益	93,860	80,236	78,540
保険引受費用	89,476	76,086	71,178
営業費及び一般管理費	10,213	9,330	9,252
その他収支	△512	4	△83
保険引受利益	△6,341	△5,176	△1,973

(注1) 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
(注2) その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

④ 保険金・損害率

a.正味支払保険金

(単位:百万円)

種目＼年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		構成比(%)	正味損害率(%)		構成比(%)	正味損害率(%)		構成比(%)	正味損害率(%)
火　災	6,567	27.9	72.9	3,803	18.4	58.9	3,485	18.2	65.3
傷　害	928	3.9	36.6	1,162	5.6	45.8	1,156	6.0	45.0
自動車	9,151	38.9	74.5	8,872	43.0	73.3	7,993	41.7	70.8
自動車損害賠償責任	3,788	16.1	98.9	3,767	18.2	93.4	3,710	19.4	89.0
満期戻長期	592	2.5	19.8	441	2.1	24.1	439	2.3	35.2
その他	2,501	10.7	45.0	2,596	12.7	54.4	2,362	12.4	49.5
合　計	23,529	100.0	64.8	20,642	100.0	64.7	19,148	100.0	65.0

(注1) 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
(注2) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

b.元受正味保険金

(単位:百万円)

種目＼年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		構成比(%)	元受正味損害率(%)		構成比(%)	元受正味損害率(%)		構成比(%)	元受正味損害率(%)
火　災	21,181	55.0	176.7	4,740	21.0	44.1	3,661	18.6	31.6
傷　害	952	2.5	35.6	1,185	5.3	44.1	1,208	6.1	43.3
自動車	9,364	24.3	74.7	9,390	41.6	75.6	8,122	41.2	69.3
自動車損害賠償責任	3,848	10.0	102.2	4,171	18.5	118.2	3,928	19.9	110.2
満期戻長期	592	1.5	18.5	441	2.0	21.0	439	2.2	29.9
その他	2,607	6.7	44.3	2,620	11.6	51.4	2,347	12.0	45.5
合　計	38,546	100.0	94.8	22,549	100.0	61.4	19,708	100.0	54.6

(注) 元受正味損害率=(元受正味保険金+損害調査費)÷元受正味保険料

c.正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目＼年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火　災	72.9	44.9	117.7	58.9	51.2	110.0	65.3	60.8	126.2
傷　害	36.6	63.8	100.5	45.8	62.2	108.0	45.0	73.8	118.8
自動車	74.5	34.1	108.6	73.3	33.3	106.5	70.8	37.3	108.1
自動車損害賠償責任	98.9	24.3	123.3	93.4	21.7	115.1	89.0	17.0	106.0
満期戻長期	19.8	96.7	116.4	24.1	116.0	140.1	35.2	63.3	98.5
その他	45.0	63.7	108.7	54.4	65.1	119.5	49.5	69.6	119.2
合　計	64.8	47.6	112.4	64.7	47.8	112.5	65.0	48.3	113.2

(注1) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
(注2) 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
(注3) 合算率=正味損害率+正味事業費率

d.出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目＼年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火　災	64.5	54.2	118.7	59.3	53.2	112.5	80.1	59.4	139.4
傷　害	31.6	59.8	91.4	46.3	58.5	104.8	47.8	70.4	118.2
自動車	75.6	34.4	110.0	76.3	32.7	109.1	74.8	36.4	111.2
満期戻長期	20.5	95.0	115.5	18.5	88.4	106.9	36.6	41.0	77.7
その他	55.3	61.4	116.6	42.1	56.9	99.0	42.9	64.3	107.2
合　計	60.0	52.1	112.1	58.4	49.0	107.4	65.1	50.6	115.7

（注1） 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
（注2） 発生損害率=（出再控除前の発生損害額+損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料
（注3） 事業費率=（支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料
（注4） 合算率=発生損害率+事業費率
（注5） 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
（注6） 出再控除前の既経過保険料=収入保険料−出再控除前の未経過保険料積増額
（注7） 第三分野保険につきましては、販売量が極めて少ないため、傷害保険に含めています。

⑤ 再保険

a.受再正味保険料・受再正味保険金

(単位:百万円)

種目＼年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			前年比（%）		前年比（%）		前年比（%）
受再正味保険料	火　災	597	109.4	711	19.1	838	17.8
	傷　害	—	—	—	—	—	—
	自動車	8	11.2	8	△1.9	7	△1.9
	自動車損害賠償責任	2,833	7.7	3,133	10.6	3,445	10.0
	満期戻長期	—	—	—	—	—	—
	その他	109	△1.5	104	△4.4	108	3.7
	合　計	3,548	17.0	3,957	11.5	4,400	11.2
受再正味保険金	火　災	2,480	6,417.5	92	△96.3	141	53.0
	傷　害	—	—	0	—	0	△96.4
	自動車	6	△3.0	6	3.1	7	14.5
	自動車損害賠償責任	3,788	△1.9	3,767	△0.6	3,710	△1.5
	満期戻長期	—	—	—	—	—	—
	その他	66	4.4	38	△42.2	92	140.4
	合　計	6,342	59.7	3,904	△38.4	3,952	1.2

b.支払再保険料・回収再保険金

(単位:百万円)

種目＼年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			前年比（%）		前年比（%）		前年比（%）
支払再保険料	火　災	3,487	14.8	5,086	45.8	7,199	41.5
	傷　害	148	5.6	159	7.2	237	49.1
	自動車	253	11.2	289	14.1	447	54.3
	自動車損害賠償責任	2,764	10.1	2,597	△6.0	2,798	7.8
	満期戻長期	225	9.6	311	38.1	250	△19.5
	その他	436	△15.7	460	5.5	526	14.3
	合　計	7,316	10.2	8,904	21.7	11,460	28.7
回収再保険金	火　災	17,094	9,423.6	1,029	△94.0	317	△69.1
	傷　害	24	77.1	22	△6.2	52	129.6
	自動車	220	44.0	524	138.5	136	△74.0
	自動車損害賠償責任	3,848	△7.0	4,171	8.4	3,928	△5.8
	満期戻長期	—	—	—	—	—	—
	その他	172	71.0	62	△63.6	77	22.7
	合　計	21,359	365.7	5,811	△72.8	4,512	△22.3

c.出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成25年度	32社（0社）	87.36%（－）
平成24年度	33社（0社）	82.60%（－）
平成23年度	31社（0社）	84.73%（－）

（注1） 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含みます。）を対象にしています。
（注2）（ ）内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）
なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

d.出再保険料の格付ごとの割合

年度	A以上	BBB以上	その他（格付なし・不明・BB以下）	合計
平成25年度	100%（—%）	0%（—%）	0%（—%）	100%（—%）
平成24年度	100%（—%）	0%（—%）	0%（—%）	100%（—%）
平成23年度	100%（—%）	0%（—%）	0%（—%）	100%（—%）

（注1） 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
〈格付区分の方法〉
①S&P社、またはA.M.Best社の格付を使用しています。この場合、A−以上を「A以上」に区分しています。
②これら2社の格付がない場合は、日本格付研究所の格付は、A−以上を「A以上」に区分し、Moody'sの格付は、A3以上を「A以上」に区分しています。
（注2）（ ）内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）
なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

⑥ 未収再保険金

（単位:百万円）

	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	年度開始時の未収再保険金	142（0）	213（0）	106(0)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	1,748（0）	875（0）	412(0)
3	当該年度回収等	1,677（0）	982（0）	393(0)
4	1+2−3=年度末の未収再保険金	213（0）	106（0）	124(0)

（注1） 地震・自賠責保険に係る金額を除いています。
（注2）（ ）内は、 第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

⑦ 事業費率

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保険引受に係る事業費	18,149	16,251	15,304
（保険引受に係る営業費及び一般管理費）	10,213	9,330	9,252
（諸手数料及び集金費）	7,935	6,920	6,051
正味事業費率	47.6%	47.8%	48.3%

（注） 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料

⑧ 保険契約に関する指標等−契約者配当金

満期戻総合保険では、保険期間が終了し、満期を迎えられたご契約者に対して満期返戻金をお支払いするとともに、所定の計算により剰余が生じた場合には、契約者配当金をお支払いします。

満期を迎えられるご契約者にお支払いする契約者配当金は以下のとおりです。

(平成26年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造住宅・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日 ＼ 払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	2,570円	690円	690円	690円	690円
6年	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3,170円	—	—	—	—
10年	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	4,390円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円

(注) 契約者配当金の算出方法は契約内容・満期月ごとに契約者配当金の運用益を算出していくため、満期月ごとに契約者配当金が多少異なることがあります。
上表では、同一保険期間・同一予定利率の保険ごとに当年度において初めて満期を迎える月の払込方法別の契約者配当金実額を平成26年4月満期分(保険期間5年・10年／満期返戻金支払割合20%、保険期間6年／満期返戻金支払割合30%)を例として表示しています。

(平成25年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造住宅・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日 ＼ 払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3,420円	1,470円	1,470円	1,470円	1,470円
6年	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	4,220円	—	—	—	—
10年	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	4,450円	3,010円	3,010円	3,010円	3,010円

(平成24年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造住宅・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日 ＼ 払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	4,530円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
6年	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	4,270円	—	—	—	—
10年	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	4,650円	3,610円	3,610円	3,610円	3,610円

⑨ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 ＼ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

【4】経理に関する指標

① 支払備金の額および責任準備金の額

a.支払備金

（単位:百万円）

種目＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
火　災	1,543	1,781	3,258
傷　害	670	763	885
自動車	5,602	6,108	6,889
自動車損害賠償責任	1,454	1,416	1,434
満期戻長期	139	143	446
その他	2,990	2,654	2,469
合　計	12,400	12,869	15,384

b.責任準備金

（単位:百万円）

種目＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
火　災	35,053	34,354	33,368
傷　害	36,090	31,952	29,714
自動車	4,912	6,874	5,692
自動車損害賠償責任	10,198	9,780	9,608
満期戻長期	257,794	253,113	242,421
その他	16,228	15,520	15,387
合　計	360,279	351,596	336,194

② 責任準備金積立水準

区分＼年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式または全期チルメル式	平準純保険料式または全期チルメル式	平準純保険料式または全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%	100.0%

（注1） 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

（注2） 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

（注3） 積立率＝（実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金）÷（下記（1）～（3）の合計額）

（1）標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限ります。）

（2）標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

（3）平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

③ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

(平成25年度)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額−決算時取崩額
経常利益の減少額	25百万円（注） 異常危険準備金残高の取崩額279百万円

(平成24年度)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額−決算時取崩額
経常利益の減少額	9百万円（注） 異常危険準備金残高の取崩額295百万円

（注） 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

④ 貸倒引当金およびその他の引当金の期末残高および期中の増減額

(平成25年度)

(単位:百万円)

区　分		前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘　要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	14	14	—	14	14	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	166	133	2	163	133	※洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金		3,010	480	470	—	3,020	
役員退職慰労引当金		557	63	81	—	539	
賞与引当金		299	284	299	—	284	
価格変動準備金		1,287	2,278	—	—	3,566	
合　計		5,335	3,255	851	178	7,558	

(平成24年度)

(単位:百万円)

区　分		前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘　要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	16	14	—	16	14	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	206	166	—	206	166	※洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金		2,961	182	133	—	3,010	
役員退職慰労引当金		562	67	71	—	557	
賞与引当金		403	299	403	—	299	
価格変動準備金		212	1,074	—	—	1,287	
合　計		4,363	1,804	608	223	5,335	

⑤ 貸付金償却の額

当年度、前年度、前々年度とも該当はありません。

⑥ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

（平成25年度）

（単位:百万円）

区　分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘　要
資　本　金		5,153	—	—	5,153	
うち既発行株式	普通株式	(9,290,000株) 2,652	—	(319,736株) —	(8,970,264株) 2,652	注1、注2
	優先株式	(2,084,000株) 2,500	—	—	(2,084,000株) 2,500	
	合　計	(普通株式 9,290,000株 優先株式 2,084,000株) 5,153	—	(普通株式 319,736株) —	(普通株式 8,970,264株 優先株式 2,084,000株) 5,153	
資本準備金およびその他資本剰余金	資本準備金	4,903	—	—	4,903	
	その他資本剰余金 (自己株式処分差益)	62	—	62	—	
	合　計	4,965	—	62	4,903	
利益準備金および任意積立金	利益準備金	290	—	—	290	
	任意積立金	—	—	—	—	
	合　計	290	—	—	290	

（注1）当期末における自己株式数は、3,267株です。
（注2）当期減少額は、消却によるものです。

（平成24年度）

（単位:百万円）

区　分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘　要
資　本　金		5,153	—	—	5,153	
うち既発行株式	普通株式	(9,290,000株) 2,652	—	—	(9,290,000株) 2,652	注
	優先株式	(2,084,000株) 2,500	—	—	(2,084,000株) 2,500	
	合　計	(普通株式 9,290,000株 優先株式 2,084,000株) 5,153	—	—	(普通株式 9,290,000株 優先株式 2,084,000株) 5,153	
資本準備金およびその他資本剰余金	資本準備金	4,903	—	—	4,903	
	その他資本剰余金 (自己株式処分差益)	62	—	—	62	
	合　計	4,965	—	—	4,965	
利益準備金および任意積立金	利益準備金	290	—	—	290	
	任意積立金	—	—	—	—	
	合　計	290	—	—	290	

（注）当期末における自己株式数は、214,377株です。

⑦ 事業費（含む損害調査費）

（単位:百万円）

事業費内訳＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	5,211	4,706	4,869
物件費	5,896	5,724	5,553
税　金	372	341	343
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	△1	△3	△7
保険契約者保護機構に対する負担金	15	0	0
諸手数料及び集金費	7,935	6,920	6,051
合　計	19,430	17,688	16,812

（注）金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

⑧ 有価証券売却損益および評価損

売却益

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国債等	5,882	5,534	706
株　式	6,859	2,839	2,965
外国証券	1,317	2,366	1,459
その他	499	660	279
合　計	14,558	11,400	5,411

売却損

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国債等	—	43	83
株　式	6,162	2,780	—
外国証券	634	378	1
その他	34	85	—
合　計	6,830	3,287	84

評価損

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国債等	—	—	—
株　式	2,608	1,013	13
外国証券	1,289	—	—
その他	12	62	16
合　計	3,911	1,075	29

⑨ 減価償却費明細表

(平成25年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建　物	1,076	35	931	144	86.5%
動　産	366	20	269	97	73.5%
リース資産	86	19	64	21	75.1%
ソフトウェア	3,712	792	1,954	1,758	52.6%
その他	23	—	—	23	0.0%
合　計	5,265	868	3,220	2,045	

(平成24年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建　物	1,471	39	909	561	61.8%
動　産	372	21	260	112	69.9%
リース資産	134	30	98	36	73.1%
ソフトウェア	5,052	820	2,981	2,071	59.0%
その他	23	—	—	23	—%
合　計	7,054	911	4,249	2,804	

(平成23年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建　物	1,489	43	887	601	59.6%
動　産	347	13	255	91	73.6%
リース資産	137	29	74	62	54.2%
ソフトウェア	4,643	809	2,501	2,142	53.9%
その他	23	—	—	23	—%
合　計	6,640	895	3,718	2,922	

⑩ 不動産動産等処分損益明細表

不動産動産処分益

当年度、前年度、前々年度とも該当はありません。

不動産動産処分損

(単位:百万円)

年度 / 区分	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	売却	その他	合計	売却	その他	合計	売却	その他	合計
不動産	—	0	0	—	6	6	—	5	5
動　産	—	0	0	—	1	1	—	0	0
合　計	—	0	0	—	7	7	—	5	5

⑪ リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分＼年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
未経過リース料期末残高相当額	1年内	34	—	—
	1年超	—	—	—
	合　計	34	—	—
支払リース料		58	34	—

【5】資産運用に関する方針と指標等

① 資産運用方針

資産の運用にあたっては、損害保険会社という公共性の強い性質に鑑み、安全性、流動性を重視しつつ有利な運用に努めています。

② 預貯金

(単位:百万円)

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
郵便振替・郵便貯金	1	16	32
当座預金	40	39	40
普通預金	8,576	7,320	6,374
通知預金	—	—	—
定期預金	10	10	10
外貨預金	—	—	—
合　計	8,628	7,387	6,457

③ 資産運用の概況

(単位:百万円)

区分＼年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
預貯金	8,628	2.2	7,387	1.8	6,457	1.6
コールローン	109,000	27.4	75,000	18.6	30,000	7.6
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	193	0.0	144	0.0	94	0.0
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	64	0.0	—	—	—	—
有価証券	249,565	62.8	297,137	73.7	337,331	85.2
貸付金	8,238	2.1	7,230	1.8	7,234	1.8
土地・建物	1,123	0.3	1,082	0.3	158	0.0
運用資産計	376,814	94.8	387,984	96.2	381,276	96.3
総資産	397,678	100.0	403,437	100.0	396,062	100.0

④ 利息配当収入の額および運用利回り（インカム利回り）

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	収入金額	平均運用額	利回り (%)	収入金額	平均運用額	利回り (%)	収入金額	平均運用額	利回り (%)
預貯金	3	13,121	0.02	3	10,063	0.04	2	7,360	0.03
コールローン	51	55,022	0.09	46	53,803	0.09	33	39,695	0.09
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	6	242	2.54	4	167	2.71	3	118	2.80
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	2	97	2.67	—	27	—	—	—	—
有価証券	5,493	286,005	1.92	4,388	291,619	1.50	4,516	303,332	1.49
公社債	2,332	163,558	1.43	1,923	194,838	0.99	1,417	190,705	0.74
株　式	1,288	50,143	2.57	871	33,447	2.61	773	28,734	2.69
外国証券	1,388	54,843	2.53	991	49,465	2.00	1,449	73,273	1.98
その他の証券	483	17,460	2.77	601	13,867	4.33	876	10,618	8.25
貸付金	152	8,578	1.78	132	7,660	1.73	118	7,240	1.63
土地・建物	0	1,163	0.07	0	1,121	0.08	0	1,006	0.07
小　計	5,709	364,230	1.57	4,577	364,462	1.26	4,675	358,753	1.30
その他	11	—		0	—		0	—	
合　計	5,721	—		4,577	—		4,675	—	

（注）利回りは $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

なお、時価会計導入を機に、開示利回りのあり方を見直した結果、従来のインカムベースの利回りのみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、新たに、当期の資産運用にかかる成果を期間損益への寄与の観点から示す指標として、従来の簿価を分母とする⑤資産運用利回り（実現利回り）を開示するとともに、時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため、⑥時価総合利回りを併せて参考開示しています。

⑤ 資産運用利回り（実現利回り）

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	資産運用損益等（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	利回り (%)	資産運用損益等（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	利回り (%)	資産運用損益等（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	利回り (%)
預貯金	3	13,121	0.02	3	10,063	0.04	2	7,360	0.03
コールローン	51	55,022	0.09	46	53,803	0.09	33	39,695	0.09
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	6	242	2.54	4	167	2.71	3	118	2.80
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	△46	97	△47.78	△3	27	△13.05	—	—	—
有価証券	9,569	286,005	3.35	11,477	291,619	3.94	9,825	303,332	3.24
公社債	8,214	163,558	5.02	7,414	194,838	3.81	2,041	190,705	1.07
株　式	△623	50,143	△1.24	△82	33,447	△0.25	3,725	28,734	12.96
外国証券	783	54,843	1.43	2,977	49,465	6.02	2,902	73,273	3.96
その他の証券	1,195	17,460	6.84	1,167	13,867	8.42	1,156	10,618	10.89
貸付金	151	8,578	1.77	132	7,660	1.73	118	7,240	1.63
土地・建物	0	1,163	0.07	0	1,121	0.08	0	1,006	0.07
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	11	—	—	0	—	—	0	—	—
合　計	9,747	364,230	2.68	11,662	364,462	3.20	9,984	358,753	2.78

（注）利回りは $\frac{\text{資産運用収益+積立保険料等運用益ー資産運用費用}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

⑥（参考）時価総合利回り

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	利回り（%）	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	利回り（%）	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	利回り（%）
預貯金	3	13,121	0.02	3	10,063	0.04	2	7,360	0.03
コールローン	51	55,022	0.09	46	53,803	0.09	33	39,695	0.09
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	6	242	2.54	4	167	2.71	3	118	2.80
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	△46	97	△47.78	△3	27	△13.05	—	—	—
有価証券	11,015	287,412	3.83	28,129	294,472	9.55	13,496	322,837	4.18
公社債	7,788	164,873	4.72	8,351	195,728	4.27	1,721	192,533	0.89
株　式	1,672	50,966	3.28	7,868	36,566	21.52	6,592	39,805	16.56
外国証券	2,292	53,123	4.31	7,233	49,253	14.69	4,824	77,317	6.24
その他の証券	△737	18,448	△4.00	4,675	12,923	36.18	359	13,181	2.73
貸付金	151	8,578	1.77	132	7,660	1.73	118	7,240	1.63
土地・建物	0	1,163	0.07	0	1,121	0.08	0	1,006	0.07
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	△204	—	—
その他	11	—	—	0	—	—	0	—	—
合　計	11,194	365,637	3.06	28,315	367,315	7.71	13,451	378,259	3.56

（注）利回りは $\frac{\text{（資産運用収益+積立保険料等運用益−資産運用費用）+（当期末評価差額*−前期末評価差額*）}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*+売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$ で算出しています。

*税効果控除前の金額による。

⑦ 海外投融資残高・構成比および利回り

（単位:百万円）

区分＼年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
外貨建	公社債	5,312	18.4	40,792	62.4	71,575	75.0
	株　式	—	—	—	—	—	—
	その他	193	0.7	290	0.4	310	0.3
	外貨建資産計	5,505	19.1	41,082	62.8	71,885	75.3
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	公社債（円建外債）	16,448	57.0	20,285	31.0	20,813	21.8
	その他	6,895	23.9	4,019	6.2	2,736	2.9
	円貨建資産計	23,343	80.9	24,304	37.2	23,549	24.7
合　計		28,849	100.0	65,387	100.0	95,435	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り（インカム利回り）	2.53%		2.00%		1.98%	
	資産運用利回り（実現利回り）	1.43%		6.02%		3.96%	
	（参考）時価総合利回り	4.31%		14.69%		6.24%	

⑧ 商品有価証券

当年度、前年度、前々年度とも該当はありません。

⑨ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
国　債	113,278	45.4	72,360	24.4	6,405	1.9
地方債	11,287	4.5	27,553	9.3	33,580	10.0
社　債	43,349	17.4	76,696	25.8	148,015	43.9
株　式	38,431	15.4	41,593	14.0	42,117	12.5
外国証券	28,849	11.6	65,387	22.0	95,435	28.3
その他の証券	14,369	5.7	13,545	4.5	11,777	3.4
合　計	249,565	100.0	297,137	100.0	337,331	100.0

⑩ 保有有価証券利回り

（単位:%）

区分＼年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
運用資産利回り（インカム利回り）	公社債	1.43	0.99	0.74
	株　式	2.57	2.61	2.69
	外国証券	2.53	2.00	1.98
	その他の証券	2.77	4.33	8.25
	合　計	1.92	1.50	1.49
資産運用利回り（実現利回り）	公社債	5.02	3.81	1.07
	株　式	△1.24	△0.25	12.96
	外国証券	1.43	6.02	3.96
	その他の証券	6.84	8.42	10.89
	合　計	3.35	3.94	3.24
（参考）時価総合利回り	公社債	4.72	4.27	0.89
	株　式	3.28	21.52	16.56
	外国証券	4.31	14.69	6.24
	その他の証券	△4.00	36.18	2.73
	合　計	3.83	9.55	4.18

（注）各利回りの計算方法については、P86～P87をご参照ください。

⑪ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(平成25年度)

(単位:百万円)

区分＼残存期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国　債	1,301	119	—	—	2,985	1,988	—	6,405
地方債	9,266	14,943	2,173	319	6,876	—	—	33,580
社　債	7,784	27,348	41,497	19,500	32,439	19,444	0	148,015
株　式							42,117	42,117
外国証券	12,828	9,633	27,288	17,503	22,235	3,210	2,736	95,435
その他の証券	445	931	1,413	—	422	—	8,564	11,777
合　計	31,627	52,976	72,373	37,323	64,959	24,654	53,418	337,331

(平成24年度)

(単位:百万円)

区分＼残存期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国　債	27,453	430	—	16,527	17,508	10,440	—	72,360
地方債	1,709	20,187	1,297	—	3,530	828	—	27,553
社　債	2,312	21,337	14,628	12,783	18,644	6,990	0	76,696
株　式							41,593	41,593
外国証券	5,452	11,016	16,011	18,566	10,320	—	4,019	65,387
その他の証券	—	1,192	1,562	150	—	—	10,640	13,545
合　計	36,928	54,164	33,499	48,027	50,004	18,259	56,254	297,137

(平成23年度)

(単位:百万円)

区分＼残存期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国　債	1,796	783	122	—	75,168	35,407	—	113,278
地方債	2,010	4,754	—	—	4,414	107	—	11,287
社　債	6,216	10,446	5,485	4,230	6,609	10,360	0	43,349
株　式							38,431	38,431
外国証券	6,163	12,522	3,112	—	156	—	6,895	28,849
その他の証券	63	465	992	1,357	—	—	11,489	14,369
合　計	16,250	28,972	9,713	5,588	86,348	45,875	56,816	249,565

⑫ 業種別保有株式の額

(単位:百万株、百万円)

区分＼年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	株数	金額	構成比 (%)	株数	金額	構成比 (%)	株数	金額	構成比 (%)
電気・ガス業	3	4,469	11.6	0	55	0.1	0	52	0.1
陸運業	8	8,842	23.0	7	11,429	27.5	7	13,108	31.1
商　業	6	5,604	14.6	6	6,326	15.2	6	6,154	14.6
電気機器	4	2,720	7.1	4	1,469	3.5	4	1,653	3.9
不動産業	2	3,065	8.0	3	5,968	14.3	3	6,281	14.9
金融保険業	2	3,818	9.9	2	4,313	10.4	3	2,748	6.5
その他製品	4	1,928	5.0	3	2,216	5.3	3	2,429	5.8
機　械	2	1,852	4.8	2	2,120	5.1	2	2,420	5.8
輸送用機器業	0	118	0.3	0	126	0.3	0	267	0.6
証券・商品先物取引業	4	1,433	3.7	4	2,195	5.3	2	740	1.8
その他	8	4,578	12.0	7	5,372	13.0	7	6,258	14.9
合　計	48	38,431	100.0	42	41,593	100.0	40	42,117	100.0

(注1) 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。
(注2) 空輸業は陸運業に含めています。

⑬ 貸付金の残存期間別の残高

(単位:百万円)

区分＼年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
固定金利	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	—	—
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超	1,000	—	—
	合　計	1,000	—	—
変動金利	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	7,000	7,000
	3年超5年以下	7,000	—	—
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超	—	—	—
	合　計	7,000	7,000	7,000

(注) 約款貸付は含みません。

⑭ 担保別貸付金残高

(単位:百万円)

区分＼年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
担保貸付	—	—	—	—	—	—
有価証券担保	—	—	—	—	—	—
不動産・動産・財団	—	—	—	—	—	—
指名債権担保	—	—	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—	—	—
信用貸付	8,000	97.1	7,000	96.8	7,000	96.8
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	8,000	97.1	7,000	96.8	7,000	96.8
約款貸付	238	2.9	230	3.2	234	3.2
合　計 (うち劣後特約付き貸付)	8,238 (1,000)	100.0 (12.1)	7,230 (　—)	100.0 (　—)	7,234 (　—)	100.0 (　—)

⑮ 使途別の貸付金残高および構成比

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
設備資金	—	—	—	—	—	—
運転資金	8,238	100.0	7,230	100.0	7,234	100.0
合　計	8,238	100.0	7,230	100.0	7,234	100.0

⑯ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
農林・水産業	—	—	—	—	—	—
鉱　業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—
卸・小売業	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	8,000	97.1	7,000	96.8	7,000	96.8
不動産業	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・水道等	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
（うち個人住宅等）	—	—	—	—	—	—
小　計	8,000	97.1	7,000	96.8	7,000	96.8
公共団体	—	—	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—	—	—
約款貸付	238	2.9	230	3.2	234	3.2
合　計	8,238	100.0	7,230	100.0	7,234	100.0

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

⑰ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
大企業	8,000	100.0	7,000	100.0	7,000	100.0
中堅企業	—	—	—	—	—	—
中小企業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付合計	8,000	100.0	7,000	100.0	7,000	100.0

（注1） 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
（注2） 中堅企業とは1の「大企業」および3の「中小企業」以外の企業をいいます。
（注3） 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。（ただし卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。）
（注4） その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等です。
（注5） 約款貸付は含みません。

⑱ 貸付金地域別内訳

a.国内

(単位:百万円)

区分＼年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
首都圏	7,000	87.5	7,000	100.0	7,000	100.0
近畿圏	1,000	12.5	—	—	—	—
上記以外の地域	—	—	—	—	—	—
合　計	8,000	100.0	7,000	100.0	7,000	100.0

（注）約款貸付は含みません。

b.海外

当年度、前年度、前々年度とも該当はありません。

⑲ 国内企業向け貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

区分＼年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
貸付金	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	7,000	7,000
	3年超5年以下	7,000	—	—
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超	1,000	—	—
	合　計	8,000	7,000	7,000

⑳ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
土地	521	521	13
営業用	521	521	13
賃貸用	—	—	—
建　物	601	561	144
営業用	601	561	144
賃貸用	—	—	—
土地・建物合計	1,123	1,082	158
営業用	1,123	1,082	158
賃貸用	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—
営業用	—	—	—
賃貸用	—	—	—
リース資産	62	36	21
その他の有形固定資産	91	112	97
合　計	1,278	1,231	277

㉑ 支払承諾の残高内訳

当年度、前年度、前々年度とも該当はありません。

㉒ 支払承諾見返の担保別内訳

当年度、前年度、前々年度とも該当はありません。

㉓ 長期性資産

(単位:百万円)

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
長期性資産	286,895	277,576	266,809

(注) 長期性資産とは責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる、積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累計残高をいいます。

㉔ 公共関係投融資(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区分＼年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
公社債	国　債	—	—	—
	地方債	6,298	6,640	7,117
	政府保証債	4,395	39,059	37,005
	小　計	10,649	45,699	44,122
貸付	公社・公団	—	—	—
	地方住宅供給公社	—	—	—
	小　計	—	—	—
合　計		10,694	45,699	44,122

㉕ 住宅関連融資

(単位:百万円)

区分＼年度	平成23年度	構成比（%）	平成24年度	構成比（%）	平成25年度	構成比（%）
個人向ローン	—	—	—	—	0	—
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	0	—
地方住宅供給会社	—	—	—	—	0	—
合　計	—	— (—)	—	— (—)	0	— (—)
総貸付残高	8,238		7,230		7,234	

（注）「合計」欄の（　）内は総貸付残高に対する比率です。

㉖ 各種ローン金利（一般貸付標準金利…長期プライムレート）

（平成25年度）

(単位:%)

変更時点	平成25.4.1	平成25.4.10	平成25.5.10	平成25.6.11	平成25.7.10	平成25.8.9	平成25.10.10	平成26.1.10	平成26.2.12
利率	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35	1.30	1.20	1.25	1.20

（平成24年度）

(単位:%)

変更時点	平成24.4.1	平成24.5.10	平成24.7.10	平成24.11.9	平成25.2.8
利率	1.35	1.30	1.25	1.20	1.15

（平成23年度）

(単位:%)

変更時点	平成23.4.1	平成23.4.8	平成23.5.10	平成23.6.10	平成23.8.10	平成23.9.9	平成24.3.9
利率	1.60	1.70	1.55	1.50	1.35	1.40	1.35

【6】特別勘定に関する指標等

当年度、前年度、前々年度とも該当はありません。

【7】責任準備金の残高の内訳

（平成25年度）

（単位:百万円）

種　目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	一号収支分析追加責任準備金	責任準備金合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火　災	29,862	3,494	1	—	—	9	—	33,368
傷　害	2,224	181	3	5	26,965	225	109	29,714
自動車	4,027	1,665	0	—	—	—	—	5,692
自動車損害賠償責任	9,608	—	—	—	—	—	—	9,608
満期戻長期	3,548	1,304	16	—	236,239	1,190	121	242,421
その他	8,288	4,904	0	—	2,165	14	13	15,387
合　計	57,560	11,549	22	5	265,370	1,439	245	336,194

（平成24年度）

（単位:百万円）

種　目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	一号収支分析追加責任準備金	責任準備金合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火　災	30,889	3,251	1	—	203	9	0	34,354
傷　害	2,396	89	3	7	28,433	216	806	31,952
自動車	4,312	2,561	0	—	—	—	—	6,874
自動車損害賠償責任	9,780	—	—	—	—	—	—	9,780
満期戻長期	4,331	1,234	16	—	245,233	1,258	1,038	253,113
その他	8,426	4,723	0	—	2,258	13	98	15,520
合　計	60,136	11,859	22	7	276,129	1,497	1,943	351,596

（平成23年度）

（単位:百万円）

種　目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	一号収支分析追加責任準備金	責任準備金合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火　災	30,410	3,986	1	—	646	9	0	35,053
傷　害	2,628	241	3	10	32,492	206	508	36,090
自動車	4,486	426	0	—	—	—	—	4,912
自動車損害賠償責任	10,198	—	—	—	—	—	—	10,198
満期戻長期	4,668	1,178	16	—	249,812	1,368	749	257,794
その他	8,898	4,847	0	—	2,402	13	65	16,228
合　計	61,290	10,680	22	10	285,353	1,597	1,324	360,279

【8】期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位:百万円）

年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成21年度	11,177	6,144	4,972	61
平成22年度	10,886	6,418	4,526	△58
平成23年度	11,615	7,342	4,950	△678
平成24年度	11,472	7,095	4,744	△367
平成25年度	11,727	6,584	5,952	△809

（注1） 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
（注2） 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
（注3） 当期把握見積り差額=期首支払備金−（前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

【9】事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

① 自動車

（単位:百万円）

事故発生年度		平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	8,810			8,490			8,953			9,214			8,152		
	1年後	8,965	1.018	155	8,723	1.027	233	9,283	1.037	329	9,469	1.028	255			
	2年後	9,247	1.031	282	8,909	1.021	186	9,570	1.031	287						
	3年後	9,271	1.003	24	8,887	0.997	△22									
	4年後	9,366	1.010	94												
最終損害見積り額		9,366			8,887			9,570			9,469			8,152		
累計保険金		9,027			8,503			8,766			7,696			4,773		
支払備金		338			383			804			1,773			3,379		

② 傷害

（単位:百万円）

事故発生年度		平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	1,038			1,118			932			1,009			1,090		
	1年後	987	0.951	△51	1,068	0.955	△50	1,198	1.285	265	1,153	1.142	143			
	2年後	977	0.990	△10	1,105	1.035	37	1,256	1.049	58						
	3年後	963	0.986	△13	1,131	1.023	25									
	4年後	961	0.998	△1												
最終損害見積り額		961			1,131			1,256			1,153			1,090		
累計保険金		945			1,089			1,093			1,065			521		
支払備金		15			42			163			88			568		

③ 賠責

（単位:百万円）

事故発生年度		平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	1,305			1,121			1,083			971			800		
	1年後	1,204	0.923	△101	976	0.871	△145	1,000	0.924	△82	988	1.017	16			
	2年後	1,262	1.048	58	964	0.988	△11	807	0.807	△192						
	3年後	1,265	1.003	3	1,006	1.044	42									
	4年後	1,282	1.013	16												
最終損害見積り額		1,282			1,006			807			988			800		
累計保険金		1,220			947			882			900			381		
支払備金		61			59			△75			87			419		

（注1） 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
（注2） 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
（注3） 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

2 財産の状況

【1】計算書類

① 貸借対照表

(単位:百万円)

科目＼年度	平成23年度(平成24年3月31日現在)		平成24年度(平成25年3月31日現在)		平成25年度(平成26年3月31日現在)	
	金　額	構成比(%)	金　額	構成比(%)	金　額	構成比(%)
(資産の部)						
現金及び預貯金	8,632	2.17	7,391	1.83	6,457	1.63
現　金	(3)		(3)		(0)	
預貯金	(8,628)		(7,387)		(6,457)	
コールローン	109,000	27.41	75,000	18.59	30,000	7.57
買入金銭債権	193	0.05	144	0.04	94	0.02
金銭の信託	64	0.02	—	—	—	—
有価証券	249,565	62.76	297,137	73.65	337,331	85.18
国　債	(113,278)		(72,360)		(6,405)	
地方債	(11,287)		(27,553)		(33,580)	
社　債	(43,349)		(76,696)		(148,015)	
株　式	(38,431)		(41,593)		(42,117)	
外国証券	(28,849)		(65,387)		(95,435)	
その他の証券	(14,369)		(13,545)		(11,777)	
貸付金	8,238	2.07	7,230	1.79	7,234	1.83
保険約款貸付	(238)		(230)		(234)	
一般貸付	(8,000)		(7,000)		(7,000)	
有形固定資産	1,278	0.32	1,231	0.31	277	0.07
土　地	(521)		(521)		(13)	
建　物	(601)		(561)		(144)	
リース資産	(62)		(36)		(21)	
その他の有形固定資産	(91)		(112)		(97)	
無形固定資産	5,544	1.39	5,402	1.34	5,269	1.33
ソフトウェア	(2,142)		(2,071)		(1,758)	
ソフトウェア仮勘定	(3,378)		(3,308)		(3,487)	
その他の無形固定資産	(23)		(23)		(23)	
その他資産	7,244	1.82	6,307	1.56	6,681	1.69
未収保険料	(149)		(40)		(83)	
代理店貸	(2,084)		(1,914)		(2,342)	
共同保険貸	(86)		(121)		(69)	
再保険貸	(1,570)		(1,425)		(1,177)	
外国再保険貸	(131)		(59)		(54)	
未収金	(331)		(289)		(413)	
未収収益	(392)		(364)		(626)	
預託金	(1,015)		(911)		(924)	
仮払金	(1,387)		(1,177)		(984)	
金融派生商品	(4)		(—)		(—)	
その他の資産	(90)		(2)		(4)	
繰延税金資産	8,140	2.05	3,771	0.93	2,864	0.72
貸倒引当金	△223	△0.06	△180	△0.04	△147	△0.04
資産の部合計	397,678	100.00	403,437	100.00	396,062	100.00

(単位:百万円)

科目＼年度	平成23年度 (平成24年3月31日現在)		平成24年度 (平成25年3月31日現在)		平成25年度 (平成26年3月31日現在)	
	金　額	構成比 (%)	金　額	構成比 (%)	金　額	構成比 (%)
(負債の部)						
保険契約準備金	372,679	93.72	364,465	90.34	351,578	88.77
支払備金	(12,400)		(12,869)		(15,384)	
責任準備金	(360,279)		(351,596)		(336,194)	
その他負債	3,695	0.93	4,640	1.15	5,493	1.39
共同保険借	(306)		(280)		(240)	
再保険借	(1,138)		(1,077)		(1,388)	
外国再保険借	(80)		(964)		(1,333)	
未払法人税等	(146)		(124)		(106)	
金融派生商品	(—)		(—)		(204)	
未払金	(1,285)		(1,397)		(1,411)	
仮受金	(675)		(717)		(787)	
リース債務	(62)		(36)		(21)	
その他の負債	(—)		(41)		(—)	
退職給付引当金	2,961	0.74	3,010	0.75	3,020	0.76
役員退職慰労引当金	562	0.14	557	0.14	539	0.14
賞与引当金	403	0.10	299	0.07	284	0.07
特別法上の準備金	212	0.05	1,287	0.32	3,566	0.90
価格変動準備金	(212)		(1,287)		(3,566)	
負債の部合計	380,515	95.68	374,261	92.77	364,483	92.03
(純資産の部)						
資本金	5,153	1.30	5,153	1.28	5,153	1.30
資本剰余金	4,965	1.25	4,965	1.23	4,903	1.24
資本準備金	(4,903)		(4,903)		(4,903)	
その他資本剰余金	(62)		(62)		(—)	
利益剰余金	4,774	1.20	5,068	1.26	5,087	1.28
利益準備金	(290)		(290)		(290)	
その他利益剰余金	(4,484)		(4,778)		(4,797)	
繰越利益剰余金	((4,484))		((4,778))		((4,797))	
自己株式	△139	△0.04	△151	△0.04	△1	△0.00
株主資本合計	14,753	3.71	15,035	3.73	15,142	3.82
その他有価証券評価差額金	2,410	0.61	14,140	3.50	16,578	4.19
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—	△141	△0.04
評価・換算差額等合計	2,410	0.61	14,140	3.50	16,436	4.15
純資産の部合計	17,163	4.32	29,175	7.23	31,578	7.97
負債及び純資産の部合計	397,678	100.00	403,437	100.00	396,062	100.00

※平成25年度貸借対照表の注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
   (1) 子会社等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っています。
   (2) 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法によっています。
   (3) その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものを除きます。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。
   なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
   (4) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っています。

2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

3. 有形固定資産の減価償却は定率法により行っています。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法により行っています。

4. 自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間に基づく定額法によっています。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。

6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準により、次のとおり計上しています。
   破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てています。
   今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てています。
   また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っています。

7. 退職給付に係る会計処理の方法として、退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、翌事業年度に一括費用処理することとしています。

8. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

9. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しています。

10. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

11. ヘッジ会計の方法は、次のとおりです。
(1) ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。
(2) ヘッジ手段は為替予約であり、ヘッジ対象は外貨建債券です。
(3) ヘッジ方針は、有価証券の為替リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規程に基づいた運用を実施しています。
(4) ヘッジ有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は1,266百万円、圧縮記帳額は1,320百万円です。

13. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありません。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸付金」といいます。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

14. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。

15. 責任準備金対応債券の貸借対照表計上額および時価ならびにリスク管理方針の概要は次のとおりです。
(1) 責任準備金対応債券の当事業年度末における貸借対照表計上額は96,946百万円、時価は97,485百万円です。
(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりです。
保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しています。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しています。なお、当社の小区分は満期戻長期保険の払戻積立金を設定しています。

16. 担保に供している資産は、有価証券999百万円です。

17. 関係会社に対する金銭債権の総額は7,046百万円です。

18. 繰延税金資産の総額は10,556百万円、繰延税金負債の総額は6,598百万円です。
なお、繰延税金資産の総額の算出にあたって、評価性引当額1,093百万円を控除しています。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金5,244百万円、退職給付引当金927百万円、支払備金621百万円、価格変動準備金1,095百万円、有価証券572百万円および為替ヘッジ62百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差益6,598百万円です。
また、法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正については、次のとおりです。
「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の33.26%から30.71%に変更されています。
この変更により、法人税等調整額が187百万円増加し、当期純利益が187百万円減少しています。また、繰延税金資産が187百万円減少しています。

19. 1株当たりの純資産額は2,952円74銭です。算定上の基礎である純資産の部の合計は31,578百万円、普通株式に係る期末の純資産額は26,477百万円、期末普通株式数は8,966千株です。

20. 親会社株式の額はありません。

21. 子会社株式の額は174百万円です。

22. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ) に掲げる保険を除きます。）	15,436百万円
同上に係る出再支払備金	1,486百万円
差　引 (イ)	13,950百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金 (ロ)	1,434百万円
計 (イ+ロ)	15,384百万円

23. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	53,530百万円
同上に係る出再責任準備金	5,575百万円
差　引 (イ)	47,955百万円
その他の責任準備金 (ロ)	288,238百万円
計 (イ+ロ)	336,194百万円

24. 上記における親会社、子会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

② 損益計算書

（単位:百万円）

科目＼年度		平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	平成24年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	平成25年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
		金額	金額	金額
経常損益の部	経常収益	109,234	91,104	84,000
	保険引受収益	93,860	80,236	78,540
	正味収入保険料	(38,141)	(34,011)	(31,703)
	収入積立保険料	(50,366)	(32,291)	(26,624)
	積立保険料等運用益	(5,349)	(5,249)	(4,810)
	責任準備金戻入額	(—)	(8,683)	(15,401)
	為替差益	(2)	(—)	(—)
	資産運用収益	15,243	10,811	5,353
	利息及び配当金収入	(5,717)	(4,577)	(4,675)
	金銭の信託運用益	(—)	(2)	(—)
	有価証券売却益	(14,558)	(11,400)	(5,411)
	為替差益	(1)	(—)	(—)
	その他運用収益	(315)	(80)	(77)
	積立保険料等運用益振替	(△5,349)	(△5,249)	(△4,810)
	その他経常収益	131	56	106
	貸倒引当金戻入額	(30)	(6)	(30)
	その他の経常収益	(101)	(50)	(75)
	経常費用	110,668	90,008	80,711
	保険引受費用	89,476	76,086	71,178
	正味支払保険金	(23,529)	(20,642)	(19,148)
	損害調査費	(1,192)	(1,360)	(1,447)
	諸手数料及び集金費	(7,935)	(6,920)	(6,051)
	満期返戻金	(47,359)	(46,485)	(41,845)
	契約者配当金	(199)	(177)	(143)
	支払備金繰入額	(810)	(469)	(2,514)
	責任準備金繰入額	(8,423)	(—)	(—)
	為替差損	(—)	(5)	(4)
	その他保険引受費用	(25)	(25)	(22)
	資産運用費用	10,844	4,398	178
	金銭の信託運用損	(46)	(5)	(—)
	有価証券売却損	(6,830)	(3,287)	(84)
	有価証券評価損	(3,911)	(1,075)	(29)
	金融派生商品費用	(31)	(27)	(—)
	その他運用費用	(24)	(2)	(64)
	営業費及び一般管理費	10,301	9,408	9,313
	その他経常費用	46	114	41
	その他の経常費用	(46)	(114)	(41)
	経常利益	△1,433	1,096	3,288
特別損益の部	特別利益	1,344	0	—
	特別法上の準備金戻入額	(1,344)	(—)	(—)
	価格変動準備金戻入額	((1,344))	((—))	((—))
	その他特別利益	(—)	(0)	(—)
	特別損失	0	1,082	3,187
	不動産動産処分損	(0)	(7)	(5)
	減損損失	(—)	(—)	(902)
	特別法上の準備金繰入額	(—)	(1,074)	(2,278)
	価格変動準備金繰入額	((—))	((1,074))	((2,278))
	その他特別損失	(—)	(0)	(—)
	税引前当期純利益（純剰余）	△90	13	101
	法人税及び住民税	160	118	51
	法人税等調整額	1,702	△553	△263
	法人税等合計	1,862	△435	△211
	当期純利益（純剰余）	△1,952	448	313

※平成25年度損益計算書の注記

1. 関係会社との取引による収益総額は104百万円、費用総額は231百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	43,163百万円
支払再保険料	11,460百万円
差　引	31,703百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	23,660百万円
回収再保険金	4,512百万円
差　引	19,148百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	8,009百万円
出再保険手数料	1,957百万円
差　引	6,051百万円

(4) 支払備金繰入額 (△は支払備金戻入額) の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ) に掲げる保険を除きます。)	3,583百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	1,085百万円
差　引 (イ)	2,497百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額 (ロ)	17百万円
計 (イ+ロ)	2,514百万円

(5) 責任準備金繰入額 (△は責任準備金戻入額) の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	913百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	3,397百万円
差　引 (イ)	△2,483百万円
その他の責任準備金繰入額 (ロ)	△12,918百万円
計 (イ+ロ)	△15,401百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	2百万円
コールローン利息	33百万円
買入金銭債権利息	3百万円
有価証券利息・配当金	4,516百万円
貸付金利息	118百万円
その他利息・配当金	1百万円
計	4,675百万円

3. 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は480百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	212百万円
利息費用	30百万円
期待運用収益	−百万円
数理計算上の差異の費用処理額	238百万円
計	480百万円

4. 当期における法定実効税率は33.26%です。

5. 1株当たりの当期純利益は23円65銭です。算定上の基礎である当期純利益は313百万円、普通株式に係る当期純利益は213百万円、普通株式の期中平均株式数は9,014千株です。

6. 関連当事者との重要な取引は下記のとおりです。

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	野村ホールディングス株式会社	(被所有) 直接 12.55% 間接 38.91%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	ー 104	貸付金 未収収益	7,000 10
同一の親会社を持つ会社	野村信託銀行株式会社	ー	コールローン	コールローン 利息の受取	30,000 0	コールローン 未収収益	ー ー

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等
1.貸付利率は市場金利をベースに設定し、貸付期間等についても一般の取引条件と同様に決定しています。
2.コールローンの利率は市場金利に基づきます。

7. 上記における親会社、関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

③ 株主資本等変動計算書

平成25年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

（単位:百万円）

区分	株主資本										評価・換算差額等			
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						特別準備金	繰越利益剰余金							
当期首残高	5,153	4,903	62	4,965	290	―	4,778	5,068	△151	15,035	14,140	―	14,140	29,175
当期変動額														
剰余金の配当							△154	△154		△154				△154
当期純利益または当期純損失（△）							313	313		313				313
特別準備金の戻入														―
自己株式の取得									△51	△51				△51
自己株式の消却			△62	△62			△139	△139	202	―				―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											2,437	△141	2,296	2,296
当期変動額合計	―	―	△62	△62	―	―	19	19	150	106	2,437	△141	2,296	2,403
当期末残高	5,153	4,903	―	4,903	290	―	4,797	5,087	△1	15,142	16,578	△141	16,436	31,578

平成24年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

（単位:百万円）

区分	株主資本										評価・換算差額等			
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						特別準備金	繰越利益剰余金							
当期首残高	5,153	4,903	62	4,965	290	―	4,484	4,774	△139	14,753	2,410	―	2,410	17,163
当期変動額														
剰余金の配当							△154	△154		△154				△154
当期純利益または当期純損失（△）							448	448		448				448
特別準備金の戻入														―
自己株式の取得									△12	△12				△12
自己株式の消却														―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											11,729	―	11,729	11,729
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	294	294	△12	282	11,729	―	11,729	12,012
当期末残高	5,153	4,903	62	4,965	290	―	4,778	5,068	△151	15,035	14,140	―	14,140	29,175

平成23年度（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

（単位:百万円）

区分	株主資本													
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等			純資産合計
		資本準備金	その他資本金剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
						特別準備金	繰越利益剰余金							
当期首残高	5,153	4,903	62	4,965	290	7,400	△808	6,881	△123	16,876	1,499	—	1,499	18,376
当期変動額														
剰余金の配当							△154	△154		△154				△154
当期純利益または当期純損失（△）							△1,952	△1,952		△1,952				△1,952
特別準備金の戻入						△7,400	7,400	—		—				—
自己株式の取得									△16	△16				△16
自己株式の消却														—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											910	—	910	910
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,400	5,292	△2,107	△16	△2,123	910	—	910	△1,212
当期末残高	5,153	4,903	62	4,965	290	—	4,484	4,774	△139	14,753	2,410	—	2,410	17,163

※平成25年度株主資本等変動計算書の注記

○自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
自己株式（注） 普通株式	214	108	319	3
合　計	214	108	319	3

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加108千株は、既存株主からの買取り等による増加です。
また普通株式の自己株式の株式数の減少319千株は、消却による減少です。

④ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目＼年度	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益または純損失	△90
減価償却費	896
支払備金の増減額（△は減少）	810
責任準備金の増減額（△は減少）	8,423
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△30
退職給付引当金の増減額（△は減少）	106
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△77
賞与引当金の増減額（△は減少）	△83
価格変動準備金の増減額（△は減少）	△1,344
利息及び配当金収入	△5,717
有価証券関係損益（△は益）	△3,816
為替差損益（△は益）	―
有形固定資産関係損益（△は益）	0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	1,488
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	221
その他	132
小　計	920
利息及び配当金の受取額	5,967
法人税等の支払額	△114
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,773
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	―
買入金銭債権の売却・償還による収入	88
金銭の信託の増加による支出	―
金銭の信託の減少による収入	77
有価証券の取得による支出	△302,361
有価証券の売却・償還による収入	342,252
貸付けによる支出	△88
貸付金の回収による収入	595
資産運用活動計	40,563
営業活動および資産運用活動計	(47,336)
有形固定資産の取得による支出	△15
無形固定資産の取得による支出	△667
その他	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,880
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	―
自己株式の取得による支出	△16
配当金の支払額	△154
その他	△29
財務活動によるキャッシュ・フロー	△200
現金及び現金同等物に係る換算差額	―
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	46,453
現金及び現金同等物の期首残高	71,168
現金及び現金同等物の期末残高	117,622

（注）平成24年度より連結財務諸表を作成しているため、平成24年度のキャッシュ・フロー計算書は後記 5.当社およびその子会社等の財産の状況（1）連結財務諸表 ④連結キャッシュ・フロー計算書に記載しています。

⑤ 1株当たり配当等

区分 ＼ 年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
利益金に関する諸指標	1株当たり配当額	普通株式 6円 甲種優先株式 48円	普通株式 6円 甲種優先株式 48円	普通株式 6円 甲種優先株式 48円
	1株当たり当期純利益	△224円74銭	38円38銭	23円65銭
	配当性向	―	15.63%	25.37%

（注）1株当たり当期純利益は $\frac{\text{普通株式に係る当期利益}}{\text{期中平均株式数（加重平均）}}$ により算出しています。

⑥ 1株当たり純資産額

（単位:円）

区分 ＼ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1株当たり純資産額	1,323.25	2,652.61	2,952.74

⑦ 従業員1人当たり総資産

（単位:百万円）

区分 ＼ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
従業員1人当たり総資産	609	671	717

【2】リスク管理債権

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	—	—	—
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—	—
合　計	—	—	—
貸付金残高に対する比率	—	—	—
（参考）貸付金残高	8,238	7,230	7,234

（注）各債権の意義は次のとおりです。

1. 破綻先債権
   破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」といいます。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
2. 延滞債権
   延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外のものです。
3. 3ヵ月以上延滞債権
   3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
4. 貸付条件緩和債権
   貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

【3】元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

当年度、前年度、前々年度とも該当はありません。

【4】債務者区分に基づいて区分された債権

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	8,256	7,246	7,249
合　計	8,256	7,246	7,249

（注）各債権の意義は次のとおりです。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
   破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権の額です。
2. 危険債権
   危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権の額です。
3. 要管理債権
   要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金（元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金です。（上記1および2に掲げる債権を除きます。）以下同じです。）および条件緩和貸付金（債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（上記1および2に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除きます。））の額です。
4. 正常債権
   正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額です。

【5】保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
（A）単体ソルベンシー・マージン総額	30,564	48,313	54,290
資本金または基金等	14,598	14,880	14,988
価格変動準備金	212	1,287	3,566
危険準備金	32	29	27
異常危険準備金	10,680	11,859	11,549
一般貸倒引当金	16	14	14
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	2,567	17,555	20,859
土地の含み損益	△476	△469	32
払戻積立金超過額	—	—	—
負債性資本調達手段等	—	—	—
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—	—
控除項目	—	—	—
その他	2,932	3,155	3,252
（B）単体リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6$	16,888	18,596	18,452
一般保険リスク（R_1）	2,991	3,034	3,045
第三分野保険の保険リスク（R_2）	1	0	0
予定利率リスク（R_3）	1,552	1,440	1,320
資産運用リスク（R_4）	12,002	13,822	13,812
経営管理リスク（R_5）	383	418	415
巨大災害リスク（R_6）	2,623	2,615	2,600
（C）単体ソルベンシー・マージン比率 [（A）／{（B）×1/2}]×100	361.9%	519.6%	588.4%

（注）「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の（B））に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。

①保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除きます。）

②予定利率上の危険（予定利率リスク）
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

③資産運用上の危険（資産運用リスク）
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④経営管理上の危険（経営管理リスク）
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの

⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除きます。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【6】時価情報等

① 有価証券

a.売買目的有価証券

当年度・前年度・前々年度とも該当はありません。

b.満期保有目的の債券

当年度・前年度・前々年度とも該当はありません。

c.責任準備金対応債券

(単位:百万円)

種　類		平成23年度(平成24年3月31日現在)			平成24年度(平成25年3月31日現在)			平成25年度(平成26年3月31日現在)		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	―	―	―	47,125	47,713	588	57,121	57,681	559
	外国証券	―	―	―	―	―	―	3,000	3,000	0
	小　計	―	―	―	47,125	47,713	588	60,121	60,681	559
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	―	―	―	48,793	48,758	△35	35,825	35,803	△21
	外国証券	―	―	―	1,000	1,000	―	1,000	1,000	―
	小　計	―	―	―	49,793	49,758	△35	36,825	36,803	△21
合　計		―	―	―	96,919	97,472	553	96,946	97,485	538

d.子会社株式および関連会社株式

当年度・前年度・前々年度とも子会社株式の市場価格はなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

e.その他有価証券

(単位:百万円)

種　類		平成23年度(平成24年3月31日現在)			平成24年度(平成25年3月31日現在)			平成25年度(平成26年3月31日現在)		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	150,402	149,435	967	76,746	74,846	1,899	69,697	68,126	1,571
	株式	18,358	13,002	5,355	36,276	25,090	11,186	38,465	24,399	14,065
	外国証券	14,284	14,003	281	52,853	48,653	4,199	69,820	63,723	6,097
	その他	2,906	2,742	163	11,480	8,837	2,642	11,640	9,850	1,790
	小　計	185,951	179,184	6,767	177,356	157,427	19,928	189,624	166,100	23,524
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	17,513	17,590	△77	3,945	4,017	△72	25,356	25,420	△64
	株式	15,751	17,986	△2,235	1,554	1,669	△115	1,992	2,120	△128
	外国証券	14,564	15,058	△493	11,534	11,689	△155	21,614	21,745	△131
	その他	10,518	11,627	△1,108	1,123	1,202	△79	136	161	△24
	小　計	58,347	62,262	△3,915	18,157	18,579	△422	49,100	49,448	△347
合　計		244,299	241,446	2,852	195,513	176,007	19,505	238,725	215,548	23,176

(注)当会計年度において、その他有価証券(時価を把握することが極めて困難であるものを除きます。)について20百万円(うち、株式4百万円、その他の証券16百万円)減損処理を行なっています。
なお、有価証券の減損にあたっては、時価を把握することが極めて困難であるものを除く有価証券については、時価の帳簿価額に対する下落率が50%以上の銘柄はすべて減損を行い、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行うこととしています。
時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めていません。

f. 売却した責任準備金対応債券

(単位:百万円)

種　類	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	—	—	—	—	—	—	18,118	5	11
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	—	—	—	—	—	—	18,118	5	11

g. 売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種　類	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	266,595	5,882	—	480,595	5,534	43	97,289	700	71
株　式	26,781	6,859	6,162	11,063	2,839	2,780	6,782	2,965	—
外国証券	22,331	1,284	622	36,791	2,366	378	21,094	1,459	1
その他	4,811	499	34	8,473	660	85	2,588	279	—
合　計	320,519	14,525	6,818	536,924	11,400	3,287	127,754	5,405	72

h.時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

種　類	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	174	174	174
株　式	174	174	174
外国証券	—	—	—
その他有価証券	5,092	4,531	1,485
公社債	0	0	0
株　式	4,148	3,589	1,485
外国証券	—	—	—
その他	944	942	0
（うち主なもの）			
優先株式	(942)	(942)	(　—)
出資金	(　1)	(　0)	(　0)

（注）当年度において、その他有価証券で時価を把握するのが極めて困難と認められるものについて9百万円 （うち、株式9百万円）減損処理を行っています。時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し回復が見込まれない場合は、実質価額とその取得原価との差額の減損処理を行うこととしています。

i. 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

種　類	平成23年度				平成24年度				平成25年度			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
責任準備金対応債券												
国　債	－	－	－	－	26,997	－	16,517	－	－	－	2,985	－
地方債	－	－	－	－	－	20,254	311	－	8,151	16,828	－	－
社　債	－	－	－	－	－	16,413	15,423	－	2,999	46,718	15,262	－
外国証券	－	－	－	－	1,000	－	－	－	4,000	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの												
国　債	1,796	905	75,168	35,407	455	430	17,517	10,440	1,301	119	－	1,998
地方債	2,010	4,754	4,414	107	1,709	1,229	3,219	828	1,114	289	7,195	－
社　債	6,216	15,932	10,840	10,360	2,312	19,551	16,005	6,990	4,785	22,127	36,678	19,444
外国証券	6,163	15,634	156	－	4,452	27,027	28,887	－	8,828	36,921	39,738	3,210
その他	63	1,457	1,357	－	－	2,754	150	－	445	2,344	422	－
合　計	16,250	38,686	91,936	45,875	36,928	87,663	98,032	18,259	31,627	125,349	102,282	24,654

② 金銭の信託

a.運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

種　類	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
金銭の信託	64	64	—	—	—	—	—	—	—

b.満期保有目的の金銭の信託

当年度・前年度・前々年度とも該当はありません。

c.運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

当年度・前年度・前々年度とも該当はありません。

③ デリバティブ取引関係

a.重要なヘッジ会計の方法

（a）ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっています。

（b）ヘッジ手段は為替予約であり、ヘッジ対象は外貨建債券です。

（c）ヘッジ方針は、有価証券の為替リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規定に基づいた運用を実施しています。

（d）ヘッジ有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。

b.デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

（a）ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

（b）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（株式関連）

（単位:百万円）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成23年度				平成24年度				平成25年度			
			契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
繰延ヘッジ	個別株オプション買建プット	株式	967 (36)	―	4	△31	― (―)	―	―	△4	― (―)	―	―	―
合　計			967 (36)	―	4	△31	― (―)	―	―	△4	― (―)	―	―	―

（為替関連）

（単位:百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ	為替予約取引売建米ドル	外貨建債券	―	―	―	―	―	―	33,831	―	△204
合　計			―	―	―	―	―	―	33,831	―	△204

（注1） 時価については、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しています。
（注2） 上記契約額等欄の（　）内の金額はオプション料です。

【7】その他

① 当社は保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法第436条第2項の規定に基づいて新日本有限責任監査法人の監査を受けています。また当社の財務諸表は当年度、前年度、前々年度ともに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて新日本有限責任監査法人の監査を受けています。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しています。

② 当社の平成25年度に係る財務諸表に記載した内容が、すべての重要な点において適正に表示されていることを当社の経営者が確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

a. 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。

b. 内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役会へ報告を行う態勢にあること。

c. 重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。

3 当社およびその子会社等の概況

【1】当社およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成

当社および当社の子会社は、保険事業の一環として、当該事業を行っています。当社および当社の子会社の主な事業の内容と、関係会社の位置付けは次のとおりです。

〈事業内容〉

○ **損害保険事業および損害保険代理業**

当社は、損害保険事業を行っています。朝日火災ビジネス・サービス株式会社は、損害保険代理業を行っています。

〈企業集団等の概要図〉

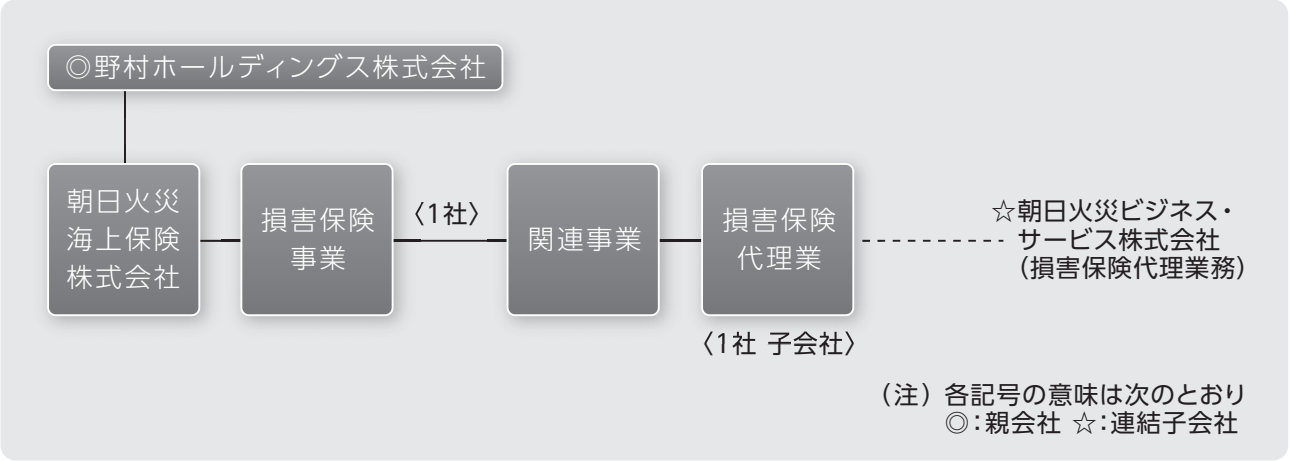

【2】子会社に関する事項

名　称	住　所	資本金	事業内容	設立年月日	当社が議決権に占める割合	当社の他の子会社等が議決権に占める割合
朝日火災ビジネス・サービス株式会社	東京都千代田区神田美土代町9番17号	100百万円	事務代行・損害保険および生命保険代理業務	昭和63年9月29日	100%	－

4 当社およびその子会社等の主要な業務

【1】当期の事業の概況（連結）

当連結会計年度の日本経済は、政府の「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を基本方針とする「三本の矢」による一体的な取組や日銀の金融緩和政策が進められたことから、株価の回復や円安傾向が継続し緩やかな回復基調を辿りました。これに伴い、企業業績の伸展、家計における消費マインドの改善が見られるなど、設備投資や家計消費等の内需を中心とした景気回復の動きが広がりました。

損害保険業界においては、高い水準で推移していた自動車保険の損害率を改善すべく、各社が保険料の改定を行ったものの、台風や大気不安定による大雨、竜巻、大雪等の自然災害が頻発したことにより保険金の支払いが増加し、依然、厳しい経営環境となりました。

こうした環境下、当社は「お客様が心から満足し感動するサービス」を提供することでお客様からの信頼を獲得するとともに、保険引受利益の拡大と堅実な資産運用を通じて安定的に利益を生む強固な財務基盤を持つ会社になるために、平成25年4月から中期経営計画をスタートさせました。

当連結会計年度においては、中期経営計画の基本方針に則り、コンパクトかつ効率的な組織の実現、営業オペレーション改革、代理店網の再構築などの体制整備を行う一方、システム費用や社有車の削減等の経費削減を実行しました。また、資産運用においても、前連結会計年度に引き続き、責任準備金対応債券による運用、保有株式の売却等を行い、リスクの低減に努めました。

この結果、当連結会計年度における業績は以下のとおりとなりました。

正味収入保険料は、代理店網の再構築に伴う既存契約の見直し等の影響で前期比2,307百万円減の31,703百万円となりましたが、堅実なアンダーライティングが実を結び、正味支払保険金は前期比1,494百万円減の19,148百万円となりました。

利息及び配当金収入は前期比97百万円増の4,675百万円となりました。有価証券売却益は前期比5,989百万円減の5,411百万円となりました。また、有価証券評価損は前期比1,046百万円減の29百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常収益は前期比7,088百万円減の84,027百万円、経常費用は前期比9,250百万円減の80,746百万円、経常利益は3,280百万円となりました。これに特別損失として資産価格が下落するリスクに備えるために価格変動準備金へ2,278百万円繰り入れ、その他法人税及び住民税、法人税等調整額を減じた当期純利益は304百万円となりました。また、連結ソルベンシー・マージン比率は、前期の521.7%から592.6%に改善することができました。

【2】連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位:百万円）

科目＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	―	91,115	84,027
経常利益	―	1,118	3,280
当期純利益	―	464	304
包括利益	―	12,194	2,600
純資産額	―	29,192	31,709
総資産額	―	403,475	396,032
連結ソルベンシー・マージン比率	360.6%	521.7%	592.6%

（注）平成24年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していませんが、連結ソルベンシー・マージン比率については、平成23年度より参考開示しているため記載しています。

5 当社およびその子会社等の財産の状況

【1】連結財務諸表

① 連結貸借対照表

(単位:百万円)

年度 / 科目	平成24年度（平成25年3月31日現在）		平成25年度（平成26年3月31日現在）	
	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）
(資産の部)				
現金及び預貯金	7,570	1.88	6,619	1.67
現金	(4)		(0)	
預貯金	(7,565)		(6,618)	
コールローン	75,000	18.59	30,000	7.58
買入金銭債権	144	0.04	94	0.02
有価証券	296,963	73.59	337,157	85.13
国債	(72,360)		(6,405)	
地方債	(27,553)		(33,580)	
社債	(76,696)		(148,015)	
株式	(41,419)		(41,943)	
外国証券	(65,387)		(95,435)	
その他の証券	(13,545)		(11,777)	
貸付金	7,230	1.79	7,234	1.83
保険約款貸付	(230)		(234)	
一般貸付	(7,000)		(7,000)	
有形固定資産	1,231	0.31	281	0.07
土地	(521)		(13)	
建物	(561)		(147)	
リース資産	(36)		(21)	
その他の有形固定資産	(112)		(98)	
無形固定資産	5,403	1.34	5,269	1.33
ソフトウェア	(2,071)		(1,758)	
ソフトウェア仮勘定	(3,308)		(3,487)	
その他の無形固定資産	(23)		(23)	
その他資産	6,342	1.57	6,713	1.70
未収保険料	(40)		(83)	
代理店貸	(1,934)		(2,358)	
共同保険貸	(121)		(69)	
再保険貸	(1,425)		(1,177)	
外国再保険貸	(59)		(54)	
未収金	(289)		(413)	
未収収益	(365)		(626)	
預託金	(917)		(933)	
仮払金	(1,177)		(984)	
その他の資産	(10)		(11)	
繰延税金資産	3,770	0.93	2,810	0.71
貸倒引当金	△180	△0.04	△147	△0.04
資産の部合計	403,475	100.00	396,032	100.00

(単位:百万円)

年度 / 科目	平成24年度（平成25年3月31日現在）		平成25年度（平成26年3月31日現在）	
	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）
(負債の部)				
保険契約準備金	364,465	90.33	351,578	88.77
支払備金	(12,869)		(15,384)	
責任準備金等	(351,596)		(336,194)	
その他負債	4,650	1.15	5,496	1.39
共同保険借	(280)		(240)	
再保険借	(1,077)		(1,388)	
外国再保険借	(964)		(1,333)	
未払法人税等	(124)		(106)	
金融派生商品	(—)		(204)	
未払金	(1,405)		(1,414)	
仮受金	(717)		(787)	
リース債務	(36)		(21)	
その他の負債	(43)		(—)	
退職給付に係る負債	3,011	0.75	2,847	0.72
役員退職慰労引当金	557	0.14	539	0.14
賞与引当金	308	0.08	293	0.07
特別法上の準備金	1,287	0.32	3,566	0.90
価格変動準備金	(1,287)		(3,566)	
繰延税金負債	0	0.00	1	
負債の部合計	374,282	92.77	364,483	91.99
(資本の部)				
株主資本				
資本金	5,153		5,153	
資本剰余金	4,965		4,903	
資本準備金	(4,903)		(4,903)	
その他資本剰余金	(62)		(—)	
利益剰余金	5,085		5,095	
利益準備金	(290)		(290)	
その他利益剰余金	(4,795)		(4,805)	
繰越利益剰余金	((4,795))		((4,805))	
自己株式	△151		△1	
株主資本合計	15,052	3.73	15,150	3.83
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金	14,140		16,578	
繰延ヘッジ損益	—		△141	
退職給付に係る調整累計額	—		122	
その他の包括利益累計額合計	14,140	3.50	16,558	4.18
純資産の部合計	29,192	7.23	31,709	8.01
負債及び純資産の部合計	403,475	100.00	396,032	100.00

（注）平成24年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

② 連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
		金額	金額
経常損益の部	経常収益	91,115	84,027
	保険引受収益	80,236	78,540
	正味収入保険料	(34,011)	(31,703)
	収入積立保険料	(32,291)	(26,624)
	積立保険料等運用益	(5,249)	(4,810)
	責任準備金等戻入額	(8,683)	(15,401)
	資産運用収益	10,811	5,353
	利息及び配当金収入	(4,578)	(4,675)
	金銭の信託運用益	(2)	(ー)
	有価証券売却益	(11,400)	(5,411)
	その他運用収益	(80)	(77)
	積立保険料等運用益振替	(△5,249)	(△4,810)
	その他経常収益	67	133
	貸倒引当金戻入額	(6)	(30)
	その他の経常収益	(61)	(103)
	経常費用	89,997	80,746
	保険引受費用	75,882	70,946
	正味支払保険金	(20,642)	(19,148)
	損害調査費	(1,360)	(1,447)
	諸手数料及び集金費	(6,715)	(5,819)
	満期返戻金	(46,485)	(41,845)
	契約者配当金	(177)	(143)
	支払備金繰入額	(469)	(2,514)
	為替差損	(5)	(4)
	その他保険引受費用	(25)	(22)
	資産運用費用	4,398	178
	金銭の信託運用損	(5)	(ー)
	有価証券売却損	(3,287)	(84)
	有価証券評価損	(1,075)	(29)
	金融派生商品費用	(27)	(ー)
	その他運用費用	(2)	(64)
	営業費及び一般管理費	9,601	9,580
	その他経常費用	114	41
	その他の経常費用	(114)	(41)
	経常利益	1,118	3,280
特別損益の部	特別利益	0	ー
	その他特別利益	(0)	(ー)
	特別損失	1,082	3,187
	不動産動産処分損	(7)	(5)
	減損損失	(ー)	(902)
	特別法上の準備金繰入額	(1,074)	(2,278)
	価格変動準備金繰入額	((1,074))	((2,278))
	その他特別損失	(0)	(ー)
	税引前当期純利益(純剰余)	36	93
	法人税及び住民税等	122	53
	法人税等調整額	△549	△264
	法人税等合計	△427	△211
	少数株主損益調整前当期純利益	464	304
	当期純利益(純剰余)	464	304

(注)平成24年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

③ 連結包括利益計算書

（単位:百万円）

科目＼年度	平成24年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	平成25年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
	金額	金額
少数株主損益調整前当期純利益	464	304
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11,729	2,437
繰延ヘッジ損益	―	△141
その他の包括利益合計	11,729	2,296
包括利益	12,194	2,600
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	12,194	2,600
少数株主に係る包括利益	―	―

（注）平成24年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

④ 連結キャッシュ・フロー計算書

（単位:百万円）

科目＼年度	平成24年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	平成25年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	36	93
減価償却費	914	868
減損損失	—	902
支払備金の増減額（△は減少）	469	2,514
責任準備金等の増減額（△は減少）	△8,683	△15,401
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△42	△33
退職給付引当金の増減額（△は減少）	49	—
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△4	△18
賞与引当金の増減額（△は減少）	△102	△14
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	—	△164
価格変動準備金の増減額（△は減少）	1,074	2,278
利息及び配当金収入	△4,578	△4,675
有価証券関係損益（△は益）	△7,009	△5,296
有形固定資産関係損益（△は益）	7	5
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は増加）	873	△10
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は減少）	1,089	614
その他	△67	59
小　計	△15,973	△18,277
利息及び配当金の受取額	4,596	4,026
法人税等の還付額	159	136
法人税等の支払額	△249	△224
営業活動によるキャッシュ・フロー	△11,466	△14,338
投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の売却・償還による収入	48	50
金銭の信託の減少による収入	60	—
有価証券の取得による支出	△669,124	△232,886
有価証券の売却･償還による収入	645,317	202,036
貸付けによる支出	△105	△95
貸付金の回収による収入	1,125	97
資産運用活動計	△22,677	△30,797
営業活動および資産運用活動計	△34,144	△45,136
有形固定資産の取得による支出	△46	△30
無形固定資産の取得による支出	△868	△559
その他	38	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,554	△31,385
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△12	△51
配当金の支払額	△154	△154
その他	△30	△19
財務活動によるキャッシュ・フロー	△196	△226
現金及び現金同等物に係る換算差額	−	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△35,217	△45,950
現金及び現金同等物の期首残高	117,677	82,460
現金及び現金同等物の期末残高	82,460	36,509

（注）平成24年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

⑤ 連結株主資本等変動計算書

平成25年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

（単位:百万円）

区　分	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,153	4,965	5,085	△151	15,052	14,140	―	―	14,140	29,192
当期変動額										
剰余金の配当			△154		△154					△154
当期純利益または当期純損失（△）			304		304					304
自己株式の取得				△51	△51					△51
自己株式の消却		△62	△139	202						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						2,437	△141	122	2,418	2,418
当期変動額合計	―	△62	10	150	97	2,437	△141	122	2,418	2,516
当期末残高	5,153	4,903	5,095	△1	15,150	16,578	△141	122	16,558	31,709

平成24年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

（単位:百万円）

区　分	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,153	4,965	4,776	△139	14,755	2,410	―	―	2,410	17,165
当期変動額										
剰余金の配当			△154		△154					△154
当期純利益または当期純損失（△）			464		464					464
自己株式の取得				△12	△12					△12
自己株式の消却										
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						11,729	―	―	11,729	11,729
当期変動額合計	―	―	309	△12	297	11,729	―	―	11,729	12,027
当期末残高	5,153	4,965	5,085	△151	15,052	14,140	―	―	14,140	29,192

（注）平成24年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

※平成25年度連結注記

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結の範囲に関する事項
   （1）連結子会社の数1社
   連結子会社の名称
   朝日火災ビジネス・サービス株式会社
   （2）主要な非連結子会社の名称
   該当事項はありません。
   （3）連結の範囲の変更
   該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項
   該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計処理基準に関する事項
   （1）有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
   ① 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法によっています。
   ② その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものを除きます。）の評価は、連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。
   なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
   ③ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っています。
   （2）デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
   （3）有形固定資産の減価償却は定率法により行っています。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法により行っています。
   （4）自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間に基づく定額法によって行っています。
   （5）外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
   （6）当社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準により、次のとおり計上しています。
   破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てています。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てています。
また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っています。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法として、退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、翌連結会計年度に一括費用処理することとしています。

(8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(9) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しています。

(10) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

(11) ヘッジ会計の方法は、次のとおりです。
① ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっています。
② ヘッジ手段は為替予約であり、ヘッジ対象は外貨建債券です。
③ ヘッジ方針は、有価証券の為替リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規定に基づいた運用を実施しています。
④ ヘッジ有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。

(12) 消費税等の会計処理は主として税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

<会計方針の変更等>

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」といいます。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」といいます。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除きます。)、退職給付債務を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しています。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が2,847百万円計上されています。また、その他の包括利益累計額が122百万円増加しています。

<連結貸借対照表の注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額は1,272百万円、圧縮記帳額は1,320百万円です。

2. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありません。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除きます。以下、「未収利息不計上貸付金」といいます。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
   (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
   なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
   (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。
   なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 責任準備金対応債券の連結貸借対照表計上額および時価ならびにリスク管理方針の概要は次のとおりです。
   (1) 責任準備金対応債券の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は96,946百万円、時価は97,485百万円です。
   (2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりです。
   保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しています。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しています。なお、当社の小区分は満期戻長期保険の払戻積立金を設定しています。

4. 担保に供している資産は、有価証券999百万円です。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

<連結キャッシュ・フロー計算書の注記>

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。（平成26年3月31日現在）

現金及び預貯金	6,619百万円
コールローン	30,000百万円
有価証券	337,157百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△110百万円
現金同等物以外の有価証券	△337,157百万円
現金及び現金同等物	36,509百万円

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

<連結株主資本等変動計算書の注記>

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

区　分	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	9,290	－	319	8,970
優先株式	2,084	－	－	2,084
合　計	11,374	－	319	11,054
自己株式（注）				
普通株式	214	108	319	3
合　計	214	108	319	3

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加108千株は、既存株主からの買取り等による増加です。
また普通株式発行済株式および自己株式の株式数の減少319千株は、消却による減少です。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年5月31日取締役会	普通株式	54	6	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	優先株式	100	48	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月26日取締役会	普通株式	利益剰余金	53	6	平成26年3月31日	平成26年6月30日
	優先株式	利益剰余金	100	48	平成26年3月31日	平成26年6月30日

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険事業を行っており、資産の運用にあたっては、損害保険会社の事業が公共性、社会性の高いものであることを鑑み、安全性、流動性を重視しつつ中長期的な収益確保を目指すことを基本とし、債券、特に確定利付債での運用を中心に行っています。また、運用に係る各種リスクの抑制を図るため、「統合的リスク管理方針」に定める資産運用リスクの「基本方針」に則り、厳正な運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として円貨建国内債券の債券を中心とする有価証券であり、債券のほか、株式、投資信託および組合出資金をその他有価証券として中長期的目的で保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。なお、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場株式1,485百万円が含まれています。また、外貨建債券および投資信託を保有しており、為替の変動リスクに晒されています。

その他、コールローンおよび国内の取引先に対する貸付金も保有しており、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、個別取引に際しては、厳正に信用リスクの分析・審査を行ったうえ、投融資を実施しています。与信管理は、「資産自己査定基準」に従い、各関連部署により行われ、内部監査部がその手続きおよび結果の妥当性について検証を行っています。貸付金は、銀行・政府保証および優良有価証券担保（国債等の債券・優良株式）の貸付を基本にしています。有価証券は「資産運用リスク管理規程」に基づき、発行体の格付け等を基準に銘柄の選別を厳しく行い、また、危険分散のため、同一銘柄への投資は過度に集中しないよう努めています。発行体の信用リスクに関しては、その信用情報や時価の把握に努め、適切な管理を行っています。

これらの実施状況については資産運用リスク管理委員会を通じ、定期的に取締役会へ報告しています。

② 市場リスクの管理

次のリスクについてはVaR等によりリスク量を把握し、適切に管理しています。その管理状況については資産運用リスク管理委員会を通じ、定期的に取締役会へ報告しています。

a. 金利リスクの管理

当社は、主に円貨建国内債券を中心に運用を行っており、有価証券の残高、含み損益の把握に加え、保有債券の金利感応度分析等により、リスクの把握・管理を行っています。また、「統合的リスク管理委員会（ALM分会）規程」において、金利リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、同規程に基づき、リスク管理部門であるコンプライアンス業務部、資産運用リスク管理部門である経理部および保険引受リスク管理部門である商品部は統合的リスク管理委員会（ALM分会）において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握するとともに、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等のモニタリングを行っています。

b. 為替リスクの管理

当社は、外貨建債券等については、投資額の総資産に対する割合を抑えながら、また、償還年月を分散することや為替ヘッジを行うことにより、為替リスクに対応しています。

c. 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の運用・管理については、「職務権限規程」および「資産運用リスク管理規程」に従い行っています。株式の多くは、営業と密接な関係のある政策目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、価格変動リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引を行うことがあります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項
平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません。((注2)参照)。

区　分	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預貯金	6,619	6,619	−
(2) コールローン	30,000	30,000	−
(3) 有価証券			
責任準備金対応債券	96,946	97,485	538
その他有価証券	238,725	238,725	−
(4) 貸付金	7,234		
貸倒引当金 (*1)	△14		
	7,220	7,220	−
資産計	379,512	380,050	538
デリバティブ取引 (*2)	△204	△204	−

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法
資産
(1) 現金及び預貯金
短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
(2) コールローン
短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
(3) 有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しています。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりです。
① 売買目的有価証券は保有していません。
② 満期保有目的の債券は保有していません。
③ 責任準備金対応債券の当連結会計年度中の売却額は18,118百万円であり、売却益の合計額は5百万円、売却損の合計額は11百万円です。また責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 公社債	57,121	57,681	559
	(2) 外国証券	3,000	3,000	0
	小　計	60,121	60,681	559
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 公社債	35,825	35,803	△21
	(2) 外国証券	1,000	1,000	−
	小　計	36,825	36,803	△21
合　計		96,946	97,485	538

④ その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は127,754百万円であり、売却益の合計額は5,405百万円、売却損の合計額は72百万円です。また、その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価または償却原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価または償却原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 公社債	69,697	68,126	1,571
	(2) 株　式	38,465	24,399	14,065
	(3) 外国証券	69,820	63,723	6,097
	(4) その他	11,640	9,850	1,790
	小　計	189,624	166,100	23,524
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 公社債	25,356	25,420	△64
	(2) 株　式	1,992	2,120	△128
	(3) 外国証券	21,614	21,745	△131
	(4) その他	136	161	△24
	小　計	49,100	49,448	△347
合　計		238,725	215,548	23,176

⑤ 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて20百万円減損処理を行っています。
⑥ 当連結会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(4) 貸付金
貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
なお、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

(5) デリバティブ取引
注記事項を参照してください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(3) 有価証券」に含めていません。

種　類	連結貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券 (*1)	
(1) 公社債	0
(2) 株式 (*2)	1,485
(3) その他	0
合　計	1,485

(*1) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて9百万円減損処理を行っています。
(*2) 非上場株式は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区分＼残存期間	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	6,619	−	−	−
コールローン	30,000	−	−	−
有価証券				
責任準備金対応債券				
国　債	−	−	2,985	−
地方債	8,151	16,828	−	−
社　債	2,999	46,718	15,262	−
外国証券	4,000	−	−	−
その他有価証券のうち満期があるもの				
国　債	1,301	119	−	1,998
地方債	1,114	289	7,195	−
社　債	4,785	22,127	36,678	19,444
外国証券	8,828	36,921	39,738	3,210
その他	445	2,344	422	−
貸付金 (※)	−	7,000	−	−
合　計	68,246	132,349	102,282	24,654

(※) 貸付金のうち、期間の定めのないもの234百万円は含めていません。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額	2,967円27銭
1株当たり当期純利益	22円67銭

【2】リスク管理債権

(単位:百万円)

区分＼年度	平成24年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	−	−
延滞債権額	−	−
3ヵ月以上延滞債権額	−	−
貸付条件緩和債権額	−	−
合　計	−	−
貸付金残高に対する比率	−	−
(参考) 貸付金残高	7,230	7,234

(注1) 各債権の意義は次のとおりです。

1. 破綻先債権
   破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下「未収利息不計上貸付金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
2. 延滞債権
   延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外のものです。
3. 3ヵ月以上延滞債権
   3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
4. 貸付条件緩和債権
   貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(注2) 平成24年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

【3】当社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）

（単位:百万円）

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	30,390	48,337	54,478
資本金または基金等	14,598	14,898	14,996
価格変動準備金	212	1,287	3,566
危険準備金	32	29	27
異常危険準備金	10,680	11,859	11,549
一般貸倒引当金	16	14	14
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	2,567	17,555	20,859
土地の含み損益	△476	△469	32
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の合計額（税効果控除前）	－	－	176
保険料積立金等余剰部分	－	－	－
負債性資本調達手段等	－	－	－
保険料積立金等余剰部分および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	－	－	－
少額短期保険業者に係るマージン総額	－	－	－
控除項目	174	－	－
その他	2,932	3,162	3,255
(B) 連結リスクの合計額 $\sqrt{[\{\sqrt{(R_1^2+R_2^2)}+R_3+R_4\}^2+(R_5+R_6+R_7)^2]}+R_8+R_9$	16,854	18,530	18,386
損害保険契約の一般保険リスク（R_1）	2,991	3,034	3,045
生命保険契約の保険リスク（R_2）	－	－	－
第三分野保険の保険リスク（R_3）	1	0	0
少額短期保険業者の保険リスク（R_4）	－	－	－
予定利率リスク（R_5）	1,552	1,440	1,320
生命保険契約の最低保証リスク（R_6）	－	－	－
資産運用リスク（R_7）	11,967	13,756	13,746
経営管理リスク（R_8）	382	416	414
損害保険契約の巨大災害リスク（R_9）	2,623	2,615	2,600
(C) 連結ソルベンシー・マージン比率 [(A) ／ {(B) ×1/2}] ×100	360.6%	521.7%	592.6%

（注1）「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2（連結ソルベンシー・マージン）および第88条（連結リスク）ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

（注2）平成24年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していませんが、連結ソルベンシー・マージン比率については、平成23年度より参考開示しているため記載しています。

〈連結ソルベンシー・マージン比率〉
・当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において損害保険代理業を営んでいます。
・損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」です。
・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。
① 保険引受上の危険（損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスクおよび少額短期保険業者の保険リスク）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除きます。）
② 予定利率上の危険（予定利率リスク）
積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③ 最低保証上の危険（生命保険契約の最低保証リスク）
変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
④ 資産運用上の危険（資産運用リスク）
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
⑤ 経営管理上の危険（経営管理リスク）
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④および⑥以外のもの
⑥ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）
通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害（関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害）により発生し得る危険
・「当社およびその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力」とは、当社およびその子会社の純資産（剰余金処分額を除きます。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、国内の土地の含み益の一部等の総額です。
・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【4】連結決算セグメント情報

<セグメント情報>

当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

<関連情報>

当連結会計年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位:百万円）

	火災	傷害	自動車	自動車損害賠償責任	満期戻長期	その他	合　計
外部顧客への売上高	5,446	2,877	12,418	4,383	1,420	5,156	31,703

（注）売上高は正味収入保険料の金額を記載しています。

2. 地域ごとの情報
（1）売上高
本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。
（2）有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
3. 主要な顧客ごとの情報
該当事項はありません。

前連結会計年度（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）
1. 製品およびサービスごとの情報

（単位:百万円）

	火災	傷害	自動車	自動車損害賠償責任	満期戻長期	その他	合　計
外部顧客への売上高	6,696	2,803	13,011	4,190	2,137	5,172	34,011

（注）売上高は正味収入保険料の金額を記載しています。

2. 地域ごとの情報
（1）売上高
本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。
（2）有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
3. 主要な顧客ごとの情報
該当事項はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

<報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

該当事項はありません。

【5】その他

① 当社は保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法第436条第2項の規定に基づいて新日本有限責任監査法人の監査を受けています。また当社の財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて新日本有限責任監査法人の監査を受けています。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しています。

② 当社の平成25年度に係る財務諸表に記載した内容が、すべての重要な点において適正に表示されていることを当社の経営者が確認しました。
当該確認を行うにあたり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
a. 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
b. 内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役会へ報告を行う体制にあること。
c. 重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。

朝日火災の現状2014

平成26年7月発行

朝日火災海上保険株式会社

総合企画部

〒101−8655 東京都千代田区神田美土代町7番地

TEL（03）3294−2111（大代表）

ホームページ：http://www.asahikasai.co.jp/

Disclosure

2014

朝日火災の現状

平成26年版／平成25年度決算

朝日火災海上保険株式会社
〒101-8655　東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL:03-3294-2111（大代表）
http://www.asahikasai.co.jp/

この冊子はユニバーサルデザインフォントを使用しています。

500111 2014/07 3,500(MCK)